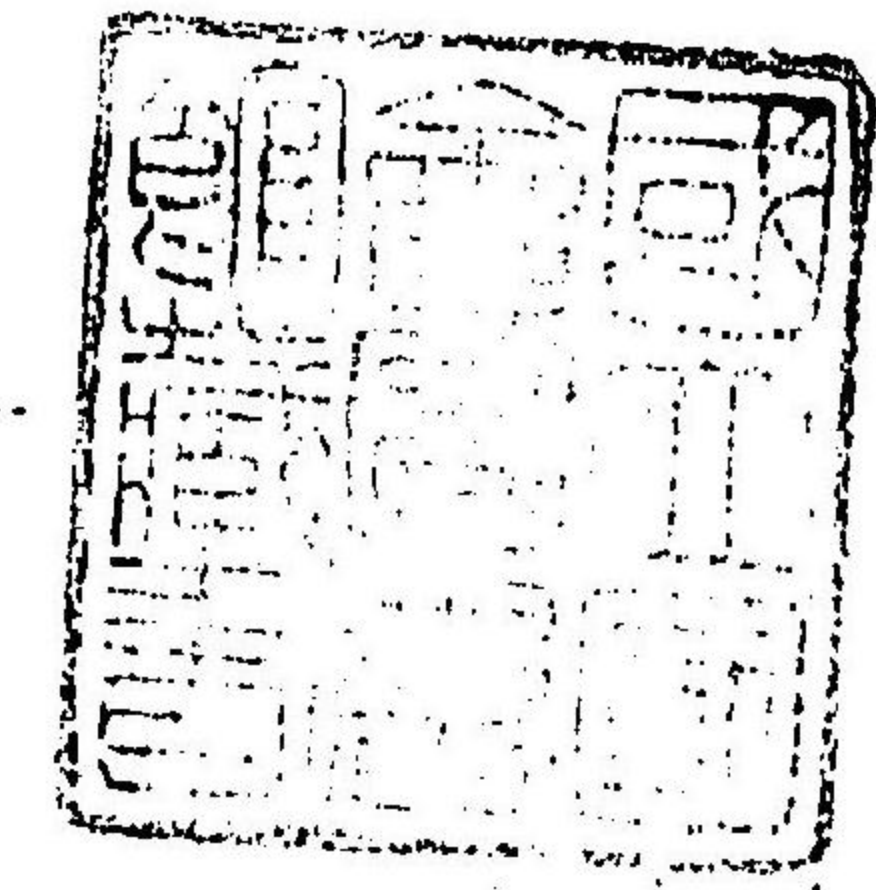


法學博士  
子爵 田尻稻次郎編纂

# 幽學全書

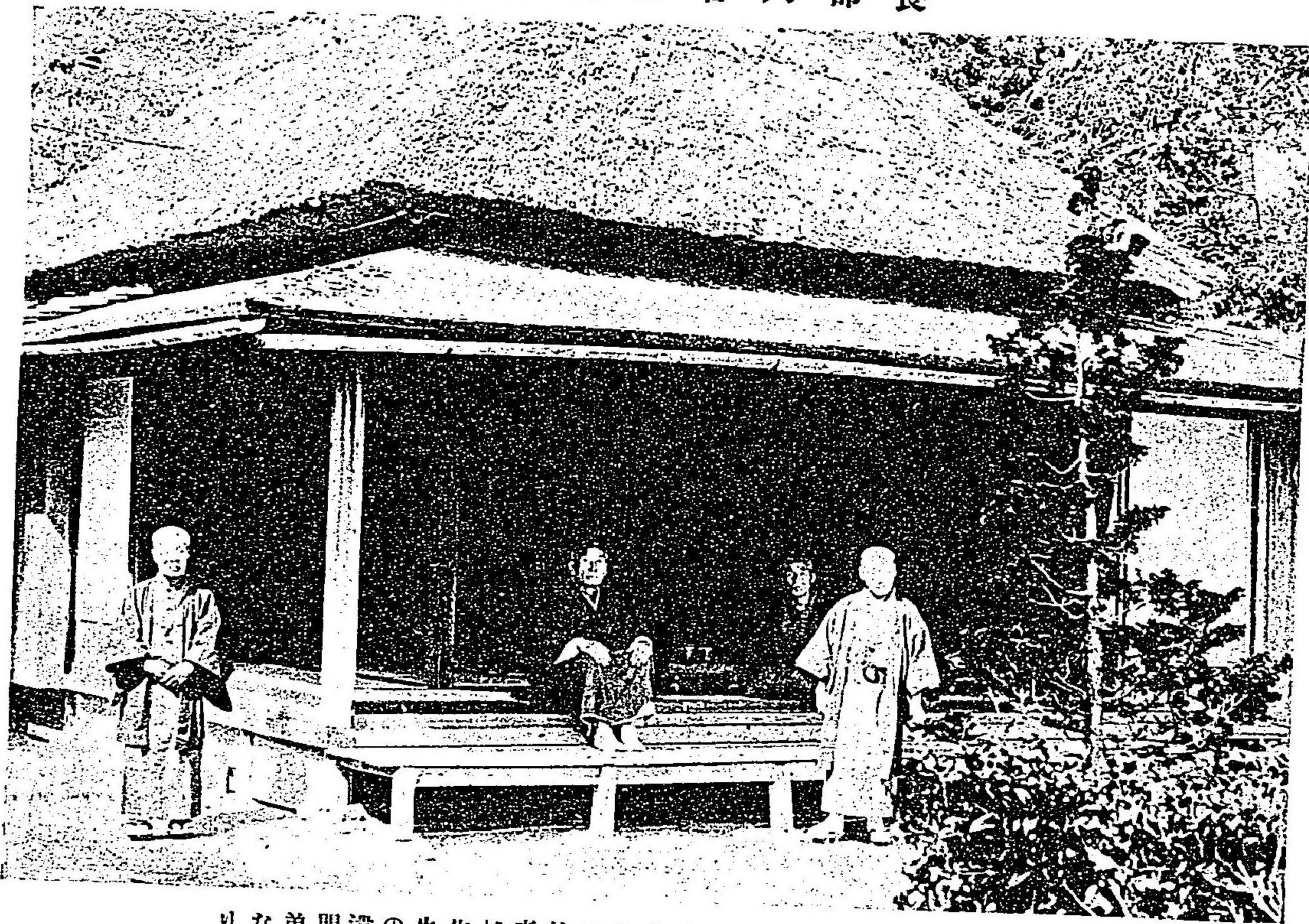
東京同文館藏版



298243

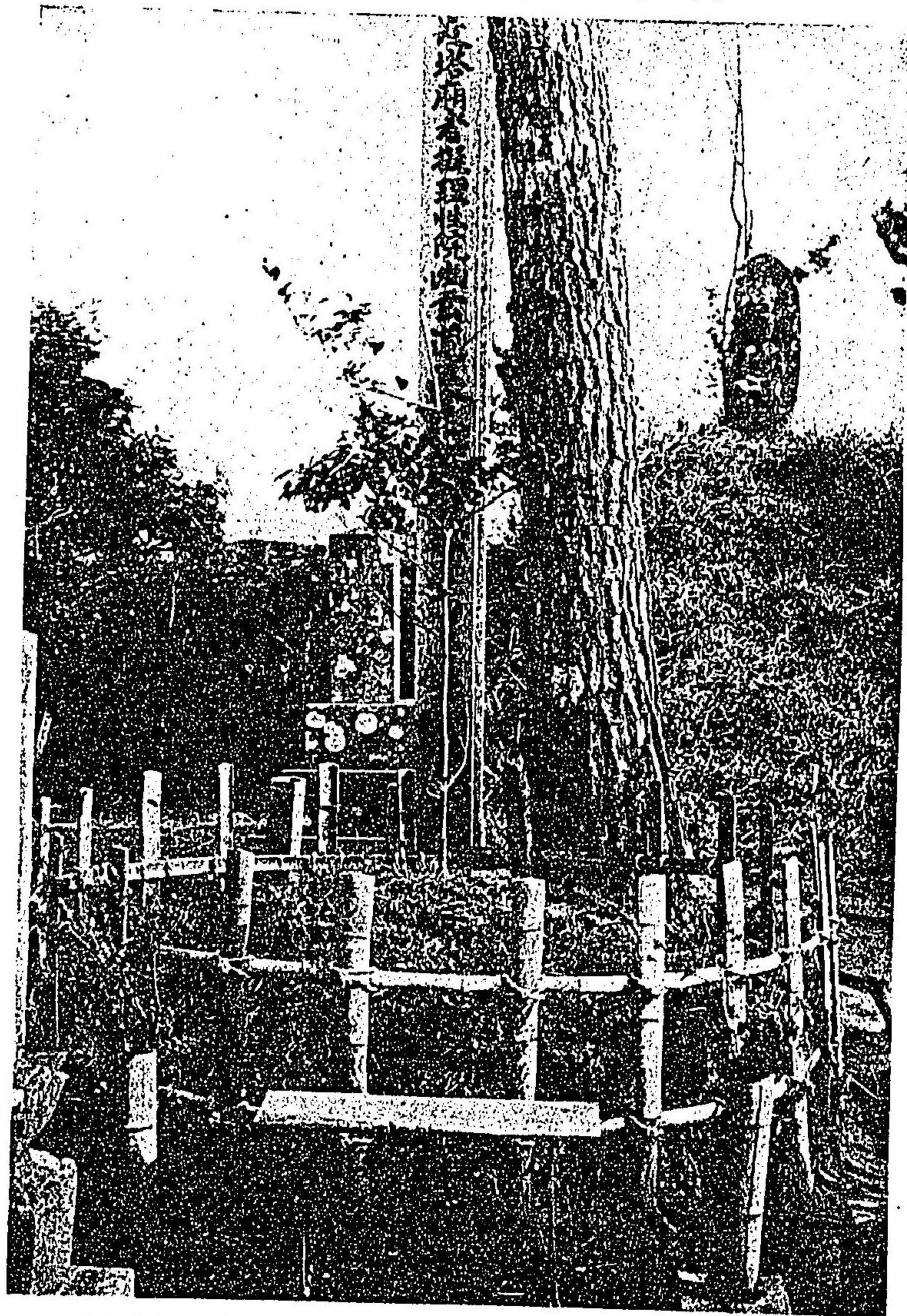


會長石性理教會



幽學先生住宅の内外の老先生の遺門弟なり

幽學先生自畫之處



轟然孤松之先生之生に憑り端正坐自畫せられたるものなり

## 幽學全書序

千葉縣下下總國香取郡中和村長部字八石に性理教會なる者あり是れ幽學遺教の所なり曾て會員高木千次郎氏予に告ぐるに幽學の事を以て予之を聞き好奇の念に絶へず氏に請ふに幽學の事蹟を記して其大要を示されん事を以てせり氏快諾則ち之を筆記して予に示さる予之を見て幽學の人格俊秀にして其業の偉大なるに驚き序して以て之を知友に示せしに見る者皆感歎せざるはなし就中静岡民友新聞社の如きは之を假摺と爲し以て有志の輩に分たんことを高木氏に請ふに至れり氏事を予に告ぐ予大に喜び其速かに成らんことを望めり。爾後高木氏に就き尙ほ深く幽學の事業を聞き其遺書を見るに其教の幽遠にして其人格の高俊なる昔日の聖賢に恥ぢざる者ありて欽慕の情愈々厚きを加へ普ねく其遺書及事蹟を蒐集し以て幽學全書を編纂し世に公にせんとする

の冀望を起し之を高木氏及同文館主人森山章之丞氏に計りしに二氏亦大に其  
 舉を賛し高木氏は材料の集收に盡力し森山氏は力を上梓の事に用ひられたり  
 而して高木氏に至りては只に材料集收而已ならず復た大に力を編纂の事に致  
 されたり夫れ事は協和に成りて分離に敗る幽學の教ゆる所亦是れに異ならず  
 而して本書の成亦此理を明かにす豈に誣ゆ可ん哉

明治四十四年一月

田尻稻次郎

## 幽學全書總目錄

第一卷 事蹟	五
第一章 小傳	五
第二章 農村經營	一四
第一項 耕地整理	一四
第二項 朝草蒔の奨勵	一九
第三項 家屋移轉の方法	一九
第四項 醫師の心得	二二
第五項 插秧	二三
第六項 家内の和合	二六
第七項 廻文	三〇
第八項 風俗の改良	三三

第九項 先祖株の組織

第三章 儀式

第一項 元旦と儀式

第二項 規式及式目

第一目 雜煮

第二目 締繩

第三目 鏡餅

第四目 松

第五目 竹

第六目 檜炭

第七目 橙

第八目 護葉

第九目 鳳尾草

第十目 昆布

第十一目 島海老

第十二目 田作

第十三目 七草目録

第十四目 七草の儀式

第十五目 十五日規式

第四章 教育

第一項 總論

第二項 胎内教育

第三項 紐解

第四項 元服丁簡定

第五項 夫婦の心得

第一目 通論

第二目 双方に通すべき心得

第三目 女の心得

目録



第四目 男の心得……………五

第六項 門生教育……………五九

第一目 通論……………五九

第二目 隨器的教育……………六二

第三目 下愚の教育……………六三

第五章 嫌疑の事……………六四

第一項 嫌疑の原因……………六四

第二項 辯疏……………六五

第一目 幽學の辯疏……………六五

第二目 門人の疏辯……………六五

第三目 幽學へ對する政府の言渡……………六五

第六章 謹慎中の心情……………六七

第七章 放免歸郷……………六八

第八章 斷じて鬼神を感じしめ身を殺して仁を爲す……………六八

第二卷 微味幽玄考……………六七

緒言……………六七

第一章 總論……………六八

第二章 五行五常……………六九

第一項 總論……………六九

第二項 善因善果を生じ惡因惡果を生ず……………六九

第三項 五行と人體……………六九

第三章 五常の適用……………七〇

第一項 總論……………七〇

第二項 性道教の之の字の意義……………七〇

第三項 人心と道心との區別……………七〇

第四項 慎獨……………七〇

第五項 愚俗の教導は猶ほ射術の如し……………七〇

第六項 性理學は天地の自然に準ふ……………二八

第四章 武士と庶人との差異……………二三

第一項 武士の學は道に近付き小人の學は慢す……………二三

第二項 武士の神髓……………二六

第一節 武士の敬せらるゝ所以……………二六

第二節 武士は義を重んず……………二九

第三節 武士は忠孝の爲めには身を惜まず……………三〇

第三項 武士は神代より傳來したる御法りの道なり……………三三

第四項 愚讓怯謙……………三四

第一節 總論意義……………三四

第二節 愚讓怯謙を以て評議するに非ざれば政を正しくする能はず……………三七

第三節 問ふ事を好むは愚讓怯謙の一なり……………三八

第五項 五常三徳も其源は誠の一なり……………四〇

第五章 武士と庶人との對照……………四二

第一項 總論……………四一

第二項 武士の子を養育する法則と庶人の子を養育する法則……………四二

第三項 武士は夫婦の別を正しくし庶人は夫婦別なし……………四三

第四項 武士の敬は厚く庶人の敬は薄し……………四四

第五項 武士の和するは自然なり……………四五

第六項 武士の斯く成りたる所以……………四六

第七項 君臣の情……………四六

第八項 仁は起發を以て知るとは大智を要す……………五一

第九項 武士は能く行ひ能く勉むべし……………五一

第十項 武士の樂は遠く慮り小人の樂は之に反す……………五三

第十一項 武士の心には法則あり庶人の心には法則なし……………五五

第十二項 武士は忠孝の人を欽慕し庶人は忠孝の人を猜む……………五七

第十三項 武士は過を改め庶人は過を正當なりと言張る……………五八

第十四項 武士は諫を喜び庶人は之を怒る……………五九

第六章 児童教育

第一項 總論……………一六〇

第二項 胎内教育の心得……………一六〇

第三項 出生後の養育法則……………一六二

  第一節 當歳より二歳までの變化及之が養育の方法……………一六四

  第二節 二歳より三歳まで……………一六五

  第三節 三歳より四歳まで……………一六五

  第四節 四歳より五歳まで……………一六五

  第五節 五歳より六歳まで……………一六六

  第六節 六歳より七歳まで……………一六七

  第七節 七歳より十歳まで……………一六九

  第八節 男子十一歳より十四歳まで……………一七〇

  第九節 女子十三歳……………一七〇

  第十節 男子十五歳……………一七一

第四項 士以上の児童教育法

第五項 大夫以上の胎内養成

第六項 大夫以上の出生後の養育方法

第三卷 道德百話

一 性は天地の和なり……………一七九

二 性道教の之の字は分相應器量相應に道を行ふべきことなり……………一八〇

三 人心と道心……………一八〇

四 道を行ふ者は稀なり……………一八二

五 道を行ふには安きよりすべし……………一八三

六 道は偏るべからず……………一八三

七 忠 恕……………一八三

八 道を學ぶに僻を去らすんばあるべからざるごとあり(八遠説)……………一八三

九 道は一なり……………一八四

一〇 善惡の標準……………一八五

一一 禮は其分相應に準て之を行ふべきものなり……………一八六

一二 禮を立つべし……………一八七

一三 分相應の規矩を守り私慾を全ふすべからず……………一八七

一四 分相應を知らざれば道を行ひ難し……………一八八

一五 分相應の緒を知らんと欲する者は中庸に志すべし……………一八九

一六 己れ節儉して人に損毛掛くべからず……………一九〇

一七 眞の節儉は金錢而已に非ず時間も惜むものなり……………一九一

一八 道に違ても一度は是非がない二度はしかたが無いを恐るべきなり……………一九二

一九 職業二重を爲すべからず……………一九三

二〇 他人の子も我子と均しく是を愛すべきなり……………一九四

二一 義務を盡すべし……………一九四

二二 百里行くにも一足宛でなければ行かれぬ事……………一九五

二三 安價なる爲めに必要無き品を購ふこと勿れ……………一九五

二四 自分が爲す能はざる事を以て他人に爲さしむること勿れ……………一九六

二五 忿るときは事を爲すべからず……………一九七

二六 何事もラシクすることを要す……………一九七

二七 其獨りを慎むべし……………一九八

二八 人慾の私しを去るに非ざれば千萬卷の書を読むとも人を導くこと能はざるべし……………一九八

二九 奉公人を使ふにも恩愛を主とすべし……………一九九

三〇 子を育つるにも法則を守るべし……………一九九

三一 子を養育するに付ては怪力話などを決して爲すべからず……………二〇〇

三二 子供を悪く云ふときは知らぬ顔して居るべし……………二〇〇

三三 家の内に金錢杯取り散すべからず……………二〇一

三四 利口振るべからず……………二〇一

三五 子を養育するには仁に近きを專一とすべし……………二〇一

三六 松の木に譬へて子を育つる方法を論ず……………二〇二

三七 子の生長するに隨て道の觀念を知らしむべし……………二〇三

三八 愚俗を養ふ幽玄を能く味ふべきなり……………103

三九 愚俗の道を學ぶことは碁を習ふと同じ味ひあるものなり……………104

四〇 繕ひ學者に陥るべからず……………104

四一 齋ける幽靈……………104

四二 偏るときは激するものなり……………104

四三 慢心無き師を擇ぶべし……………104

四四 小人の解……………104

四五 善良なる習慣ならしむべし……………104

四六 人に勝たん事而已を思ふは甚だ悪し……………104

四七 眼前の事に迷ふべからず……………104

四八 其場限りの事而已に心を置く者は薄氷を踏むが如し……………104

四九 災を以て後の幸の種とするにあらざれば遠く慮ることを得ざるべし……………104

五〇 土地の改良に意を用ゆべし……………104

五一 孝の解……………104

五二 我慢我情に募る間敷事……………104

五三 君の爲めに我身を思ふべからず……………104

五四 明日ありと思ふべからず……………104

五五 稻と稗とを見て善行を爲すべき事を論ず……………104

五六 雑草の繁茂するを見て道心の行ひ難きことを論ず……………104

五七 鶏を見ても人も愛せずんばあるべからず……………104

五八 労働を勉むべし……………104

五九 親孝行を爲さしむるは親の心にあり……………104

六〇 家内の和合すると和合せざるとは主人の意思による……………104

六一 運は天に有り果報は寝て待てとの解……………104

六二 馬鹿者の出来る原因は氣儘なり……………104

六三 誠自ら成るの解……………104

六四 後悔するは第一の學問なり……………104

六五 情の薄さと厚きとは平常の行ひにて知るべし……………104

六六 學問するは行ひを勤めるが爲めなり……………三三

六七 繩紃ふ家には孝子多し……………三三

六八 知たる而已では不可なり……………三三

六九 小事と雖も必ず急にすべからず……………三三

七〇 己れより上手なる者を猜むべからず……………三三

七一 臨機應變と雖も天地の自然に離るべからず……………三三

七二 變化盛衰は當然の理なり……………三三

七三 愚讓怯謙を守るべし……………三三

七四 道友多きは幸ひなり……………三三

七五 皇恩を忘るべからず……………三三

七六 酒色と強慾を慎むべし……………三三

七七 中の解……………三三

七八 中和を致して萬物育すとの解……………三三

七九 艱難汝を玉にすと云ふ言葉を能く味ふべし……………三三

八〇 接木に譬へて人を諭す……………三七

八一 心廣く體寛なるときは病ひも少きものなり……………三六

八二 農作物を栽培するには土地の養分肥料の吸収とを平等均一ならしむべし……………三九

八三 宥坐之器に就て……………三九

八四 隱居心を去るべし……………三九

八五 謀計を爲すべからず……………三九

八六 日待、子安講等に集會するも其方法を得ざれば甚だ悪し……………三九

八七 大酒を爲すべからず……………三九

八八 正直を守るべし……………三九

八九 足ることを知るべし……………三九

九〇 天地の自然に順へば富貴となるものなり……………三九

九一 人に悪く言はるゝは皆自分が言はるゝ様にしたるなり……………三九

九二 人は節義を守るべし……………三九

九三 何事を爲すにも油断すべからず……………三九

九四 節儉するも吝嗇に流るゝことあるべからず……………二二七

九五 儒者の解……………二二八

九六 氣儘は家内の和合を害ふ又徳を積むと雖も農業を忘るべからず……………二三六

九七 誠の道……………二四〇

九八 朝夕の飯を煮るを見ても氣儘を爲すべからず……………二四〇

九九 男の口より出たる事は反古にならぬ事……………二四一

一〇〇 難捨者義なり……………二四二

分相應の説明……………二四五

一 分相應の意義……………二四五

二 分相應の行を爲すは分業の原則なり……………二四八

三 分相應を行ふに真面目ならざる可らず……………二五〇

四 分相應と云ふ文字は消極的に非ず……………二五一

五 名利に流るゝ者は分相應を知る能はず……………二五二

六 分相應の確實性……………二五二

第四卷 分相應……………二五五

第一章 總論及誓約……………二五五

第二章 富貴貧賤の別并株の事……………二六六

第三章 暮し株の多少に由る分相應……………二六八

第一項 銀三十貫目の暮し株を有する者の分相應……………二六八

第二項 暮し株六十貫目の場合……………二七〇

第三項 暮し株百二十貫目の場合……………二七三

第四項 百八十貫目の暮し株の場合……………二七四

第五項 二百四十貫目の暮し株の場合……………二七五

第六項 三百貫目の暮し株の場合……………二七七

第四章 分相應を定むる標準は具體的なるべし……………二八五

第五卷 發教録……………二八九

第一章 九戒并關東上方の差違……………二八九

第二章 性理學要項……………二九一

第六卷 口よめ草……………三〇三

第七卷 殘す言の葉集……………四四五

### 幽學全書總目錄尾

## 幽學全書附錄目次

第一 大原幽學武士道論……………四二

第一章 大和民族武士道の源泉……………四二

第二章 武士の本分……………四六五

第三章 武士は能く守り能く勉めざる可らず……………四六六

第四章 武士は文武兩道を鍊磨すること……………四七六

第五章 忠を盡す可き事……………四七八

第六章 孝を盡す可き事……………四八一

第七章 長幻の序……………四八四

第八章 夫婦の別を正しくする事……………四八五

第九章 朋友に信を篤くすべし……………四八七



第十章 過を改むべき事……………四八九

第十一章 團體的精神……………四九〇

第十二章 責任を重んずる事……………四九二

    第二 農業經營拾遺……………四九六

        一 農民に對する武士的修養……………四九六

            (イ) 農民に犠牲的精神を修養せしめし事……………四九七

            (ロ) 呼名を以て武士的精神を修養せしめし事……………四九八

        二 積肥に就て……………五〇〇

        三 除草に就て……………五〇一

        四 頼母子講を否認せし事……………五〇三

        五 排水に就て……………五〇五

        六 正月七日旅行して開生を誠しめたる事……………五〇六

    第二 幽學親授十二ヶ條……………五〇九

一 馬鹿の様でも道を行ふは善きも眞の馬鹿には困る……………五〇九

二 至誠なることを要す……………五〇九

三 何事と雖も其始めの内に終りの事を能く考ふべし……………五一〇

四 村内一同相談して事を爲すべし……………五一二

五 古人の爲したる仕事を見て其模範とすべし……………五一四

六 性理教會の一人たることを忘るゝ勿れ……………五一四

七 人慾の私の爲めに神佛に祈るは神靈を穢す甚しきものなり……………五一五

八 敬すると諂ふとを能く區別し決して人に諂ふが如き行ひを爲すべからず……………五一六

九 悪人の解……………五一六

十 諸願成就の源……………五一七

十一 恐るべきは見極めたる積りにて見極め無き事を行ふにあり……………五一七

十二 御法度を堅く相守り決して背くことある可らず……………五一八

    第四 門人上申書……………五二二

    第五 性理學實行評論……………五二七

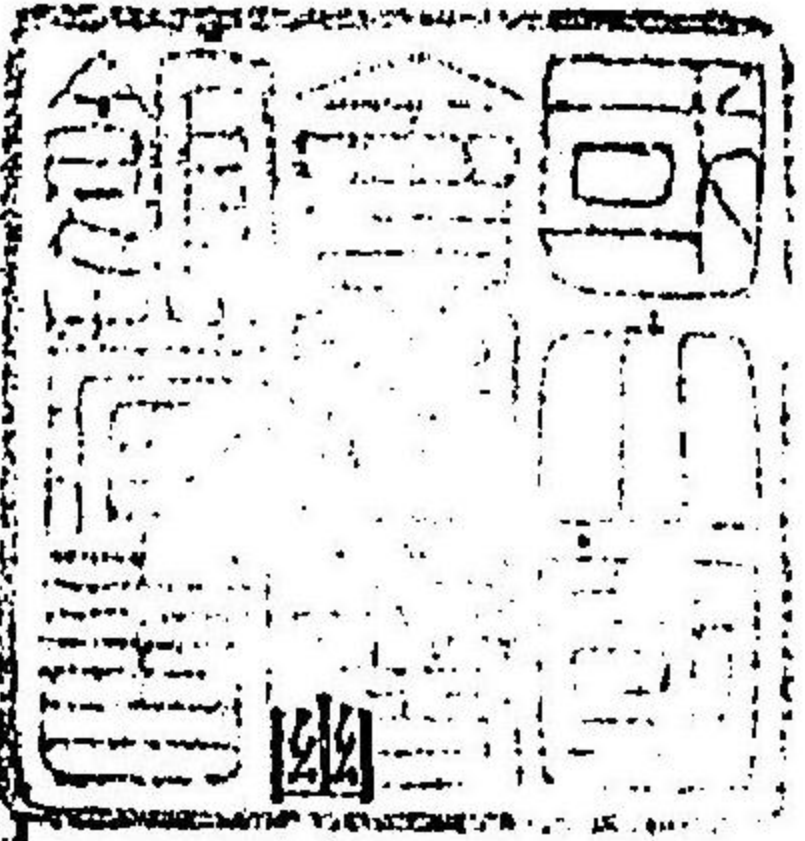
附録目次

第六	山崎氏の検査書	五五八
第七	久米氏の建言書	五五九
第八	死後門生の状況	五五九
第九	共有先祖株規約の趣旨并規約	五五九
一	共有先祖株規約の趣旨	五五九
二	改締規約	五五九
第一章	總則	五五九
第二章	會計	五五九
第三章	義捐	五五九
第四章	補則	五五九
第十	八石性理學會々則	五五九
第一章	目的及組織	五五九

第二章	名稱及存立期限	五五九
第三章	事務所	五五九
第四章	資産	五五九
第五章	資産管理方法	五五九
第六章	事務執行の方法	五五九
第七章	役員及評議	五五九
第八章	會計	五五九

幽學全書附録目次終

附録目次



幽學事蹟序

忠は以て人君を安し孝は以て邑を化す夫れ邑は國の基にして一家は邑の礎たり而して忠臣は孝子の門より出つ故に聖人教を立るに孝を以て第一義と爲す固より偶然に非るなり、竝に天保安政の頃に於て大原幽學なる者あり儒佛兩教を調和し難を易に談し易を難に説き大に忠孝仁義の道を廣め以て一世を聳動し風を革め俗を化し功績頗る顯はる、夫れ調絃の法緊緩其所を得れば則ち曲調自ら整ふ、道を説く亦然り之を凡庸に説くは須らく易きに就くへく之を半知の輩に説くは正に之に反す則ち知る難に就て一旦迷霧の裏に陥らしめ疑團凝りて解けざるに方り卒然として之に加ふるに眞理を以てせば聽者虚無より出て眞界に入る幽學の道を説くや蓋天蓋地驚然として盡界を超越す而して世多く之を知らず、是れ或は聖主上に在まし堯仁舜德草木聖情を喜ひ所謂

天下治まりて仁德藏るゝものに非ざらん乎、然りと雖も先人の功を顯はすは後人の勤めなり予か知友高木千次郎氏郷閭の關係を以て幽學の事績を知る依て別冊を手書して予に示さる予之を見甫めて幽學の事業性格を知り欽慕の情に堪へず則ち氏に諮り以て其事績を上梓し謄寫に代へ以て有志に別つことゝ爲せり抑々世道人心の興廢は國家隆替の關する所なり忠孝に依るに非ずんは何を以て乎世道を清め人心を發興するを得ん、世道人心の發興に依らずんは何を以て四海列強に伍し國威を宣揚するを得ん哉、夫れ水石に觸れは心す激す草之に風を加ふれば必ず偃す、幽學の性行は以て懦夫を起すべく其説法は以て驕奢を黜くるに足る、看者虚心以て之を翫味せば其得る所蓋し鮮少に非ざるへし、今哉我國大戰の後を享け版圖擴張國富の涵養極めて急なり而して國富の發達は農業に負ふ者尙ほ少しとせず此秋に當り高木氏の此著ある幽學在天の靈夫れ或は之を導くものに非ざらん乎書して以て隔世の傑士を紹介し

併せて高木氏の勞を謝すと云爾

于時明治四十三年八月

田尻 稻次郎

# 幽學全書

法學博士 田尻稻次郎編纂

## 第一卷 事蹟

### 第一章 小傳

法學博士 田尻稻次郎 校閱  
性理學會 員後學 高木千次郎 著述

性理學會開祖大原幽學の實蹟を尋ねるに歲月久くして其詳細を知る能はず且つ氏天資謙遜にして自己の功蹟を説くを好まざりしが故に今其深謀大志の迹を探らんと欲せば勢ひ鄙人の口碑傳説に依らざる可らず而かも鄙人の口碑傳説何ぞ能く其事實を究むるを得んや、只幽學の普通人に異なるを知るのみ、然れども之を記さるるときは其才徳功業空しく湮滅し漠然として誰か其偉志拔群の所行を知るを得んや是れ豈に慨歎すべきの至りにあらずや、故に今已むを得ず邑人の口碑傳説に基き斯に筆を

操て其概略を記す事と爲しぬ

幽學才高く學博く氣後邁なりと雖ども而かも其郷國を詳かにせず或は曰ふ尾張藩の老臣大道寺氏の出なりと氏常に門生に對し其原籍を言明せず曰く後世に至り予が教旨の世に普及するの時期あらば自ら明らかになることを得んと是れ蓋し當時封建時代の羈絆により君父の名を顯はすを憚りしが故ならん、深謀遠慮後人の企て及ぶ所に非ず是れ自ら幽學と號する所以に非ざる乎、然れども當時幽學が一二の門生に私かに傳へたる所に據れば氏は文化十一年三月廿三日十八歳にして郷里を去れり其去るに臨み乃父某之に授くるに河内守祐國の大小二振の刀を以てし恩愛の情を絶ちて生別を告げたり、時に幽學離別の情に堪へず將に履腹して死せんとせり、父即ち之を戒めて曰く武士たる者猥りに身を捨つ可らず、他國の君主に仕る事ある可からず、民家に子孫を残す可らず堅く此三箇條を守るべきを誓はしめ金三兩を與へたり

是に於て確然志を決し雲水自由の身となれり、幽學既に漂泊の身となり先づ武術を以て諸國を經歷せんと志し所謂武者修業の扮装にて美濃國よりして五畿内に遊び大和の國に至り只ある擊劍の道場に至れり、氏當時少壯血氣に任せ會釋なく打勝たるより忽ち遺恨を結べり、然れども氏之を悟らず陽に其家に優待せらるゝに任せ此所に滞在せり、其逗留中或夜故あつて外出せしに歸途突然路傍の藪より

手裏劍を飛す者あり劍大腹部に當り流血淋漓たり、剛毅の幽學事ともせず神色自若として其家に歸り主人某に其狀況を語り且曰く世には卑怯なる者あるものなり慙く迄の遺恨あらんには何故に尋常に決闘を爲さぬものにと即ち手裏劍を抜き取り席上に突立たるに主人を始とし三百有餘の門人相顧みて顔色土の如く頗る慚愧に堪へざるの狀を呈せりと云ふ、爰に於て幽學惟らく前途有望の身を以て武術を以て世を渡るは危険にして策の得たるものに非ずと、是より専ら心を儒道に傾け大學中庸孝經の微味幽玄を探らんとし京都に至り九條閣下の家臣たる田島主膳なる者と舊知あるにより文化十一年より同十三年まで此所に寄寓し文政元年紀伊國高野山に至り佛教を研究すること三年、後ち長門國近藤美酒に就て神道の大旨を學び、其より丹波丹後を遊歴し文政四年近江國松尾寺提宗和尚の許に至り儒學を研究し居る事二箇年又中江藤樹の教方に絶り風教を玩味し大に得る所ありしと云ふ、其後諸國を遊歴し諸大家の高論卓説を聞き大に發明する所ありき、文政十三年三月七箇年目にて提宗和尚を松尾寺に訪ふ談論答曉を徹す、和尚幽學の學既に熟せるを知り喜悅感泣して曰く汝予が如く隱者に陥ることなくして世に道を傳ふべしと、幽學又豁然として人の心は天地の和の如くなる眞理を感得し瞑目無言の裡に別離を告げ廿三日の天明伊吹山を下る折柄櫻花の爛熳たるを見て

世をさればなほ美しく、花の春

と打詠に進て美濃に入り岩村の藩士大野某を訪ひ不在なりしかば更に信州上田の驛小野澤辰三郎方に至り修身齊家の事を論ず、小野澤氏は篤學の士なりしかば則ち幽學に請ふに止まりて其教を傳播せんことを以てす、氏之に應じ多年蓄積する所の意見を開述し期月ならずして門人數百人の多きに達せり、天保二年七月幽學萬事を小野澤氏に託し江戸を指して出發せり、其去るに臨み上田小諸の門人惜別の感に堪へず師弟暗涙に咽ひ乃ち一首の別辭を賦す其歌に曰く

別かれても心はかよへ友人の

誠の道にへたてなければ

幽學

其より江戸を見物し房州を遊歴し天保二年上總國長生郡一ノ宮に至り併屋治兵衛方に止宿し此地に教導せり、忽ち飛報あり小野澤辰三郎死去すと舊情忍び難く馳せて小野澤氏の宅に至れば辰三郎病篤しと雖ども尙ほ死せず其父六左衛門幽學に請ふに辰三郎を具して再び諏訪に至り名醫某に託せんことを以てせり義捨つ可らず則ち諏訪に至れば藥石効あり六七週間を経て全快す、親戚朋友之を見て喜ぶこと甚し、辰三郎人と爲り眞摯至誠にして自己の奉養に澹泊にして他人に深切なり而して其温平たる容貌颯爽たる風姿は一見人をして其威望に服せしむるの徳を有せり、故に幽學深く之を信じ信濃の教導を彼に託し意轉た易し、然れども人命は猶朝露の啼き易きが如く生滅無常の風は十善の花に荒く好

漢辰三郎一朝忽如として長逝す豈に哀惜の情に堪へんや則ち一首の和歌を詠じて之に送る

春は花秋は紅葉と眺めしを

たゞさる渡る空のみぞ見る

幽學

其後ち諸所を巡りて北總海上郡銚子町に至り香取郡長部村の名主遠藤本藏氏に出會し終日修身齊家の談話をなし人は天地の別神靈たるものなれば人も天地の自然の如く其分相應器量相應を能く悟り其分に應じ其器量に従て行はざる可からざる所以を説くや遠藤氏大に感じ直ちに幽學を仰て師となし伴ひて長部村に歸り自家の書院を假教場と爲し以て該地方の弊風を矯正せんことを以てしたり是れ即ち性理教會の濫觴なり「因に云ふ遠藤氏人と爲り温厚篤實にして慈善の情深く其名主となるや専ら地方公共の經營を完ふして民力の充實を圖り郷黨隣保の團結を鞏固にし以て村内人民の福祉を擧ぐるを以て自ら任じ常に草鞋を着けて田畑を巡按し業に荒む者あれば親しく之を諭し怠學の兒童有るときは諭して發に詣らしめ又村内一同にて道路修築するときの如きは自ら鋸、鎌、斧、鋤、鉋等を肩にして其業務の進行を計り一村を見る一家の如くなりしと云ふ」幽學の長部村に至るや先づ遠藤本藏氏の書院を以て教場と爲し性理を講義し進んで諸徳持、松澤、長沼、飯倉、鍋木、足川等の諸村に出講して倦む所なく期年ならずして門生千を以て數ふるに至れり

是に於て教導を南陽道人、宇井出羽守、遠藤本藏、本多元俊等に託して再び諸國遊歴の途に上れり  
時に天保六年如月二十三日なりき、先づ南總房州を遊歴し天保七年江戸に至り居ること數月、然るに  
北總の門弟幽學を欽慕すること赤子の慈母に於けるが如く離別の情盡し難く道友一同議定契約して其  
奥書を請ひ且つ從來の如く性理教會の主と成り忠孝仁義の道を講じ修身齊家の道を説明し分相應器量  
相應の規矩準繩を明らかにせんことを以てしたり、幽學其情の厚きに感じ再び該教會の主たることを  
諾して北總長部の里に歸れり、今左に其議定契約及奥書の全文を示さん

道友議定の事

御法度を堅く相守儀は勿論左の事は決して爲す間敷事

- 一 博 奕 一 不義密通 一 職行二重 一 女郎買
- 一 強 慾 一 謀 計 一 大 酒 一 訴訟發頭
- 一 己れ儉約して人に損毛掛く間敷事
- 一 疱瘡はやし或は厄除、風祭、神事、祭禮、念佛の類ひにかこつけ狂言、手躍、淨瑠璃、長唄、  
三味線の類ひ總て人の心を浮かす所作
- 一 初着祝ひ紐解祝ひ十五祝ひ或は日待、庚申、子安講の類ひにかこつけ酒類美味等一切催間敷事

右に記す所は勿論、其外怪力亂神、或は分に應せぬ儀并に奢りが間敷儀、或は危き商ひ、身の行ひ  
等致すに於ては子孫滅亡致す所以の味ひ等を承知任上は右體行ひ惡敷者有之節は急度可致諫言事、如  
斯致議定上は私共若し右體無道の行ひ仕事於有之は何程嚴敷御誠被下候共御受申急度相愼み可申候、  
萬一御誠めに相背さ或は浮かれ或は激し忤して右箇條の内ならずとも被致無道之行御人は致見捨義は  
亦相互ひの事に候自分々々も亦於致無道之行は御見捨被成子孫迄滅亡候共是全く自ら作せる過ちに候  
へば御見捨の義少も御怨申間敷候議定仍而如件

天保六年九月

南陽道人印  
 宇井出羽守印  
 遠藤本藏印  
 本多元俊印  
 外數十人印

于時天保六年如月余一度此地を去る其後ち北總道友一統相談の上議定爪印せし由し江戸表へ申送り  
是に奥書を乞ふ余則ち悦て奥書するものなり



夫れ民なる者萬々歳家名全くする事の及び難き所以は常に演べたる所なり

堯舜文周の後すら暗君の代となりては亡びたり況んや我等の如き言を残すとも書き残すとも各々が子々孫々を何ぞ有たしむるの所以あらんや、嗚呼定め無きは世のならひなり、然れども余が常に語る我朝には萬代不易の御法あり且今天下泰平の御代なれば各々が志によつて永續の法則立つべし、其所以は聊か五人十人の家内の者を修むる身分故各々我朝の御法を慕ひ奉りて道の爲めに功有る人の子孫は何さまよろしからずとも我子に替ても信を盡し導く事相互ひにすべし、其互ひにする事三世の中廢せざれば則ち家名永續の法則となるべし、然れども三世の中を廢せざるには先づ面々の子を育つるに道友の言は微しも背く事はならぬものなりと思ふ様に育て置かずんばあるべからず故に必ず先づ己れに道友の言は微しも背かずして日々是を見せて以て子を育つべし而して以て議定を能く守り三代を過ぎ是を四代に押移さば則ち永續と成るべし、亦世の人は四代の中の危からざるを以て議定を守る道友多く成るべし以て萬々歳家名全かるべし、庶人に於て是に勝る孝行あるべからず、是等の方法も消滅する所以の多き事數を知らず其のあらましを以て萬運すれば掌を指すが如く悉く知れるなり故に其あらましを記するものなり必ず怠り無く常に能く押て知るべし

第一には自分の身代を自分のみ好き勝手にせざる事次には各々議定する所の簡條なり又世に秀たる富貴とならば極めて危き事無くとも當時慢學發向故各々が子孫にも書を能く讀者出で若し慢學に移らば聖人の語を以て我意を演ぶる坏果して法則を失ふ事もあるべし、是等の類ひ證據を以て傳へ置きたる事故余が無き後道友の集會には必ず其の衆説を以て余が一人の事を撰ぶべし然るに於ては極めて余が十倍の智顯はるの事ある試し有り故に必ず微しも我意を用ふる事勿れ必議定を堅固にし是を三代後に自然と押移るの外念ふこと勿れ疑ふこと勿れ世上に所謂傳授の微妙と云ふは何れも皆常の言に有る者なり故に余が常に語りし事毎を以て極むべし

再 三

余が常に云ふ各々思ふ所は其子孫生涯思ふ事の種と成るなり然らば事は替ると雖ども意は其子々孫々の心に其儘に傳るなり自分の身代も子供も自分の好き勝手にならぬこそ極めて永續の原なり

門生誓約せし事

幽學の長部に歸るや益々其教會の基礎を鞏固にせんと欲して先づ門生共をして専心一意道德的行爲をなすべきことを誓はしめたり神文なるもの即ち是れなり

爾後必ず此の方法に依り毎年十二月十七日此の如くなしたり神文式と稱するもの即ち是なり左に其

全文を示さん

神文之事

一此の度私共性理學道友に御加入被成下難有奉存候然る上は少も我意申間敷候且己が愚を恥らひ秘置候事迄も無腹藏明し合心の穢を洗ひ道を學ぶ事に候得ば互に可恥事坏道友の外妻子に至るまで猥りに爲語聞間敷其外朋友の信義急度相守可申候若於相背は可蒙三神の御罰者也依而神文如件

年 號 月 日

何 村 何 の 某 爪 印

大原先生

此神文狀は銘々の自筆なり前々より手習て世話人専ら教習をなす

十二月十七日此神文式を執行す依而十六日夕より本人及世話人入石教場へ參會す

十七日曉正八ッ時(當時は午前二時)先生初本人皆浴して服裝を改め先生の前に於て彌一心不變の性根を定め神文狀姓名の下へ爪印をする也

小前夜一統立會列坐して共に精心を添へ此式終りて一同慎み而教師の前に至り心法の備へを立て禮し且立會人一同へも禮謝するなり

右にて神文式終了するものとす、神文式終れば幽學より左の箇條を讀み聞かせるものとす

- 一 さのますすんでよかつた
- 一 これからいよ／＼道學稽古の始めなる事
- 一 己れが心に道を積み上ぐるくせを付る事
- 一 道を以てする事は早速は分らぬ事も多けれども後に行く程善のあらわるゝ事
- 一 目前の事に氣をうばわれ間敷事
- 一 道に違つても一度は是非がない二度はしかたがないを恐るゝ事
- 一 學びが一日やすみになるのあやうき事
- 一 百里行くとも一足づゝでなければ行かれぬ事
- 一 十度や二十度はやめるより外しかたがなき様な氣が出る事
- 一 進む時もありぬつから氣のはいらぬ時もあれども學びは其内に有ること
- 一 少し出來るとたいそうに思て慢心する事

第二章 農村經營

第一項 耕地整理

耕地整理は土地の農業上の利用を増進するを以て目的と爲すものにして其方法手段とする所は土地の交換、分合、開墾、地目變更其他區劃形質の變更若くは道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等の變更廢置又は是に伴ふ灌漑排水に關する設備若くは工事を爲すにあり

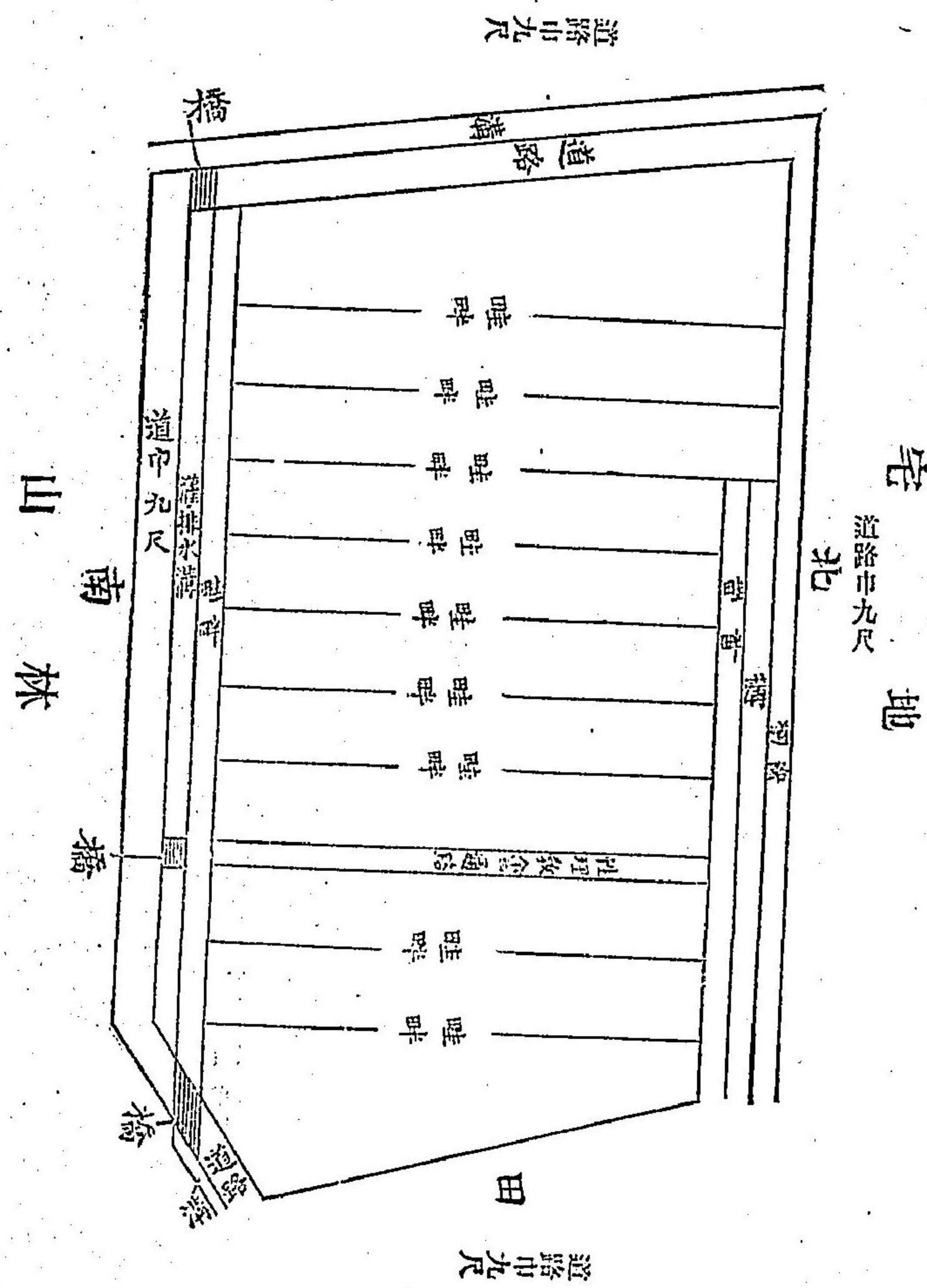
之を統計に徴するに耕地整理、種子の鹽水撰、有効肥料の使用、通苗代の廢止、稻草の正條植法、害蟲驅除等諸般の改良等を施すに於ては單に現在の規模耕作法を以てするも尙ほ千七百萬石の増收の見込確實なりと云ふ然るに害蟲驅除を行ふにも二毛作及正條植法を爲すにも耕地にして不完全なれば不便些少にあらざるを以て先づ第一に耕地整理をなさざるべからず、是に於てか現時我國にては一定の條件を具備して出願する者には補助金を下附して盛んに耕地整理を奨励しつつあり、幽學夙に此點に着眼し天保七年耕地整理に着手し門生の一部をして之を爲さしめたり、其方法たる今日の進歩せる學理上より觀察すれば不完全なることは論を俟たずと雖とも又以て其要を得たりと云ふべし請ふ左に其大略を述べん

幽學の耕地整理に着手するや道路、溝渠、畦畔の改良は勿論特に灌漑排水の設備に意を用ひ而して土地の交換、分合を爲さしめたり、其土地の交換を行ふに就ては普通農民の習慣として祖先傳來の土地をば一步も失ふこと能はず少しも枉ぐるること能はずなど主張すること有勝なるに之に反して幽學の教

化を受たる農民は皆自己の利益よりも他人の利益を重要視したり故に交換に際しても坪數の多少を以て其當否を決することなく唯甲者は乙者の便利を圖りて乙者又甲者の利益を希へるを以て孔子の所謂己れ立んと欲して人を立て己れ達せんと欲して人を達せしむと云ふ忠恕の積極的例解を人類實際の生活状態に實現せしむるを得たり、されば南方に在る某の畑地と北の極端に在る田地と交換したるあり又西方にある山林百五十坪と中央にある田地と交換したるものあり、此の如く土地を交換して耕地整理に着手し先づ宅地を樞要の地に構へ(他日移轉せしむる目的にて)田畑山林を其近傍に置かしむるの方針なりしなり、然るに後に説くが如く嘉永安政間に幕吏の嫌疑に觸れ自盡したるを以て事中途にして廢絶したり

幽學の耕地を整理するや從來大なるは百坪、小なるは三十坪甚だしきは五坪三坪なる田を變じて小は百坪、大は四百五十坪になし、曲直甚しき畦畔を正直と爲し、插秧に正條植法を實行するに便利ならしめたり、道路溝渠を改良し排水引水に便利ならしめたり、一夜にして引水し排水することを得せしめたり、此の如く排水引水共に便利なるを以て二毛作を行ふことを奨励せり、二毛作は插秧前に際し甚だ多忙なる嫌ありと雖ども土地を肥沃ならしめ且冬季の(麥、菜種等)收穫を得るは勿論米の收穫を増加し得るものなり、今其整理の成形を見るに概ね左の如し

### 大原幽學耕地整理を實行したる模範區略圖



### 第二項 朝草刈の獎勵

耕地整理を爲すときは從來の肥土而已にて充分ならざるを以て勢ひ新土を以てせざる可らざることなるべし故に最初の二三年間は稻の栽培宜しからず故に肥料を増加せざる可らず而して肥料を増加するに就ても買入肥料而已を以てするときは經濟上大に不利なるを以て一般人民をして朝草刈を勵行せしめたり、今朝草刈りの利益とする所を察するに朝草を刈り取る事を勵行するときは肥料の經濟上より見るも將た家畜の飼養上より考ふるも農作物の收穫より推すも莫大の利益あるは言を俟たざる而已ならず朝草刈は毎朝早起するが故に此れが習慣となり夜遊びの弊風を掃ひ奢侈、遊惰、淫猥、放逸の風を一洗することを得べく朝早く起きて山林に出づれば新鮮なる空氣を呼吸することを得るを以て人體を健康ならしむるを以て衛生上にも利益少なからざるなり

元來我國は山林原野に富み就中草山と稱するもの頗る多くして且つ其成長宜しきが故に此天恵を無用に暴殄するは策の得たるものにあらず況んや青草は肥料として有效なるのみならず家畜の飼養に供したる上更に之を肥料に供することを得るの利あるに於てをや

### 第三項 家屋移轉の方法

家屋移轉法に就ては別に記すべきことなきが如しと雖も幽學が家屋を移轉する方法に就ては少しく

特色あるを以て左に其概略を記さん

家屋を移轉せしむるは耕地整理の結果として住民皆土地交換法を行ひ一箇所に多くの田地を有するに至るを以て其土地の附近に移轉するを便利とするが故なり斯くて土地中の最要部に宅地を構へたり（尤も先年耕地整理に着手するや山を崩し谷を埋め而て宅地を其最要部の高地に置くの計畫を爲し置きたり）

田地中の最高地に宅地を構ふれば下水洗水等皆自己の田地へ流れ込むを以て是が爲めに五六百坪の土地は他の肥料を要せざるに至るものなり又家の傍か又は後に山を負ひ畑地を近傍に求め田地を成るべく一箇所に集中するの方針を立て實行せしめたり、然るに不幸にして幕吏の嫌疑に觸れ本多加賀守の取調を受くること六年の久しきに及び門弟又其教義に違背するもの多少出来たりしかば自ら責任を負ひて安政六年三月八日遂に自盡したるを以て其目的を達すること能はざりしを遺憾なる

家屋の構造法は奢侈に流るゝを防がん爲めに表は藁庇とし裏は瓦を以てするも杉皮を以てするも適宜とし構造間取り等其分に應じて差等あり勾配は低く五寸勾配と爲し家根の厚さ一尺二寸を限りと爲したり是れ一見或は經濟上に不利なるが如しと雖も交際上常に節儉を守る爲めに此の如く爲さしむるなり柱は大に失せず小に失せざる様四寸角と爲し味噌部屋臺所納戸各々一定の法則あり敷居嚙

居厚さ各々一寸八分と爲したり

#### 第四項 醫師の心得

古語に曰く醫は仁術なりと蓋し醫は人の身體生命を保護するものなれば人を愛し之を憐むの意思なきものは人の病を治すること能はざるなり、我邦鎌倉時代なる梅尾の明恵上人は時の執權職たる北條時頼に曰へるあり「國を治むるは猶人の病を治するが如し私慾を去らば天下泰平なるべし」と此の如く人の病を治するには宜く私慾を去るべきものとす幽學の門下には醫者多きを以て天保七年其心得方を記して私慾に流るゝことを誡め其仁術たる任務を全ふせしめんとしたり、余幸に幽學が其最高弟たる本多元俊氏に與へたる書を得たれば左に其の全文を示さん

#### 醫師生涯心得の事

- 一 仁道を専らとすべき事
- 一 藥賣には成る間敷事
- 一 風雨雪霜の厭ひ無く病家を見廻り懈怠ある間敷事
- 一 飲酒生涯禁之事
- 一 病家にて成丈食事せず空腹の節麥飯粟飯にて別に支度せざる品は食することもあるべし

- 一 藥禮の多少にかゝるべからず
- 一 醫行は人之難澁を救ふの仁事故成丈藥二帖か三帖にて病平癒を心掛くべき事若し人々難儀に心付無きに於ては父母を耻かしむるのみならず其身生涯の安堵極むべからず故に右七箇條に不限是に類ひする事は日々願て速に革むべし爲入念殘之

### 第五項 挿 秧

大 原 幽 學

挿秧に際し正條植法を行ふは近時の事に屬し維新前後までは概して雜植法にして稀れに二三の篤農家ありて正條植法を爲しつゝあるを見ては却て其迂遠なるを罵倒嘲笑する狀況なりしと云ふ、然れども正條植法は空氣の流通と日光の透徹宜敷が故に稻の莖を強剛ならしめ米の收穫を増加する而已ならず馬耕、除草器の使用等便利些少に非ざるなり

幽學曾て此點に深く意を用ひ天保七年挿秧に際し耕地整理の完了せし土地に正條植法を行はしめ爾來年々歳々其區域を擴張して遂に多くの門生をして皆之を行はしむるに至れり、其方法は現時の進歩せる學理上より觀察せば猶不完全の點はありしなるべしと雖も斯かる時代斯く多くの人をして正條植法を行はしめたるは誠に卓見と謂はざる可らず、幽學の正條植の方法は概して實地に就て教へたるも

のにして別に書き殘したるもの無ければ其詳細を知るを能はず故に今其子孫の口碑傳説に基き其の大概を記さんとす

苗を本田に移植するに方り稻の種類により其莖の強固なると薄弱なると其莖丈の長せると然らざるとにより土壤の性質を能く鑑別し此土質には如何なる稻草が適當するやを能く考へて最も適當せるものを選択して挿秧す元來幽學は土壤の性質を鑑識するに天稟の妙を得暗夜杖を以て土壤の性質を見分けたりしと謂ふ

苗を本田に移植するには先づ苗を抜き取らざる可らず苗をぬき取るには丁寧にして之を折らざる様能く苗の根本に指の先を入れて根より掘り返して引取る様常に心掛くべし若し苗の根本に指先を入れずして中程に手を掛けて苗をぬき取るときは苗を折るものなれば能く注意すべし、苗の幼莖は極めて微妙なるものにして葉の中に隠れ居るが故に極めて傷害し易きものなり、苗を傷害するは恰かも我子を傷害するに均しく生長悪くして收穫上に影響するものなり、然れども苗を丁寧になき取り傷害す可らずと云と雖も絶對に根を切る可らずと速断するは否なり何となれば古根を切るは敢て差支なきのみならず夫れが爲めに稻が刺撃を受けて却て新根を生ずるの傾きあればなり

- 一 正條植法を行ふには六尺四寸毎に繩を張りて各自持分を定め六尺四寸に八株と爲し六尺四寸四方

に六十四株と爲すを通例とし土質に依り肥料の多寡に依り九株又は七株と爲すものとす

- 一 正條植法を施すには先づ自己の身體を正しくし六尺四寸の八株を三分し右方三株即ち二尺四寸左方も同一にして中央二株一尺六寸と爲し而して兩足を左右と中央との間に置き左方繩際より植始め一三三四五六七八と八寸ごと挿秧して右方の繩より八寸の距離にて止るなり何故に八寸の距離にて止まるかと云ふに左右共に四寸宛の距離を取るは頗る困難なるものなれば左方の距離を採らず右方の距離を採るものなり、此の如く法則を定め身體を正しくせば自由自在に手を振り廻すことを得るは勿論自分の足元へ苗を挿秧すること決して無きものなり最も注意を要すべき點は苗の株を足跡に當らしめざると稻の古株に挿秧す可らざるにあり若し不幸にして是に當るときは手にて是を除き其跡に挿秧すべし然らざれば稻の生育を甚しく害するものなり又風に向て挿秧せず風に従て挿秧すべきものとす例へば北風なれば南に向ひ南風ならば北方に向ひて挿秧すべきものとす風に向ひて挿秧するときには深植にせざればぬけるの恐れあり

- 一 挿秧は深淺何れが可なるやと云ふに土質に依りて同一なること能はず依て幽學は土地を上中下の三等に分ち其方法を異にせり、要するに苗の倒れざるを限度とし挿秧するを以て最良とす、深植の有害なる點は根のある場所土中にあるを以て温度低く隨て根の生理的機能弱くして肥料の養分

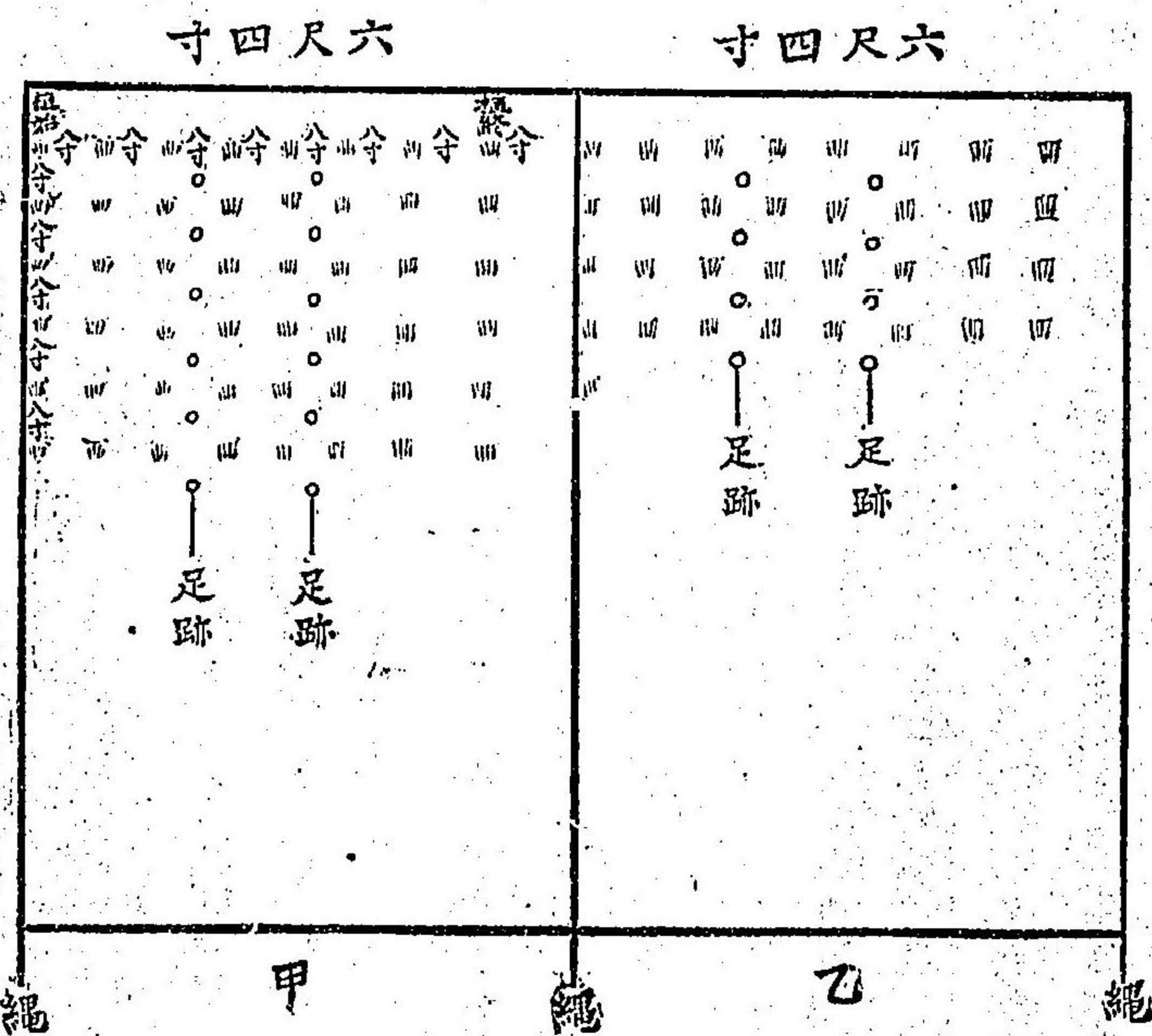
を吸収することを妨ぐるにあり

幽學が何故に六尺四寸と定め縦横に八株となし六尺四寸平方に六十四株となしたるやと尋ぬるに是れ伏義氏の易の六十四卦に象どりたるものにして縦横共に八株となしたるは乾兌離震巽坎艮坤の八卦に象どりたるものにして縦横共に正直なり而して直は其心體の正を言ひ方は其制事の義を言ふ直を修むる敬に非ざれば能はざると同じく縦列正ならずんば横列直ならず、横列直ならずんば縦列正ならず、縦列共に正直にして邪曲なければ共に正しきを得るものなり、是れ恰かも人心に於て邪曲の念其心に萌すを得ざるときは則ち内直を期せずして自ら直なり、之を行ふ義を以てせざるときは偏頗の端となり之を事に施す所なく又外方を期せずして自ら方なり若し敬直ありて義方ありて敬直なきときは則ち孤にして大とす可らず直は中なり中なるが故に正なり正なるが故に方なり方は周圍皆正直なるが故にして其正を易へず其所に止て移らざるなり、内の法を體するは忠孝の心を存するものなり又何故に易に象どりて正條植の方法を定めたる乎は神意に基きたるものなり、易は神に通ずる學にして神聖にあらずんば以て神意に通ずること能はざるなり米國第一世の大統領ワシントン氏言へるある農業は諸職業中神聖且つ健全にして最も利益あるものなりと蓋し農業中最も重要なものは稲作にして而して稲作中最も大切なるものは挿秧なり、是れ我邦の慣習上亦た然らしむる所なり。抑々我國は

天照皇大神の御詔の如く豊葦原の瑞穂國と稱し萬葉中最も農業を重んじ稻荷神社を崇めて以て農事の神と尊拜し又春季に於て諸々の神社にて執行せるを御田植祭と謂ひ農家に於て田植始、田植終、稻刈始、稻刈終、田耕始、田耕終には必ず一定の儀式をなし神に對して敬意を表するを見ても稻作を以て重要視したるを知るべし幽學深く此點に留意し正條植法を行はしめ其縱横共に正方なるを見る度毎に我身を省るの機會と爲さしめ人類の意思をして正方ならしめんと爲したり、蓋し人の意思にして直ならずして枉れるときは交際上全きことを得ざるべし則ち不正不義の行動なく自ら意思を神聖にし節儉の美德を養成し自然の富貴を求めざる可らず

幽學の挿秧法に就き一老農に質せしに挿秧に就ては身體の備へ大切なることは言を俟たずと雖も左手を以て苗をより出すも大切なり是に依りて苗の根本に揃と不揃とを生ずるものなり能く揃ひ居れば右手にて挿秧するに就ても極めて完全なることを得べきものなり、右手にて挿秧するに就けても指の活動が又大切なるものなり中指にして能く活動せざるときは苗の根を土中に挿み込むこと能はずして淺植すること能はざるものなり故に挿秧に就ては成るべく苗の根を植込む様常に注意すべきものなり苗の根にして植込まれあらんには苗のぬける恐れなき而已ならず稻の生育極めて佳良なるものなり云々と、今圖解を以て幽學の挿秧法を示せば概ね左の如し

本圖に示すが如き左方の繩際より植初め右方の繩より八寸の距離にて止まる





左方より植初め右方迄八株植終るときは更に又左方より植初め決して右方より左方に植へ行くことあるべからず又右方より植ゆるときは正直なることを得ざるものなり

足跡は必ず一定すべきものなり若し亂だるゝが如きことあれば身體の備へは不充分なるものなり故に充分練習するに非ざれば殆ど不可能の事なり、幽學深く此點に意を注ぎ門弟の子弟をして常に練習せしめ平日閑暇の時一定の場所に集めて龍のひげ(草名)を以て苗となし頻りに練習せしめたること實に六年の久しきに涉れり、乙に至りては甲の植たる株に能く倣ひて植るなり以下皆同じ、其他巧妙なる方術筆紙には説明し難し尙詳細の事を知らんと欲せば實地に就て見られよ

#### 第六項 家内の和合

我國に於て家族は社會に緊要なる位置を占むるものにして一方には勸善的運動者となり一方に於ては社會的運動者となるものなり、社會活動の原動力は一に家族にありと云ふも敢て誣言にあらざるべしと信ず、今や我國は歐米先進國の學術輸入せられ家族の特性は往古の如くならずと雖も其社會に必要なる點に至ては毫も往古と異なる所なし、實に家族は社會を良好ならしむるに必要缺くべからざるものなり何を以て之を言ふ曰く家族にして勸善的運動を爲すことなくば忽ち社會の分離を來たすや疑ひを容れず、家族の勸善的運動は人性の至情に基くものにして兒童の智識を發育せしめ勇氣を養成

し又其の成長の後ち用を節し業を修め其資産を増殖し益々社會の繁榮を希望するに至るも皆家族の方に據らざるはなし、然らば家族は常に輯睦して決して相背違することある可らず。今や我國に於ては種々の組合を組織し一郷一村の和合輯睦を希圖するも家族にして和合輯睦せざるに於ては其和合は單に形式上の和合輯睦にして實質上に於ての和合輯睦は之を望むことを得ざるべし

家族の和合輯睦は一家の繁榮幸福を來たす而已ならず延て國家の隆盛に及ぼすを得べし、孔子曰はずや和は天下の達道なりと孟子又曰く天の時地地利に若かず地の利は人の和に若かずと家族の和合輯睦は生産事業に従事する者と否とに拘らず其幸福を増進するに必要缺くべからざるものなり、今農業者を以て之を譬へんに朝に霜を踏んで野に出で終日耕耘に従事し夕に星を戴て家に歸り夜間又業務を爲す其勞働の劇烈なる之に比すべきものなからん、然れども家計の安全を計り之を子々孫々迄も永久に保ち得る上に於ては王公貴人の富貴尊榮に優るの安心あるものにして彼の農家の節儉にして高尚なる人格を養成する所の羨望すべき風俗は世界廣しと雖も之に超越するものなからん

農業は夫れ斯の如く幸福なるものなりと雖も家族にして和合輯睦せざるに於ては此の幸福を空くせしむるに至らん、余輩斷言す我國の農業を振興せしむるの道は家族の協同一致なりと若し又家族にして和合輯睦せずして各自其意思の相異なるに於ては仕事は常に遅れ蒔時、植時、刈取の時期を失す、農

事に於て是等の時期を失するときは生長悪しく又蟲害の憂ありて收穫増加することなかるべし、又刈取の時期を失するときは折角成熟したるものを空しく地上に墜落せしむるのみならず品質を粗悪ならしむるものなり、幽學夙に此點に着眼し農業者の家族をして常に和合輯睦ならしめんが爲めに家族一同をして毎夜翌日の仕事の相談を爲さしめたり

又其田畑を耕作するに就ても勉めて其分相應器量相應を知り是より一割乃至二割を減少すべし例へば一町一反作りて宜きと思ふ所は一町作りて一町に一町一反歩の勞働を爲し肥料を施すべしと爲したり又時間を徒費することを避けんが爲めに毎年一月初旬に於て年中の積り分を爲し各自の行狀日記の初に記し置き年中之を仕事の目的として時間の費なき様に繰合はすべきものなりと爲したり、幽學が其道友共に廻せし文に曰く

### 第七項 廻文

余若年より上方關東遊歷の中農業上手或は商賣上手の名の聞へたる翁には悉く聞て溜りたる兩端を執り選び傳ふるなり、余が友人達は殘る方無く是を寫すべし尤も友人ならずと雖も是を乞ふ人あらば殘ることなく之を傳ふべし

村々の初めの會合に農民は先づ曆を以て天の時候を選び其地の氣候によりて蒔付植付等の時分は年

々凡そ極りある事極月晦日迄仕事の前後なく費なき爲めに衆評にて何月何日迄には何々の齒し拵らへ何々の手廻しすべきことを能く積り分け各々の行狀日記の初めに記し置き年中是を仕事の目的として其積り分けの業に前後の違ひ無く業に費への無き様に繰り合せ家内一同にて、毎夜毎夜、相談して其の相談の爲めに能く熟和となり翌日の仕事を定め怠ること無く精出すべし

先づ第一に手廻しを能くして以て蒔付、植付の時を遅しと待つ程なれば人なみに蒔初め植付初めて人よりも一日早く蒔仕舞い植仕舞ふ、人よりも一日早く蒔仕舞い植仕舞へば一人前に米も穀も一俵づゝは人よりも多く取り上るものなり、然れども其業々に念を入れぬ者は極めて人よりも取上少なしと何國の翁も皆云へり又齒しの拵へ下手なる者も米穀取上極めて少なしと云へり又春となりて春の仕事の手配をなし、夏となりて夏の手配をする者は事毎に前後の手違多く手間の費多く何時となしに其業に遅れ、業の遅るゝに隨て氣はいたら業は却て捗らず愈々身骨の勞れ多きなり業の後るゝに隨ひ手間亦倍増加り、身骨を勞することも亦倍加はり何程丹精しても人なみの暮しは成り難しと云へり又身骨を痛むるほどに丹精するばかりにては永久以て手の廻る者にあらず唯元日より大三十日迄の割分こそ大事なるものなりと何國にても名ある翁は皆云へり

此を以て余情々考るに農人は五月と秋に僅か十日か二十日の働にて富と困窮するとの差あり故に精

り分けの目的に差はず存分に手配りして植時の来るを待ち秋は稻刈取其日に株を刈り其日に耕し其の一日分一斗に當ると云ふ故に五月と秋と聊か十日二十日の爲めに年中を繰り合すべし、暇ある中に五月と秋とを忘れては手配り繰合に極めて費へあるべし又其忙はしき時に至らば家内の者に身骨の勞れ少からざらんも分相應に其事業を早くさせ且其業の出来上り宜きに至らしむるには必ず其人々の心靜かにして勇み進ましむるに在り余翁達の言葉を本意として三十年來試し見るに一々適當せることなり又一町作りて分相應の所一町二反も三反も作る故手後れとなり齒しも少く上々の地面もあれば惡地同様となり米穀取り上り少く御年貢而已多く斗て自然身代表るなり本より困窮の者は御年貢上納に差支親類組合の難儀と成る有り、是等は強慾心故分相應にては作り足らぬ氣がするが故なり故に一町二三反作りてよき程と思はゞ一町作りて一町二三反作りたる程取上るをよしとすべし然らば惡地もよき地面と成るなり此の兩説何れの國に於ても極めて試しあり又年々行狀日記を能く試し其試に第一器量相應を能く知り其相應を以て一人前何程と仕事を能く積り分ち年中の手配りをすべし必々分に不相應を積るべからず、其外齒し拵へかた蒔付植付の仕方土性に準ずる所以常に傳へ有るを以て萬通すべし一々記さば書三卷に餘るべし故に記さず又商人の榮ゆるは兎に角眼前の利得に離れて能き農人の植物を培ふが如くに心得るをよしとすると云へり又農人の蒔き物するにも植物を培ふにも商人の客人に

仕る如くに心得るをよしとすと云へり、農人も商人も此兩説意を能く得て以て萬事に通すべしと名有る翁の言は皆同す必々能く勤め試み見るべし

于時天保未正月 日

幽 玄 堂 靜 齋

道 友 中 へ

### 第八項 風俗の改良

風を變し俗を改め人情を厚くし國家を隆盛ならしむるは吾人の應に勉むべき所なり、元來人は社會的天性を有するが故に常に主として共同的生活を爲さる可らず然るに其共同的生活を爲すに當り此天性たる時として社會的なること能はずして善良の風俗に反することなきを保せず而して斯の如く同一行爲が續行せらるゝ時は習慣となるものにして所謂郷風なるものは是れなり、其郷風たるや一地方一郷里而已の遵守すべきものにして廣く國民全體をして是を遵守せしむると能はざるなり假令其慣習の法則にして善良なるものありと雖も各地方其慣習の法則を異にするが故に全國を通じて普遍的なること能はざればなり、然らば全國民をして普遍的なる法則を實現せしめんと欲せば天地自然の法則に従ひて各地方の郷風を改良せしめざる可らず是れ則ち國民を善道に導かんとする所以にして孔子の所謂民を新にするものなり、蓋し人は慣習の奴隸たるものにして吾人の記憶し得べからざる昔より繼續せ

られたる事實にして是を改むるは安きに似て其實難き事なり至誠以て之に當るに非ざれば其の實効を  
收むることは能はざるものなり、故に心に誠無き者は従ふときは知らず識らずの間に却て惡弊を惹  
起することなきを保せず況んや眞摯なく熱誠なく唯權謀術數を以て人と交るの風習に於てをや、西歐  
文明の美を成せるは自治の基礎確立し其の理論の完全なるに伴ひ風俗を改めたるに因るものなり、理  
論而已を重要視し風俗をして是に化せしめざるは支那印度の趨勢にして古代文明の度高きこと其比を  
見ざるも歲月を経るに従ひ其文明は後轉するものにして國家的觀念の漸々薄弱なるは是れ往古を追想  
するの觀念深きが故なるべしと雖も亦其理論而已を尊重し其各地方各郷里の慣習を天地自然の法則に  
従ひて改善せざる故なり風を變じ俗を化するは獨り其國をして隆盛ならしむる而已ならず道德上經濟  
上最大の利益を有するものにして即ち風を變じ俗を改めて善良ならしむるときは國家的觀念に富み私  
交を改め義を重じ情は深厚なるのみならず心身共に不羈自由の志氣を有する良民を造り得べきものな  
り、幽學夙に此點に留意し道德仁義を教導すると同時に地方の風俗を善良ならしむるに力を盡したり  
是れ實に道德をして瘦我慢の弊に陥らしめず人情を濫用せず怠惰を勸めず以て勤勉の道を擁護するの  
弊を防がんと欲するの良策たるものにして常に其門生に教諭して曰く

金銀盡て喰れぬ時は雜水にても粥にても喰て居ると志を極め若し其の雜水も粥も喰へぬ時は水を吞

んで居ても勸る事を勤めだにすれば快しと思へ常に善道を行ふことを心掛けざるべからず其の勤むべ  
き事を勉めず強慾の爲めに麀食を喰ひ或は又先祖より授けられたる金銀地株の費へるにも厭ひ無く美  
服美食杯を好む類ひは俗に云ふ非人同様の志なるべし道を行はずして粗食を爲し粗服を事とするは吝  
嗇なり眞の節儉に非ざるなり必ず常に心を揃へ是迄の弊風を去らざるべからずと而して又其の心得と  
なるべき法則を定め其門生に頒ちたり左に其全文を掲げん

- 一 人と交るに付ては能く信義を以てし長を敬ひ幼を愛し其平常の行ひに於て道に離れ間敷事
- 二 家業を情り奢りが間敷事をなさず羽織着物手拭等に至るまで凡て浮華を去り材内同様にし決して  
自分一人是れに相違してはなる間敷事
- 三 村内より惡人を出すは村内一統の恥と心得互ひに相戒め慎しむべき事
- 四 田の水を引くに付ては我儘の出易さのものなれば極めて心を靜にし能く慮りて決して我田水引の弊  
風に陥ることある間敷事
- 五 何事を爲すにも村内熟議の上にてなすべし決して自分勝手は爲す間敷事

### 第九項 子孫永續の爲め先祖株の組織

東洋に於ては古來より系統を重じ一家を廢滅するを以て甚しき不孝なるものとし子孫の繁榮するを

以て至孝なるものとなしたり孔子曰く夫孝は親に事るに始まり君に事るに中はし父母を顯はすに終ると又詩に曰く爾の祖を念ふこと然きをや事に其徳を修すと即ち知るべし祖先傳來の一家を滅亡せしむるは是を以て甚しく不孝なりとなしたることを、然れども人類は時として甚しく厄運に際會することなきを保せず故に一時巨萬の富を有する者も一朝糊口の途に窮するの狀態に陥ることなきを保せず果して然らば此の場合に處する方法なかる可らず、幽學此の點に着眼し天保九年先祖株なる一の組合を組成し道友をして之を議定契約せしめたり  
左に其全文を示さん

爲取替置一札の事

- 一 金五兩分の地株先祖の株と定め少しも私の暮しかたに不取用是を除き置き此利分を永々積上げ是を以て爲令樂親先祖を此心掛同志の面々持寄一纏とし永世積置事
- 一 組合其年々の利分は永々積上可申事
- 一 其地株并に利分等世話人の儀は其時の一統相談の上にて可相定事
- 一 此誓約之内不仕合に付致滅亡者有之候共此除き株は一錢も相渡し申間敷事然れども一軒分に付百兩以上の株にも當る程に積上り候上は若致滅亡事に相成候得者此誓約中一統相談の上以其半株を

其家名可爲相續様取立申事附り殘半株は爲其子孫可積置事

依之拾四ヶ條余の議定に背き若し此道友致絶交候共此除き株は一錢も相渡し不申且一錢も請取不申候事

右の條々相樂み議定誓約候

右の趣き私ども家内不殘承知任事實正に御座候依之此名前之者面々金五兩分の地株差出申候然上は私ども若何程困窮仕とも亦萬一致滅亡とも此道友義絶候とも除き株は其儘差置一錢も請取申間敷候若又子孫之世に至而右除き株割返しは受取不申候

一 軒分百兩以上之株と相成迄は必ず相渡し被下間敷候百兩以上に相成上にて若滅亡に相成事に候得ば御一統御相談の上にて以其半株可致相續様御取立頼込候猶又萬一馬鹿者出來家名致滅亡候共決して無御渡其儘積置き相續可相成人物出來候節を御見立之上御取立願上候爲後世爲取替一札仍如件

各組合連名印

請取一札之事

此度面々爲令樂親先祖を此道友中致誓約候爲此貴殿よりも金五兩分之地株此組合へ儘に致加入候則議定之通り金百兩以上の株と相成迄は何様の儀有之候とも壹錢も相渡申間敷候尤百兩以上の株と相成

節若被致滅亡事に相成候得ば御一統御相談の上其半株を以て相續可相成様可仕候爲後世一札依而如件

組合連名印

### 第三章 儀式

#### 第一項 元旦の儀式

正月元旦の儀式は何の爲めにするやと云ふに是に就ては種々の説あり或は何等の觀念もなく餅や酒を飲食する而已を事とする人民ありと雖も此の如くなすべきものに非ず又甚しく神秘的に儀式をすべきものにあらず諺にも一年の計は春にありと有るが如く春は農家に取うては實に大切なる時季なり、然らば則ち正月元旦より三日まで儀式をするも此の觀念を養成せんが爲めなり、幽學風に之を憂へ規式解なるものを著はし道友をして門松、繩等は何故に之を爲すべきかを知らしめ且つ奢侈に流るゝことを戒めたり、左に録して讀者の参考に供せん

正月の事始は先づ門松といひて年の内に飾り縮繩を張り鏡餅を備へ其品々の意味を能く心に納め一に混じて心の法則として之を守り之を勸むることゝ志を極め置き歳越の祝儀して明る元旦に其法則を守り定めて以て規式するなり

正月の規式は何の爲めにするや曰く元旦に定めたる事は年中心に浮ぶ事故に善き心の法則を定め置き以て年中是を守る爲めに規式するなり、飾物も即ち其れが爲めなり

又家々の先祖が善事を見極め以て其法則を定め置かれし事を少しも亂さず守るを以て善例とは云ふなり、畢竟後世に至り益もなき事に迷ひ其守りを失ふを恐れて何れも家例と定め置しなるべし然らば若し家例を亂す事有る時は則ち其亂るゝことを以て不吉とも云ふことを得べし、猶且つ先祖へ對し不孝と云はざるを得ず、故に家例を守り善き法則を定むること其先祖へ對しての勤めなるべし、然らば家例を守る爲に志を感むるにも孽を招くには非ずして却て幸ひ來るの基になるべし

世俗の者多くは其所以も無く又取極めたる事由も無く唯飾り來る數々を家例と云ひ傳へて怪力の爲めに縁起が善いとか悪いとか或は氣をもみ心を傷むる者多し取極めも無き事に心を傷めなば災となるとも福ひの來るべき所以會てなし是れ即ち先祖へ對して不孝の甚しきものにして亦災ひを招くの基本なるべし

縁起とは、したがひ、はじまりと云ふ事にて譬へば年中守れば善き事を見極め以て正月の元旦に年中之を守るの志を定むること縁起の善しと言ふべきなり、然らば元旦に取極めも無き事を用ひて例とすれば年中取極めも無き事を用ふるの種となりて甚だ危し是れこそ縁起惡しきと云ふべきなり、然ら

ば吉とも知らず凶とも知らず事の所以も知らずして怪力専ら當も無き家例杯は守て益も無き事なるべし、守て益なき家例杯は假令改めても何ぞ不吉と言ふ事を得んや又何ぞ心を痛むる事の有らんや、仇愆の狐は身に祟るの諺有り故に先祖よりの正しき傳へ無き者は兎にも角にも諸説の中の善きを執り惡きを捨て是を心の心法と定めて規定すべし又先祖代々の善例の有る者杯新規に取極めも無き事を用ゆれば家例の意味薄く成るべし家例の意味薄くなれば即ち先祖を輕蔑する所以なり、斯く成りて漸々と新規の事に迷ひ行くときは遂には正確なる家例を失ふに至るべし其家例を失はば先祖や父母に對し不孝なるは論を待たず又不吉を招くの基なるべし故に僕の如き者の述る中にも之を守れば多少は善事と見極め有れば執り用ひ給ふべし必ず見極め無き事は用ひ給ふべからず

夫れ正月の規式に物を飾る所以は第一に傳へ聞く如く 天照皇大神萬始め給ひしを仰ぎ奉り尙其御徳を忘れず或は其の節命し給ふ事の世々に傳りたる事を慎み守り奉り或は其ふしを思ひ奢りを止め或は飾り置きし物を見るごとに人の人たる志を守り奉る故に第一に神前に飾り奉り又家人之を守るべきが爲めに或は門前或は庭前杯に飾るなり、其飾物は山里海に生じたる物の内にも數百歳の徳積りて生じたるものと或は物に災することなく或は能く世の中の用を作して賤しからざる品にて人の心に適當する物を飾り置くなり、是を見れば人の徳として或は自然に背き諸事強て求むるは其非なるを知り少

しにても我意有らば災を招くの所以をも知り且つ 皇大神の御時より當時の足る事幾十倍なるを知ることを得べし故に其知る事毎に能く改めて善を選び年中是を守るの爲めに飾り置き元日より十四日迄日々見る毎に能く心に留め十四日早朝に三穗打と云ひて飾の品々を燒き其火にて鏡餅を焚き是を食して能く心に納め年中思ふの種として守るべきが爲めなり、なべて祝儀と言ふは末を見渡して善き悦びを樂んで祝ふなり末の見渡の無き者は悦ぶ氣もなし祝ふべき所以も無きものなり

又目出度しと云ふも末を見渡して善き事は明かに知れて有るを御讃じ給ひてさて祝ふべきこと云ふことなり、總て規式も祝儀も其場限りの事にあらず唯だ末の宜き所以なり然らば規式も祝儀も確かに見極有りて更に疑はしき品(田尻博士曰く古人の用ふる品と云ふ字には無量の意味あり察すべきなり)無く明らかに善事見たる事なり必々怪力杯の疑はしき事と思ふ勿れ又世に吝嗇強愆の家例多く有り然れども吝嗇強愆の源は所謂奢りの最上なり故に是等の人一旦の利は貪り得る事有りと雖ども一代限りの事にして其子孫奢り高ぶりに終に家身をも亡すに至るは世上の顯て有るなり、然らば吝嗇強愆を打捨て必らず末を見渡して以て前例を定むべし(田尻博士曰く予が經濟大意末編と符合す)

## 第二項 規式及式目

昔我朝の士以上に於ては年中能く守り能く勤めて以て歳越には天下泰平に有りしを明る年の事安く

猶能く改めて民を安からしむるを以て君に事ふるの心法を極むるなり、元旦に即ち其心法を定め年中是を失はざる爲めに規式して君を壽き泰平を祝して爲すなり則ち十一品の飾物も是が爲めなり、又月々の朔日、十五日、二十八日も其の如く心法亂ること無きやと願ひ改めて能く守りを定め以て君を壽き泰平を祝ふなり又節句は同じ日は是を重ねて其時々刻々に心法を失はずして正しく守るが爲めなり又古より大内に於て歳暮には天下泰平を祝し給ふに鹽鱈を用ひ給ひて民と樂みを共にすると御門の柱に鯛の頭を指し給ふは蓋し其大明徳には鬼たりと雖ども敵すること能はずとは是の所以なり後世に至りて人民に至るまでもまじないとして歳越には鯛の頭を戸口に指すと都人の話し有りとなり其外聞き傳へたる事も有れども恐るべき事故記さず

今上皇帝始め士以上に於ては萬民を憐み給ふこと此の如し庶人の愚も是を知らば恐るべきを恐れ敬ふべきを敬ひて則ち人の人たる事に至り奢りを止めて能く守り勤むるに至るべきなり

### 第一目 雜 糞

雜糞とは餅、菜、大根、里芋杯を雜へて糞るを雜糞と云ふなり上々にありては元日より三箇日毎朝雜糞を食し召されて第一の規式となし給ふなり、是即ち農民の用ふる品々を以て正月第一の規式とし給ふは即ち民と樂みを共にし給ふなり且つ萬民を憐み給ふ事此の如く願れてあるなり以て天下泰平に

治りてあるなり是れ即ち天地の萬物を生育するが如き者なり尤も餅は熱物なり菜は冷物なり故に餅と菜而已雜へて食する人達も有るなり

上々すら此の如し然らば庶人は尙更第一には奢りの根を斷ち次には眼前の利慾名聞に離れ末を見渡し家内の平和を保持し人と和し聊かも私し無きを心の法則となすべきなり、然るに於ては庶人の分相應に上々方に忠に父母に孝を爲す所以にして聊かも孽の種となること無くして自然の幸福來るべし

### 第二目 締 繩

締繩は往古家も屋舗も定り無き時 天照皇大神其御住居の廻りに繩を張り給ひて締續きて宜しき故八百萬の神達迄も則ち締し給ひてより萬締りする事の猶々御心に浮ばせ給ひ或は髪を揚々本取りを締め帯を結ぶ杯是れ我朝に於て萬締りの始めなりと故に締繩を正月の飾物の第一とす然らば此飾りは第一に神の恩を仰で忘れず且つ古は此の如く一つとして足ること無かりしを思はゞ愈々奢りの根を斷ち慎み守るが爲めに飾るなり後世は其形を以て漸々垣と成し塀と成して今は平民に至る迄屋舗の備至て宜しきなり是亦古を忘れずして分に應じて唯締りの爲め而已時に應ずる所以も有るべし懼るべし、ても立派を好む意味有れば思ひ知らずと謂つべし、然らば自然と神罰を蒙るべし恐るべし懼るべし、縁起と謂ふて子頭をも氣に成る族は是等の事を聞て少しにても奢りの萌しも有れば實に縁起の悪しき



事なるべし恐るべし懼るべし

第三目 鏡 餅

鏡餅は天地に位し陰陽合體を備へ萬物生育する所以なり、昔我朝の士以上に於ては鏡餅の如く上下禮を正しく備へ萬民安堵たらしめて天下泰平を祝ひ總て神々へ備へるなり、是れ即ち神世より傳りて有る式例なり然らば庶人は尙ほ私を去りて以て其身々々に在ます神靈を始め父母を祝て總て父母を安く樂しましむる爲めの誓とし且家内の者を始め世の人々も我も一體の如くに和して神靈を始め先祖父母の安堵を願ふ爲めの規式なり故に第一に神前に備へ次に先祖父母に備へるなり、是自然に祝したるもの故に鏡餅は餅と言はずして御備へと言ふなり、是又庶人は己れが父母に仕へて以て上々へ仕るの事なり

第四目 松

松は生じて其象ち定まれは則五つの眞正しく備はり育ち老木と成りても五つの眞、枝毎に備るなり且つ象賤しからずして萬木に秀で位在り是天地なれば五行備り人なれば五常備りたるが如く名木と云ふことを得べし是を祝して飾るなり人を見て己れを願ひ五常缺る所なく能く備へむと思て規式すれば災を避れて亦能く善事來るべし

松は寶玉として微少より生ひ出でたる時も亦至て微少にして見分け難き風情のものなり、然れども其體定まれば枝葉を正しく備へ年々歳々に枝葉茂り猶正しく成り歳經るほど尙大木と成り能く世の用を作すなり

檜、樅の類は實の大きさ松の實に百倍す生ひ出るにも亦松に百倍する且其育ちの速かなるも松に十倍す然れども幾十歳經るとも大きさ限り有りて松の十分の一にも至らざるものなり、かの世の用を作すと松の十分の一にも及ばず、爰に於て松は初め微少なれども漸々大木に至るの吉事を知るところを得べし又是を以て人の身を顧みれば微少の徳を數年に積上げ漸々後に至れば危きこと無くして其後は極めて大徳の者となるべし、然れば庶人の修身齊家に於ても松の如くに志を定めて以て危からずして終に富めるに極りたるを祝して以て是れを守りとすべきなり

夫れ貨悖て而して入る者は亦悖て出づと謂へり然らば富めること速かなれば衰へることも亦速かなり故に先づ危からざることを極め微少より漸々と大きに至る法則を定むる爲めに是を飾るものとす

第五目 竹

竹は直く清く正しく備りたるものなり殊に能く世の用を作すものにして且其象賤しからず故に直く清く正しきを祝して飾るより竹の用を作すに至ては即ち割れば滯り無くさら／＼と割れ物々に添ふて

能く物々を有たしむ是を人の心に資て觀れば更に穢はしき志無くかりそめにも愚痴無く萬事能く辨へて直き者には直く添ひ又丸き者には丸く添ひ人々の用を作さしめ兎に角さら／＼として滯り無さの意味なり、民俗は尙ほ穢わしき志を清め或は曲れる志を直くし愚痴を開きさら／＼として滯る事無く竹の如き志となれば不幸不義に陥る事無く自ら幸福來るべきなり

第六目 樗 炭

炭は黒くして色其外に變ずることなし又幾千歳經るとも變ることなく朽る事無く盡る事無し是を祝して飾るなり、昔我朝の士以上に於ても其位に居て其外を望まず能く守り能く勤むるに於ては自然の立身出世は成るとも危きこと無き故に是を祝して飾るなり、然らば民俗は尙ほ諸々の慾心を去りて能く身を修め又家々の業を能く守り強て富貴を求むることなく危きに陥る事無くして自ら年々歳々に榮ゆるなり

第七目 橙

橙は去年實を結びて其實今年も有るなり且つ其實の四季に準ふ事其時々の色と成て有つなり是を祝して飾るなり、民俗も是を見れば富貴も貧賤も其時の分相應を能く守るの志を定むべし  
世俗は推なべて諸々の草木の其年限りに葉の落ち散るが如く富貴の者は孽を招き貧賤の者は自滅を

願みずして取極めも無く縁起杯に迷入て暮す者多し斯る見極めも無き危き事は改めて橙の四季に應ずるが如く萬事身分の外を望まず唯分相應を能く守り時節を守り又時々に応じ自然の天幸を持つべきなり

第八目 讓 葉

讓葉は今年芽ざしたる葉の體能く備り定りて、後古葉散るなり新葉親葉の如くに至らざる中は親葉曾て散ることなし、故に讓葉と言へるは危からざるを祝して飾るなり、然らば庶人は讓葉の如くに其家を相續する者の志を正しく育て相續危からざるを見極めて世を讓るべし、然れども若し己れ不正ならば子若し其不正を見習て相續危かるべし、故に己れを正しくして以て其の正しさを移すの規式たるべし

第九目 鳳尾草

鳳尾草は千歳も人の入らざる山中に生ずるものにして人の手の入る事有る山へは曾て生ずることなしと云へり是即ち千歳の山徳にて生じたるを祝して飾るなり故にて人此の品を見れば尙徳を積まんと  
の心自らに發するものなり

第十目 昆 布

昆布は果て無き大海の邊りにて潮の精強くして以て入江の如く風波に搖るゝこと少なく深さ十丈を超ゆる場所にて千萬歳の潮の精と大氣の精と積りて生じたるを祝して飾るものなり是又海中に於て山中の鳳尾草と同じき處なり此二種の物は山海に生じたる者の内にて數百歳の積徳を祝して飾るものなり

第十一目 島海老

島海老は諸々の魚に孽せらるゝ事なし又孽する事なし加之諸々の魚は友をも食ふの性質有り尙且諸々の魚には穢れたる腸ありて死するときは日ならずして腐り體崩るゝなり、島海老は此の如き腸も無く至て清きものなり且頭より尾まで悉く堅く強くして死すとも崩るゝ事なし且其象賤からず是即海中に於て少なりと雖ども無雙の物なり即ち是を祝して飾るなり

第十二目 田作

田作は田畑へ入るれば米穀能くみのり爲めに用ゆる肥料中の長たるものなり是れ即ち上々方の食物を能く實らしめ下萬民に至る迄助かるの徳あり是を祝して飾るなり我朝に於て正月の飾物は古より以上十一品を以て其式例とするなり是國中一般の例なりとす

又正月の式例に用ひる事國々の風又所々の風によつてさまざまの例あれども此十一品の規式の外取

極めも無き怪力而已多くして迷ひの種と成る事而已多しとす

又正月の事始めの飾りの説に就ては世に多き事故惑ふ者も有るべけれども皆誤りを執る爲めなるべし、然れども既に述べるが如く上々方すら顧み守る爲めに飾りて規式し給ふ事故庶人は尙更正月の仕事は少く暇ある中に飾り置きたる品々を見て己れを顧みて悪しきを改めて以て善き事を守る爲めに規式する事故諸々の説の中にも年中思ひ出して守れば善事と極り有るを以て規式とするが故に年中迷ひ居ては危きも知れて有る事なり故に迷ひの種と成る事は必ず規式に用ゆること勿れ若し怪力を用ゆれば果して孽を招ぐ故に必々大丈夫に見極めの有るを以て規式とすべし

第十三目 七草目録

芹、薺、御行、繁葉、佛座、菘、蘿蔔の七草なり

第十四目 七草の儀式

七草の儀式は何の爲めにするや曰く元日より三箇日或は五箇日の規式に毎朝雜菜を食するものなり然れども餅は五穀の長なれども灰汁氣強き者故腹中に留れば毒氣と成るものなり故に七草の儀式は其毒消し又は毒下しの爲めと香りに進まざる爲めとの規式なり

上々方に於ても農民の常を思し召されて農民の手足を勞せず路の邊りの中に或は毒氣を解し停滯を

解し心下の痞を開き精を益し血氣を廻らすの爲めに七草を撰び此の七品に陰陽自然の和徳を祝して鏡餅を細かに碎き粥に熟して食するなり毒氣あるものは高味の長と雖とも食せずとの規式なりとす且農民も常には食せざる品を御規式に用ひ給ふ事第一に奢りに進まずして萬民安堵ならしむる爲めなり恐るべし懼るべし、然るに庶人の分として路の邊に生じたるは穢はし杯言へる人達あり是れ實に物を知らぬ故上々方に恐るべきことをも顧みず唯奢り高ぶりて毒をも厭はず甘きは食ひ藥と成るとも甘からざれば嫌ひと言ひて食はず此の如き者何ぞ病なきことを得んや何を富貴を有つべき所以有らんや是等は嚴重に改め何程の苦辛とも藥と成るは食ひ何程好きなる物にても毒氣あるは食はずと志を定むるの法則となすべし

#### 第十五目 十五日規式

十五日の雜煮は元日より十四日までの種々の心得を一つにして心に納め年中是を守る爲め正月の規式の大尾なりとす當世の庶人は漸々と奢りに進み分にも應せず美腹美食を肆にし其身代有ち難き故或は強慾無道而已多く或は分散配當する類ひ多くこそ有れ古へとの差ひにして古き家名跡形も無き事と成る族ら漸々とあるなり、是等は心に定め無き故前後も辨へず奢りに移り家株日々に疲れては尙々宜しからざる事而已に移り知らず滅亡の淵に陥るなり人足る事を知らざれば奢りに限りは無きものなり

天照皇大神の御時と今とを鏡ぶれば辨へも無き貧窮の者と雖ども食住を始めとして物足らずと謂ふべからず是等の事を思はば庶人に於ても物足らずと謂ふ由あるべからず故に速かに足る事を極め手作り有合せたる物にて調るこそ善きことなるべし、然れども知らず識らず漸々と奢りと成るの恐れ有り故に式菜として品々を定め置くべし若し毎年のために物足らざること有れば今年は尙儉約を守るの種と思はば成り定めらるゝこそ猶大善事なるべし又大吉事なるべし必ず益も無き怪力杯に迷ふこと勿れ

### 第四章 教育

#### 第一項 總論

吾人々類をして人たるの道を守らしめんとせば道德の觀念を明らかにせざるべからず彼の大聖孔子は誠心誠意道を行ふには格物致知ならざる可からずと爲し、子思は誠を實現するには善を擇んで固く執るにあると爲したり、蓋し善行を爲すは人類の道なり此の道を幾度も繰返して習慣となるに至らば徳となるものなりとす、然らば即ち道德とは人類行爲の履踐すべきことを幾度も無く繰返して習慣

となりたる状態なりと謂ふことを得べし而して此の履踐すべき道を繰返さしむるには幼少の時より之が習慣とならしめざるべからず是れ教育の必要なる所以なり

教育は人類に缺く可らざるものなりと雖ども單に之を學校而已に放任すべきものに非ず學校と家庭と相竣て初めて完全なることを得べきものとす、然らば即ち家庭教育の忽にすべからざることを知るを得べし況んや學校教育は滿六歳に至らざれば之を爲すこと能はざるものなれば出生してより就學する迄滿六ヶ年間は之を家庭教育に委だねざるべからず斯る長日月の間には其良否により習慣たる第二の天性を形造るものなるが故に就學の後之れが矯正に力を盡すと雖ども其之を改むることの難きや論を俟たざるなり、然るに世の人或は其の家庭教育の不良なるにも拘らず之を度外に置き罪を學校教員而已に歸せんとするは抑も何等の意ぞや

我國の古諺に曰く三ツ子の魂百歳までと然らば即ち父母たる者は出生の時より忠孝の觀念を養成し君を尊び父母を敬し長者に従順なることを教へざるべからず故に人生れば二三歳の時より能く教へ導き育つべきなり三四歳になれば朝早く起き手洗ひ口すゝぎて神棚へ向ひ禮拜し次に佛壇に禮し而して祖父母兩親へ御早ふと敬ひ萬物の名を見付次第其名を教へ父母又其子と呼ぶに片名を呼ばず三度の食事は大君及父母の賜ものなるが故に大君や父母の爲めには我身を犠牲に供して報すべきものなり即ち

我身は我身に非ずして大君や父母のものなりとの習慣を養成せざるべからず彼の孟母の斷機の行動ありて希世の大賢人を出し、楠公の母の苦諫ありて前世無比の大忠臣を出したるにあらざるや

支那列女傳に曰く古者婦八子を姪んで寢るに側らず坐すに邊らず立つに躡てず邪味を食はず割め正しからざれば食はず席正しからざれば坐せず目邪色を視ず耳淫聲を聽かず夜は即ち警をして詩を誦して正事を道しむ此の如くして則ち生るゝ子形容端正才人に過ぐと古へより賢父の子必ずしも賢ならず賢母の子には常に賢子多しと云ふ如く胎教は實に大切なるものなりと故に必ず賢母は姪身中より其身を慎むと

### 第二項 胎内教育

幽學深く胎内教育の粗暴に流るゝことを憂へ其の妊娠中の心得方を定め其の母の意思の如何によりて賢不省あることを明らかにしたる即ち母親にして眼前の信を爲さんとして却て人を激ざしむる杯偏るに於ては其子は仁の觀念に乏しく又母親にして氣盛なるときは其の生るゝ子義の觀念に乏しく又或は母親奸佞なるときは又は迷信の情厚きときは其生るゝ子智識不足なるべし又母親にして浮氣なるときは信實の觀念薄弱となるものと爲したり

### 第三項 紐解

子生れて七歳に至れば紐解とて其年の十一月十五日祝儀を爲して其日より帯をしめる慣習なりし然れども唯帯をしめる而已にては何等の効力も無きものなれば幽學此點に着眼し天保八年紐解の心得方を定め男女七歳に至れば之を書して與へ能く諭して以て毎朝必ず之を復習せしめたり其全文に曰く

帯締る度毎に志を可定事尤生涯可守之

- 一 先祖や父母の悦ぶ顔見るのみを何より樂みとすべき事
- 附り自分惡しき顔見するは大不孝なり
- 一 親兄弟は勿論道友達の志を無益にせざる事
- 一 兄弟友達に不限立居に至る迄男女の別を可正事
- 一 人々の志には從ひ自分勝手は一生の恥と思ふべし
- 一 男は十五才女は十三才と成る迄に何に付ても一人前に成る志を可定置事
- 一 右之條は帯締る度毎に必ず思ひ出すべし必々其志を定めて帯を締べし

#### 第四項 元服了簡定

男子十五才に至れば又十一月十五日一定の儀式を爲したり然れども唯儀式のみにて其心得方を知らざれば其効力無きものなるが故に幽學は此元服の心得方を定め朝夕之を復習せしめ以て我身を省るの

機會となさしめたりと云ふ其全文に曰く

- 一 男一人と成ては親の名代をも勤めるを以て正しき行ひを以て諸人に歸伏せらるべき徳を積始める事
  - 一 男の口より出でたる事は反故にならぬ事
  - 一 十五ヶ年父母の恵を難有思はざること有ては盜賊の筋に陥る事
  - 一 上達するもおちふれるも元服に定まる事
  - 一 男として大なる心無く少なき事に氣を奪はれ間敷事
  - 一 生涯色情向に於ては父母道友へ心配掛ケ間敷事
  - 一 孝の爲めには一日たりとも命惜しき日有てはならぬ事
- 右は帯を締め食する毎に不忘守るべき事

#### 第五項 夫婦の心得

##### 第一目 通論

男女一定の年齢に達すれば婚姻せざるべからず婚姻は人生の一大事なり蓋し夫婦は元と他人なれども一度階老同穴の契りを結べば復た離る可らざるものにして子孫永續の觀念も是より發生する者な

り、聖人曰はずや君子の道は端を夫婦になすと夫婦の道は人倫の最も重きものなれば常に和合輯睦して反目乘戻の事あるべからずと雖ども又妄りに愛に溺るゝことは堅く之を避けざるべからず、夫婦の和合は一家繁榮の源なり禮記に曰はずや夫婦の和するは家の肥るなりと實に夫婦の道は人倫の始にして忠孝仁義皆是より發生するものなり、夫婦和合するには各々守るべき法則ありとす則ち夫の守るべきものは義にして婦の守るべきものは順なり、義なれば親愛の情厚く順なれば能く歡心を得て亦親愛の情深かるべし、義順は夫婦の常に守るべき所なりと雖ども最も最初より守らざれば後日に至り之を爲す事能はざるべし故に夫婦の和合輯睦を計らんと欲せば夫婦の干係を發生する時より之を爲さるべからず、幽學此の觀念に基き夫婦の心得方を定めて而して婚姻の前日之を言ひ聞かせ且書付として之を渡し以て朝夕之を復習せしめたり、左に之を示さん

第二目 双方に通すべき心得

- 一 當家の儀先祖より今日に至る君恩を受候事故相續方大切に心得べき事
- 一 國家の爲め忠難厭ふ間敷事
- 一 遠國に他出し離居候共不正の心得有る間敷事
- 一 御祖父母御兩親へ孝養盡すべき事

一 兄弟姉妹へ實意致す事

- 一 先祖御兩親の御徳義を厚く心得親類縁者魚略なく實情を盡す事
- 一 召使ひ雇人の男女どもへ恵み一家和睦心掛の事
- 一 性理學を出精し八石相談背く間敷事女は懷妊の節血のくるいと共に氣儘の生ずるもの故常に心掛可申事
- 一 愛國の御爲め忠孝の爲め何時命を捨る場合有候其樂みに心得べき事

右の箇條急度相守るべき事

第三目 女の心得

- 一 鏡は女の魂にして聊たりとも心にくもり出る時は父母の志をも失ふ事故是を以て正直を守る事
- 一 髮結は髪の毛の自由に成る如く父母に不限人々によく順ふは女の常なれば結ぶ事
- 一 かんざしは父母の恵みの難有志を不忘爲め髮に頂き守る事
- 一 櫛は髪の毛のねじくれる時は心も共にねじくれを恐れ常にさし守る事
- 一 べに、をしるい父母の爲めには諸人えけむへ顔たり共さしむけぬ守りの事
- 一 居卷は人女の白はだを見れば心くるい勝なもの故白布を以て正敷守る事

- 一 帶は紐解の言渡をよく守り父母の志をそむく間敷事  
就而は少しの間も父母の志忘るゝに於てはかなしんでも或はうかれわらつても暴ひを生ず兎角  
父母の心をいたむる事の多きもの故朝夕の守りこそ大事なるべし

#### 第四目 男の心得

夫れ人は

天照皇大神之御心にして漸々と先祖父母に推移りて其身生るゝなり然らば正敷を守り忠孝を盡すは  
人の人たる道とす

- 一 男の魂ひは劔なり故にものに迷ひ言に違はゞ忽ち家身をも亡し人の人たる通用なし是が爲めの  
守なり
- 一 帯は朝起きて父母の惠の難有を不忘爲め毛筋程の事迄もそむかぬ志を定め其上に帯を結び其日  
を保つの守りなり
- 一 羽織は禮服なり紐は兩親の志を一つに結び是をむねにあてざれば貴人えは相對ならぬ守りの事
- 一 三度の食は其度毎に先祖父母之事の志を極め命を保ち使へる爲めに食事する事
- 一 月々朔日、十五日、廿八日其月々の勤めゆるまぬ様猶以て改める爲めの禮日なり

- 一 五節句は節々の替る度毎に猶又其志を愈正敷よそ事に走らざる爲めの式日なり
- 一 兄弟朋友の交りは父母の大事其家を守り其身を保つ正實を失はざる爲めなる事
- 一 日々の耕作は上へみつぎを獻するの勤め且其田畑の作物生長を以て父母の耳目を樂しましめん  
が爲めなり附ては勝手の望み出る時は忽ち道にはなれ父母の志をもそこなう事に陥るべし  
萬物皆天地の和なり人の命も心も天地の和より父母の誠を以て生したるものなれば是をはな  
れて爲す事は私たる事明らかなり依之人一度して是を能すれば己是を十度すべし果して是の道  
を能する者は愚なりと雖ども必明らかなりにうじやくなりと雖とも必強し

#### 第六項 門生の教育

##### 第一目 通論

人を教育するもの宜しく精神上の諸性能を發展せしむるを以て其目的と爲さる可らず常に善き習  
慣を養ひ確乎たる意思を以て善き目的を追究し而して至善の地に達せしめざる可らず、是れ實に倫理  
道徳を教へる者の勉むべき所なりとす、眞摯なく熱誠無くして道徳を教へ倫理を説くときは其教育た  
るや假想的に失せん又徒らに理論而已に偏し慈悲を説き仁を講じ愛を教へるも至誠以て之に當るに非  
ざれば其教育は形式的に流れん假想的形式的教育たるや人をして至善を明らかにして其の是に到らし



むるに足らざるなり故に其教育を以て形式的實質的共に其實効を收めんと欲せば眞摯至誠にして淋漓たる熱血と熱情とを有し溢るゝが如き同情を有し卓然として毀譽褒貶を顧みず屹然として貧富貴賤の外に立ちて學んで倦まず教へて厭かざるの精神なかる可からず。幽學が門生を教育するには實賤躬行己を勤て人を導くを以て其目的と爲し奸淫、飲酒、遊樂の念を斷ち溢るゝが如き愛情を以て高尚幽玄なる眞理を最とも平易明晰に解説し至誠以て事に従ひたるものなり、幽學常に思ふ様夫れ教のある所道必ず其中にあり孝悌忠信の道は始て性に率ふもの直に之れを成して以て教となすことを得べし子思の所謂教へとは性に率ふの道を修むることを謂ふものにして人に道を説くのみが教へに非ずして能く天道を知り是を行ひて而して其の誠を人に移す是れ教への眞義にして性に率ふ道を脩むるに非ざれば教へに非ざるなり吾人の天性に具備する所の能力を發達進歩せしめて而して其實際の生活状態に實現せしめざる可らず斯の如きことは獨り師たるのみならず其門生迄も然かせざる可らず、門生の行ひは即ち師の行ひにして其の善惡共に師たるものゝ責任に關するものとなし常に教會に於て性理學を講ずる傍ら、諸徳持、十日市場、足川、飯倉、鑷木、長沼、荒海、岡飯田、溝原、小見川等の村々に出張して講筵を開き而して其教旨の傳播を圖り其門生共の誠心誠意道を行ひつゝあるや否や能く孝を盡しつゝあるや否や又常に其の言ふ所と行ふ所と符合したるや否やを觀察し其是れに違反する者あれば慈

に教へ諭して其全きを期したり

第二目 隨器的教育

人は其の器に隨て教育せざる可らず然らざれば其本分を知りて之に相應したる行ひを爲すと能はざるべし徳川家康は身の程を知れと教訓し各々其の本分を知りて是を守るべきものとなしたり然るに分相應を知れ分相應に行へよと云ふは其文字が禁止的なるが故に世人或は之を消極的なりと論ずと雖も之れ甚だしき誤りなり、抑々吾人が眞成の獨立を希望し自主せんと欲するは是れ人情の常にして而して此等欲望を充さんと欲せば自己の本分を知りて是に相應したる分を守るにあり故に人を教導するものは其人をして本分を知りて是に相應したる行ひを爲さしむるにあり、分相應を知るは精力の集注なり儉約なり活用なり吾人は如何なる場合に於ても其本分を知りて之を盡さざる可らず而して其本分を盡すに當り一步も假さず一步も退かず頂天立地我版圖を保持せざる可らず、貴賤上下人各々其分あり其分に應じて事を爲す是れ處世の道なり、其本分を知らしめ是に應じ之を行はしむるには其器に隨て教導せざる可らず夫れ水は方圓の器に隨て其形を異にす、人は其器に隨て教導し以て始めて忠たり孝たることを得べし、我聞く昔釋尊は眞俗二諦の説を唱へ高尚幽玄なる眞理を解する者に對しては眞諦無比の説法を爲し蒙昧愚俗の輩に對しては俗諦方便の説法したり是れ所謂其の器に隨て教導したるも

のにして教育の任に當る者の常に拳々眼膺し以て須臾も忘る可らざる所なり、至誠以て教導の任に當りたる幽學たる者何ぞ是を説かざるあらんや即ち幽學は其の門生中兒童教育の任に當りたる人々に對して左の如く諭したり、其言に曰く

人を教導せんと欲するものは先づ第一に其器を見て其器に隨て道を説かざるべからず若し其器に隨はずして道を説くときは馬の耳に念佛を唱ふると均しく是を解すること能はざるべし、下愚の者に天下を治むるの道を説くときは其の者は天下丸呑の大言を吐くに至るべし斯くなつては身代を保つ所以なし危哉々々

灰吹から蛇の出る様な話をする人の如くなるも其器に隨て教導せざるが故なりと知るべし其の善きを移すも又其の惡しきを移すも能く其の器を見是に隨て教導せざるが故なり恐るべし慎むべし

### 第三目 下愚の教育

人を教育するものは吾人の天性に具備する所の能力を進歩發達せしむべきものにして即ち愚者をして賢者たらしめざる可らず是れ易きに似て其實至難の事業たり況んや社會には賢者至て少く愚者至て多きに於てをや夫れ愚者たるものは諸惡を働き社會の進歩を妨げ而して善人に對して害を加ふるものなり故に可及的愚者をして賢者たらしめざる可らず四民皆賢者にして愚者なく一つの不法不正だもな

くして能く公けの秩序を保維し善良の風俗に反する行ひなくんば是れ所謂理想的國家なり吾人は力を盡して此の理想的國家を實現することを勉めざる可らず、我聞く昔し親鸞上人は善人でさへ往生す況んや惡人をやと謂ひて専ら力を愚者教育に盡したり是れ實に教育者の應に斯く勉むべきものなりとす、幽學深く意を用ひたることは其知り安きは愚俗を養ふ所以にして明め難きは愚俗を育つ所以なりと嘆聲を漏らせしことあるを見ても之を知ることを得べし然れども其の詳細を知ること能はず常に之を遺憾とせしが近時に至り或人の雜記中より左の如き愚者教育に關する文を得たれば左に示さん

下愚甚しき者を導くには必ず先づ禮を口に出すこと勿れ其故は古今上を犯すことを好む者曾てなし亦其上を上と敬ふの宜しかるべき事は百も知ることなれども知らず邪道に移り孝を忘れ或時は唯目前の事而已に下愚は屈して禮を失ひたる者なり、斯の如き者に禮を教誡する時は愈激し愈憤りてこぶし握るに至るものなり故に斯の如き者を教養するには其好む所に隨ひ其の心に勝を與へ其近寄る每のはり合に漸々と善を移すにあり斯く善を移す事屢々すれば自然と父母の恩義の有り難き事を心根に徹して落涙するに至るべし。然るに若し之に反して下愚に對して其孝を守らしめんと欲して唯口の先に其理窟をこじ附て異見を問敷く制するも何ぞ不孝者の孝子に入る事のあらんや是れ皆口の先の學者にして誠を移す所以を知らざるが故なり、心に誠なき者千萬言の教訓を吐くも無益なるものなり感す

る誠の満て溢る程の一言は不孝者を能く孝者に導くことを能くするものなり

下愚には其初め不善を知る事は即ち孝に入るの大事なることを説き明して感せしめ以て善に移し其氣を失はざる中に漸々と養ひ漸々と善に移す事を怠るべからず、斯く注意して導くときは必ず不孝者をして孝者たらしむることを得べきなり、其孝心の深くなるに随ひ愈々己れが不善を恥ぢて其過ちを改むるの心に至るものなり

又下愚を導くには怒を移さずして信を移して以て嚴しく誡るとも激せずして却て是を有り難く思ふ時をして誠むるこそ人を教導する者の道なりと知るべし、然るを其下愚の甚しき者に向て初より禮を説くときは己れが非を擧げらるゝが如き心地して愈激して却て冠離の如く思ふに至るものなり是の道理をも辨へずして禮の重きを説き汝師弟の禮を知らず抔と誠め激さしむるが如きは其人を導く所以を知らざるものにして實に御として恥づべき所なりとす

## 第五章 嫌疑の事

### 第一項 嫌疑の原因

夫れ惟るに盛衰興亡は世の習にて盛中衰あり衰中盛を含むは天地の通理なり、況や創設してより僅

か十有餘年に過ぎず而して其基礎未だ強固ならざる性理學教會に於てをや教會亦此厄運を免れず、頃は嘉永四年四月十八日鐺木村幕吏の手先鐺木榮助等外四人性理教會に至り幽學に面會を求め入門を迫り禁酒の教場に自ら酒を持ち込みて之を呑み暴狀を極め陰に陽に多額の賄賂を請求せり、然りと雖も至誠なる教會何かは以て之に應すべき説くに道理を以てし斷然之を拒絶せしも眞摯熱誠なく唯黄金に而已戀々として人道を棄てたる榮助等少しも是を意に止めず暴狀を極めつゝありき、是に於て菅谷又左衛門之を見るに忍びず少額の金額を榮助等四人に送りたるも尙承知せざりしを以て已むことを得ず長部村名主組頭より鐺木村名主に彼等の引取方を依頼したりしが鐺木村名主は之を諒し榮助の親類組合の者をして彼を引取らしめたり榮助等憤怨の情に堪へず無根の事實を陳じ性理教會は邪説を唱へ異端を教へるものにして速かに之を取締るに非ざれば其害暴發せんことを其筋の手を経て關東取締役中山誠一郎へ讒訴せり、是に於て中山誠一郎は其職務上一刻も猶豫すべきに非ずと爲し直ちに部下を派遣して榮助を同道し家宅搜索を行ひ幽學の草稿幽玄考、發教録、規式解外數點を沒收して幽學を尋問するに至れり、是に於て幽學自ら教導筋を書して之を中山誠一郎及本多加賀守に呈し教義の異端邪説にあらざることを言明せり、請ふ左に榮助等亂暴始末書及教導筋門生より上申せし書二三を掲載せん

### 第二項 辯 疏

第一目 幽學の辯疏

乍恐以書付奉申上候

矣

清水御領下總國香取郡長部村名主伊兵衛病氣に付同人俸良左衛門、鍛宮次郎知行所同國同郡諸徳持村組頭又左衛門、百姓又右衛門、板倉伊豫守領分同國同郡入野村百姓佐左衛門一同奉申上候、當長部村教導場所へ鍋木榮助外四人の者共被越金子拜借被致候始末御尋ねに付左に奉申上候

此段四月十八日長部村地内に有之候教導場所へ七ツ半頃に鍋木榮助外四人酷々脇差を帯び被越入門致度旨申其砌り長部村良左衛門より直に入門難相成毎月十七日には講釋定日に付參り可承旨申聞候處忠左衛門申聞候者遠路參り候者に付是非共入門相願度申強候に付猶又良左衛門より當時門人共多人數に付世話方不行届候間入門は相斷り講釋日には幾度も可參越申聞候得共更に不聞入來月十七日迄は間も有之殊に金子等も遣ひ果て候との事にて今日より世話受度旨を以て其儘にて教導場所へ踏込空腹に付飯を差出可申杯申候に付良左衛門宅にて振舞可申趣申聞候處其方宅迄我慢して歩行難相成杯申直襟臺所に入り飯櫃を持出し羹置候豆腐、鍋の儘手込に持出し麥飯杯と惡口申し五人の者共勝手に食事致し榮助申候には三四年前横腹を切られ其節死するを今迄生延候間此處にて死すとも厭はず杯と暴言を吐き大半食事も終る頃に半次儀何處よりか酒樽一個持來り臺所に有し土瓶を取出し右酒かん致し吞合

以酒を先生之進上致度と申候に付教導場所は禁酒の趣良左衛門相斷り申候處種々惡口雜言申是非共幽學之面談致し度候間居室へ案内致し申候得共幽學は前日より病氣に付其旨相斷申候處不聞入踏込面談可致旨申強而出掛たり尤も教導場より幽學伏居候處とは少しく相隔居殊に右體何様の儀致すも難斗候に付又左衛門、又右衛門提燈二張相燈し持參致し佐左衛門は用心としてしんばり棒を持ち右五人の者共の前へ付添ひ參り候處半次儀教導所より十二三間程罷出候場所にて佐左衛門が持參致し候しんばり棒を見付吾々共を打擲致す爲めに持參致したるなるべし存分に可致杯申掛け自から又左衛門に突掛りたるに其節過て其傍に有し松木にて自分の頭を打ち打擲被致候疵なりと申出て惡口雜言出まかせに吐かれ候折柄長部村の門生此由を聞き提燈相燈し十四五人程來り集りければ五人の者銘々襷掛に相成り候又左衛門等大に驚き村の者を諭して引取候得共五人の者幽學へ面會を申入幽學に面談致されれば難相成趣に付當惑致し此旨幽學方へ相話し候處用有之者連られよとのとに付四人の者を教導場所へ殘し榮助一人幽學に面會せし處榮助は以前呑み殘したる酒杯を持參し幽學に近寄酒を進め候得共幽學不取合して其用向を尋ねたるに自分世話に相成度且又吾等共の内には怪我人も有之候杯難題申出候に付幽學は余か門人共の内には他人へ疵附候様の者無之候得共見留候儀も無之候得ば若し斯くの如きも有之候得者其當人此處之差出す可く申候佐左衛門儀も其場に居合せ疵爲負候者に決して無之趣き申

候に付榮助無言の儘此場を立去るも猶教導場所を去り申さず何か内談致し候上又左衛門に對し一人前金五兩宛差出吳候得者立去り申可く若し右金圓なければ遣も立去り申さず半次之疵付候者は切殺可申杯と高聲を發し候に付無據又左衛門は持合の金十兩五人の者共へ相渡候處金子は是を受取り猶二十五兩差出すべしと迫り候儀に付長部村名主は鑄木村名主へ罷越榮助亂暴の始末及其引取方を掛合候處親類組合の者引取の爲め八石へ被罷越種々意見申聞け引取たる次第に御坐候右御尋に付奉申上候也

教導筋奉申上候

浪人大原幽學申上候私門人共に爲相學候教導の始末御尋ねに御座候

此段心の運びを考させ其心の穢を洗ひ磨き學び候儀にて則心學に御座候都て愚俗は己が心の惡きに運ぶを心付もの無く知らず行狀惡敷相成終に不孝不義に陥り候者故其己れが心の運びを能く考へ其惡きを改めざれば修身齊家難相成自然の富貴に至る事無し若し自然にあらすして求めて富貴に至れば不義の富貴に相當り其積惡の家には必餘殃有り其甚しきは子として親を殺す事にも至る是一朝一夕の故にあらず漸々由て來る所ぞと聖人仰置れたる事故先己が心の惡きを知り其惡き事に運ぶを考可致改心様相諭し其聞込によつて天のなせる災は去り易く自ら作る孽ひは遁るべからずと謂へる杯の事譯詳に説き諭し亦己が心の惡きは危き事の所以を能知らしめ自身と改心を心付候様致教導有之儀に御座候且

其理は相知れ候ても唯眼前の利慾に迷ひ居る族は改心すれば其家齊者哉杯と感ひ候によつて或は大學八條目の意味を通俗の言葉を以て通俗の事毎に推當て如此のもの故身修りだにすれば家内和熟して則自然の富貴に至る必々眼前の事に離るべし杯相諭し其是を聞込候序に不義の富貴は有つべき所以なき理を能く心得させ其の得心に乗じて其の樂みを樂みとし其利を利とするは惡を積み殃を招く所以にして恐敷事と思ふに至らしめ又人惡きを好むに至ては善き事心に失せて唯惡事而已思ふ是則心にも惡積る故善きを思ふも其如く皆心に積りて大ひなる災を引出すと大なる喜び來るとの味ひを相學ばせ或は孝經に髮一毛も鹿略にせざるは父母に受くる身體髮膚故とばかり思ふべからず諸事萬端に付て毫髪も父母の心を毀ひ傷らざる事杯と相諭し其味ひを知りたるはづみに是迄知らず不孝せし事を考させ唯々父母の心を安からしむ事を思はしめ又父母の心を安からしめむと心付候者は則父母の恩高く深き事を能知り頻りに父母を親む心と相成候私常に父母をなつかしく思ひ候事心に絶不申候故是に至り候ては共に父母を思ひ共に落涙する事に相成候其時私心中に父母を慕ひ候得ば學ぶ者も亦愈先非を後冊致し忽ち改心の事に相成も有之候尤斯迄孝道に志候ても其樂みを樂みとし其利を利とする事を恐敷不思議は聊か十日二十日の間に浮か／＼元の不孝に歸る者亦々多く御座候元より育ち宜敷者杯右の如く父母を難有思ふ事に至り候得ば其心靜に相成四時の變動迄も能考田畑植物等悉く能心を用ひ身を

慎み謙遜儉約を守り父母の耳目を樂ましむる事を好むに至り五人組前書被仰渡候趣愈難有思ふ事に相成則是を守り農業出精致し自ら修身齊家の理を能知る者も御座候元より志不宜者は聲を立泣く程に親ら難有思ひ致改心候ても三十日も過候得ば知らず眼前の事毎に迷ひ知らず元の不孝に歸る者多く御座候然れども三十日の中に又々導き右の所に至り候得ば或は五十日も相保ち又其次は八十日も相保ち保凡十有餘年も勉強して相學び漸く道の本意を學ぶ事に相成儀に御座候

或は室先生の性理と云へるは生れたる家を能守り其外を望まず其家業を能守るべきの事故家業二重三重にては懇にして何れも懈怠と成り一業も立事無し是に於て強慾却て其家を亡す理を詳に心得させ私門人に於ては家業二重を嫌ひ且其生れたる家の業行を變替する事を忌み或は百姓は百姓相應の衣食住を守らせ保或は人生るゝに十月の中母の體内に有て其氣を稟る故其十月の間母の志所によつて生るゝ子善惡邪正の差ひ有る理を悉く論し又母の心を穩かに持たしむるには其夫の志に有る理を悉く論し候得ば主の心の直所によつて子孫までの不正との差ひ有る事を能く知り則改心致す事に相成も有之或は惡さを改むるは宜敷と知りつゝも深き淵に陥りたる如く其事に難く改め不得者も有之或は生質は變らぬ者と心得居候族は善惡共に事譯口に而已知て心に知らず且善き事を好みながら眼前の事に惑亂して終には己と己が罪を作る故其志所の惡さを改め善さに進むの爲めに門人同志議定して是迄己が不

省を耻らいかくし置候事保無腹藏心底打明けてらし合せて相互ひに其善と不善とを知り人の事にて己れを顧み候得ば常に自分の事は惡さも善き様に思ひ暮せし事保相知れ其心の穢を洗ひ洗ふ事其生質によつて或は三四年或は七八年も磨きて本心の正しきに至らしむるの教に御座候

又愚俗は自分丁節を専らとする故生質の惡き者は何程學ぶとも善きに趣く事無し保常に是を言て聖賢の言を疑ふ者粗々多くして生れ質さ才人にすぐれたる者も幼稚の時より是等を聞是に移り居て唯空々寂々として暮す中に其樂みを樂みとし其利を利とする事に相成者亦々多く御座候是等に教候には萬物皆天地の和也故に人の命も心も則天地の和たる所以を論し或は人心有り道心あり天地の和其儘の道心は四海に彌り生質狭量の者と雖ども人慾の私を去れば則ち道心顯れて其相應する人々に彌り自分の勝手に離れたるもの故人心とは譬へば暑ひとか寒ひとか唯自分の身而已思ふを云ふ其狭き志故たわいも無き事に移り人心より知らず人慾の私と成る其私盛んと成ては譬へば潮の涌き出るが如く是を止むる事を不得漸々と惡を積み上げ終に大ひなる災を引出す事にも至る其道心の微るゝと人心知らず人慾の私と成るの危さを其器量相應に形を引或は朋友同志互に心の變化する味を考ては己れに當少しにても心に穢れ有れば即刻洗清め保千變萬化の中終に身の危さを知り終に人慾の私を去る事を専ら學ぶに至る儀に御座候是に至り候者へは其學の進むに乗して天地の和は萬物を生育す性は其和の實體に

して聖人なれば天下を育ふ下愚と雖も其志を得て以て五人や十人の家内の者の如き導き不得と云ふ事  
無き筋々を分相應器量相應に心得させ候へば不孝不義に陥る發りも子孫滅亡の種を蒔く理も相分り愈  
々改心に志す儀に御座候是に至り候得ば其はずみに乘て又始めの教方に歸り唯其場限りの樂みより末  
の樂み其時ばかりの利運より末の利運其場限りの孝行より行末の孝行杯と萬端末の見渡無ければ知ら  
ず危き事に至る味とを能諭し其人相應に心得させ候得ば人の嘲り笑ふを忍び奸淫、飲酒、遊樂の族に  
不移慎み守る事に相成儀に御座候私無學文旨に候故國々經歷の中諸先生の説を乞ひ受け程子朱子深切  
の教に絶り且聞及候藤樹先生の教方に絶り己れに勤て人に及すの教諭仕候儀故皆己れが心を學ぶの儀  
にて教導所則改必樓と相名け講釋の節は尙改心專志可致出席旨門人共へ申入置儀に御座候

又少しの私にても是を改め人を導き度く心掛け候考へは先づ天地の和は其物々を率て物々生育する  
所以を考させ候是を身心に當て考候事に至り候者共は五人組前書被仰渡候趣愈々難有相成父母の恩も  
愈々難有相心得愈行狀正敷する事を好むに至る儀に御座候此志と相成候者へは夫天地和して身命あり  
故に人たる者は分相應に天地の和の如く人々に彌るの志し有たき者也と相教其味ひ心に止る事に相成  
候者之相論し候には先づ人の見る所をば善し人の見ざる所の惡敷の顯はるゝ時に常に行狀善しくとも  
人は善しと言はず故必々先づ是を恐懼し自分勝手又心穢も戒め慎むべし又人の見ざる所をば尙能勤

たる事杯顯はるゝ時は人の見る所に過不及の差ひ有るとも人は是を惡む事無し實に安く樂み廣し杯相教  
へ是等耳に入り候族には此理を以て人を教導する筋を能教へ其響に乗し又操返して都て口の先にて教  
諭する時は其教諭を被る者道理を唯口に演る事は知れども是を勤め守る事を得ず故に先づ自身能く道  
を守り勤めて教ゆべし其勤を見て是に歸伏する者は道理を口に演る事は不得と雖ども道を守り勤る事  
至るの筋々を詳かに相諭し尙々深く教導致し候には如此故家内の者を始め人々を導くには兎角口先に  
て教へんとすること勿れ人々を導くの爲にとて唯々人の見ざる聞かざる所をば尙私の穢も無き様に終  
日守るに於ては所謂道心なれば道を脩るの所以にして則自然の教至る是を守らば主たる者召  
使ひ杯を自ら仁愛する事に浮かび仕はるゝ者も亦口にて教へずとも主人を心中に自ら尊敬して自然  
の義と成又道心は志廣し志廣ければ父は子に溺れずして慈む子は父母に自ら能事へて親み止む事無し  
夫は妻に情有て溺るゝ事なし妻は夫を尊敬して情満るとも猥りには不近寄寝間も飯食も共にするとも  
心中に別あり如此の志なれば兄弟の席も亂るゝ事無く朋友の信も失ふ事無し此五つ何れも其己れか心  
より自ら生じたる禮なれば所謂從順なるべし又求て禮儀々問敷は聊の事の差ひにも其禮忽ち亂るゝな  
り杯私二十有餘年如此教導致し候儀にて是唯心の運びを考學の事にして則心學に御座候然る處大學を  
以て教或は孝經を以て教或は心の理を知る爲に人物性格其賦する所の理を得んとして専ら性理を學は

せ候故何時と無く人々性理學と唱へ又近來は人々唯性學と相唱へ候儀にて私風情無學文旨の名け候儀には無之候又私教方の儀人々に應じて教候故言葉同じからず候へ共意味に於て是に差ふ事一切無之此外世に有りふれ候教草物語等を以て相諭す儀に御坐候  
右教導筋御尋に付奉申上候以上

嘉永五子年六月

大原 幽學

而して其身分の件に關し尋問あるや左の文を以て申し上たり其文に曰く

御尋に付以書付奉申上候

清水御領下總國香取郡長部村に逗留罷在候浪人大原幽學奉申上候私身元并に平日勤行之儀御尋に御座候  
此段私儀御本丸御小人目付高松彦七郎弟にて六才の砌り尾州家來へ養子に罷越仔細有之十八才の節離縁仕夫より浪人にて國々廻歷仕去る天保十一年長部村伊兵衛方へ折々逗留致し心學同様の講釋仕候追々門人相増教導場手狭に相成門人共申合せ教導所普請立度旨申出候に付度々差留候へ共手狭難義之趣きの由不取用普請仕候義之旨申上候處門人共右大行の普請致し候儀取用不候とて其儘差置候段兼ての教筋にも齟齬致し如何之旨蒙御察當御尤至極恐入候儀にて教導筋の儀は別帳に認め奉申上候通り相違無之御座候右御尋に付少しも相違不申候以上

嘉永五年六月

大原 幽學

中山 誠一郎 様

渡邊 周十郎 様

吉岡 靜助 様

關 畝四郎 様

附言

何故幽學が此の如く上申したるかと云ふに種々の事情ありて脱藩せしを以て其の詳細の事實を探らるべきことを恐れて斯くせしなり故に是を以て幽學の身分は明らかかなりと見るべからず又村々の門生共より上申せる處の文左之如し

第二目 門人の辯疏

乍恐以書付奉申上候

清水御領下總國香取郡長部村名主見習良左衛門奉申上候私村方に罷在候浪人大原靜齋事幽學と申者性理學と唱ひ教導始末并改心樓取立候儀御尋に付左に奉申上候

此段親伊兵衛儀高州四石所持家内六人暮し名主相勤候私儀は部屋住にて名主見習親手許に農業渡世



罷在候然る處私十八歳の頃迄は持高卅四石有之候處五十ヶ年程以前自火にて燒失致し普請入用其外にて凡三百兩餘借財出來父母丹精にて右借財返濟仕候儀に御座候然る所私淨瑠璃、三味線、色慾等に迷ひ一ヶ年三十兩位宛他借仕夫れを親に數度爲相拂其外世間を偽り内借多相成自然家内も奢り年々五十兩餘宛暮方に相掛り此通りにて成行候得は往々難澁に落入可申候處十八ヶ年以前天保六年右大原幽學に入門仕相學候處身分身上向改革并村方救之爲右兩様相混し十日市場村伊兵衛へ田地質地に相渡し改革仕候儀に付所持高十四石餘減じ候儀に御座候且先祖株と申候儀は一軒前に付金五兩丈地株元除差出し置相互に纏置自分の暮し方に不用萬一家名滅亡の場合に至不申候得は遣拂不致取極に有之尤も其段は御領所願濟之事に御座候右地株の儀作徳とも一軒分百兩株に相成り候得は難澁の者を救ひ或は潰れ百姓取立候儀に御座候性理學と唱候は全く心學に御座候教導場を改心樓と名付心を改め候學にして改心するの志無き人には入場相斷る様常に言聞置候事に御座候私共廿六才にして入門仕候處身の危き事を不知不孝に陥り候儀を被申聞夫迄父母數年心痛を思出し身體無置所心地に相成り自分と改心仕候後村方を見渡し候處百姓一方に無之餘業木挽渡世の者計にて百姓一方は私家斗に御座候右木挽其諸國經廻り惡敷事を見聞其風を村内迄押移し風俗甚だ不宜敷右様に候故自分は何様相成とも名主役の事村方を取扱ひ不申候ては不相成儀と存親共へも申談一身決定して村方を可成と存候處良藏と申者共に丹精致

度申候に付則申合村方の者共へ改心可致申聞候得共聞入申さず譬家は滅亡候其子孫永續不致候共不孝に相成候共酒は相止め難き杯と申者有之困入其段幽學に申談候處未だ實意少なき故自分より能々改め勤め候後可申諭右教之通相守勤め候處段々改心歸伏し候者多く相成人々は迄不孝せし事後悔致す様相成村方穩和に相成潰れ百姓取立候儀にて改心樓と名付教導の儀字八石と唱候親伊兵衛持山地開門弟多く打寄談判出會の上輔理候儀にて別段御領知役所へ願上候等不仕自己取建候儀にて此外何にても可申上儀無御座右御尋に付奉申上候通り相違御座無候

長部村名主見習

良左衛門

嘉永五年六月

名宛前同斷

此外數通有れども之を略す

第三目 幽學へ對する政府の言渡

嫌疑の決定せざること六年の久きに亘り安政四年秋に至り左の如く言渡されたり

大原幽學儀

漂泊の身を以て性理教會を創立し多く門生を集め一大教堂を建築したるは穩ならざるを以て一百日

間謹慎すべし尙改心樓は速かに取毀べきこと

夫

安政四年 月 日

本多加賀守

### 第六章 謹慎中の心情

幽學が謹慎の言渡しを受るや改心樓は其門生をして之を取毀たしめ自身は東京小石川茗荷谷町高松彦七郎宅にて謹慎をなし終日座を崩さず獄吏の其傍らに看守するが如くなりしと云ふ或時神谷久保氏來りければ

破れ果てし埴生の小家を其儘に

月なればこそ宿るなるらめ

又或日種々の事を思ひて

枯果て爰はけぬべきさまなれど

我がふるさとの梅や咲らむ

又

我身こそ秋の野深きさまなれと

鹿の音こふる人ならましを

又

鹿の音のあわれと我あわれさを

くらべて秋のうさは晴けり

十二月に至り感冒に罹りければ國元より高弟亮規、正太郎の兩氏看病の爲めに出席せられたり、廿五日に至り亮規歸國し正太郎氏亦廿八日歸國したりければ後は幽學一人而已にて眠る毎に皆居ます心地して呼べど答なきに夢覺めて國元へ歸せしものと思ひ又眠れば爰に居ます心地して幽學感慨の至りに堪へず一首の和歌を詠せられたり

たゞ一人席をむすぶ夢の間も

友と語るぞ樂しかりける

安政五年元旦國元より出向の爲め高弟菅谷政俊出府致し種々談話の末自身を始め旋藏、亮規、正太郎、又左衛門、政右衛門の六氏は能く留守を守りて思想益堅く父母に能く事へ農業を能く勤め有りける由を聞き嬉しさの餘り

我が居らぬ跡を守りの梅なれや

かへるをまちて咲けるものかな

### 第七章 放免歸郷

正月十日江戸を出立せんとするや其前夜神谷久保氏來り惜別の情禁じ難く久保氏も亦余が心中を察したるものによ感慨の至情禁ずる能はず幽學意生存を期せず然れども是を表示すること能はず無言の中に別を告ぐ誰か識る後日其の悼ましき別離を惹き起さんとは幽學其の友情の厚さに感じ左の如く前文して一歌を詠せり

東の都なる神谷久保氏には謹慎せしより僕をいたわり給へる事の深きは他人の爲せる處にあら  
ず此度も亦其の眼には僕は事にせまりたりと見ゆることのあらんとせるを厳しく誠め給ひて僕が  
なき後の耻となれる事をも語り合ひそが上にも自ら鏡杯携へ來りてなぐさめ給ふ御心の中のであり  
がたければ

わたつみの深き心のますかゝみ

照らす初日に備へまつらん

明る十日早朝出立して十二日長部村に着きけれど教會に入らず遠藤亮規宅に於て門生共の有様如何

を觀察したりけり、然るに門生中眼前の事に迷ひ不幸子に歸る者及其行ひの崩るゝもの多ければ幽學  
自身の行果の悲しみに

幹葉まで荒れ果て枯し草の葉に

なほわれまさる霜をおくとは

又或日既往の事實を回想して述懐の情に堪へさりけん左の如く前文して

此たび僕が若かりし頃より口まめに侍りしことも拾ひ集めんとしていろゝの事の有りけ  
るも辰三郎、又左衛門、源造の三人の主達の身まかりしを思ひ出し或は上方の友人達に暇をつけ  
ずして別れし儘音信もせで東のはてに暮しけるも今頻りに戀しく思へども身まかりし人のもの言  
ふさへもなし亦海山隔し友人の今爰にもの言ふべき者もなければ唯一人すまえることのうたてけ  
れば

あないして呼べど答る人もなき

野山の里に雨宿りして

## 第八章 斷して鬼神を哭かしめ身を殺して

## 仁を爲す

幽學門生其の不孝不義眼前の利慾に流るゝ者有るを憂ひ日夜門生共を訓誡すること愷切懇篤之れが回復に力を竭したりと雖も其効無かりしこそ遺憾なれ、幽學意に思ふ様我先年此地に至り性理教會を起すや人多く其心事を疑ひ或は邪說異端にあらざるやと故に幽學斷然奸淫、飲酒、遊樂の念を去り己に勤めて以て人を導く事を以て畢生の目的と爲せしかは期年ならずして皆其の教導方の善良なることを是認するに至れり又先年幕吏の嫌疑を受くるや教導筋の概略を上申し門人又此の如く教を受つゝあることを上申したり、是に於てか幕府其の教導の善良なることを認め御慈悲の御沙汰有之たるなり、然るに今門生の状態は不孝者あり不義者あり又將も無く眼前の事に迷ふて分相應器量相應の法則を守らざる者又頗る多し、是れ幕府に上申する所衆人に告る所と全く相反するものとす、政府に告ぐるに誠を以てせざるは不忠なり、人に告ぐるに信を以てせざれば不義なり不忠不義は人生の一大罪惡なり我計らずも此の一大罪惡を犯せり如何にして此の罪名を洗滌することを得んや孔子曰く志士仁人人生を求めて仁を害するとなく身を殺して仁を成すありと我素より仁者に非ずと雖も乏しきを性理教長に受け

師として人を教導すること十數年不省我が如きもの斯くの如く人に用ひらるゝは全く其器に過ぎたり予輩人を教導するの資格なき者なり資格なきが故に斯かる罪惡を犯せり、夫れ斯の如き資格なく仁者に非ずと雖も人の人たる道をは辿らんとするものなり、故に若し予の行動にして人道に違反することあらば何の面目あつて多人士と相接することを得んや予は毫末も人道に違反する行爲を爲すの意思無かりしも嫌疑以來計らずも不忠不義の行動となれり、不忠不義は普通人と雖も之を以て其恥辱とする所なり況んや師として人を教諭する者に於てをや門生にして予が心中を愛憐するの精神にして存するあらば速かに心を改め孝を先とし修身以て家を齊へ不義の富貴は之を好まずして而して道を行ふべき筈なるに門生其の行動一として是の方針に出づることなきは余が心中を愛憐する精神なきなり門生中余が此苦境に沈淪しつゝあるを知るや否や假令余が心中を知る者有りと雖も知りて之を改めざるは知らずして改めざる者より予が心中を愛憐する情なきものなり門生其の行動をして是を改め至誠以て道を行ふに非ざれば予は不信不忠の譏りを免かれざることを能はずして一身置き處無し唯一死以て門生共を警醒するに若かずと

于時安政五年三月八日門生共を遠藤本藏宅に集め會て信州の道友へ送りし和歌の大意を講じ門生をして誠の道を辿りだにすれば僕の肉體は死しても其の眞理は決して諸君の腦裏より離脱するにあらず

るなり、諸弟子中僕の教へし誠の道に離るゝが如きことあらば僕の弟子に非ざるなり而して又諸弟子中僕が肉體の死せるを見て僕が教へは消滅するものと誤解すること勿れ僕が教へは誠の道なり誠の道は萬世不易の一大真理にして從來諸弟子に諭せし如く誠の道たるや決して偏るべからざるものなり、道の明かならざる人は或は偏て己れが學ぶ道の外は或は道に非すと誹謗し或は異端なりと嘲り或は言ひ破らんとするもの有るべし僕齡既に六旬を越へ何時無常の風に誘はれんとも計られず若し僕が無き後人は人何程悪しきまに言ひなすとも亦何方の道を學ぶとも君と親とに事することを忘るべからず捨つべからず云々と暗々裡に永訣の情を示し同夜深更一封の遺書を遺して村の共同墓地たる御塚に至りて自殺したり

嗚呼鳥の將に死せんとするや其鳴き聲哀れなり人の將に死なんとするとき其言ふことや善しと況んや師として其門弟共に遺すことをや實に火の如く血の如きものなり左に其遺書の全文を掲げん

遺書

時に僕十八歳にして漂泊の身と成り愈々 師の傳を守り乍不學大學、中庸、孝經の三書の微味幽玄を探り學の爲めに國々の先生方に議論を乞願ひ性理を明めて以て愈人を導く事を念とし淫犯、飲酒、遊樂の念を去り己に勤めて以て人を導く事を得ず不孝子も孝子に至らしむる事年々歳々多きに至

る雖然僕が如き人に用ひらるゝこと全く器に過ぎたる故蒙御上之御疑心御糺之上被爲時御疑僕過ち多しと雖ども御慈悲の御沙汰被下置誠に以て難有御儀に有之然處門人の中埒も無く眼前の事に迷ひ元の不孝に歸者粗相見之於此第一には御上様御苦難に相成其上にも御慈悲の御沙汰被下置候事故門人の不孝に歸する者多く出來候ては僕が一身無置處又僕が教筋宜敷思召候御方々へ猶以て一分無相立又門人の中元の不孝に歸者多きに相成り僕が教を爲せし故御上様御領主様方々の御役衆中迄御苦難に相成門人には大金を爲費甲斐無之彌々以て僕の不忠不孝の甚しきなり然らばとて過多分として人を可教諭無謂爲此之自殺す僕を有憐心者速かに改志而孝を先とし修身以て自分齊家の行而己志し必々不義の富貴は不好様堅く心得勤可給候又此邊入門の人行崩るゝ者少なく志厚き情に引かれ一度此地に來ると雖ども自殺は元より覺悟の處今爰に至て處々に不孝不正に歸る者追々出來を見聞に不忍致自殺事に候へば幼より學びし者杯は猶更父母に心配掛ぬ様に埒もなく眼前の事に迷ひ不孝不義の名を探らぬ様日々願勤可給候又門人中此上にも御上様御苦難に相成者出來候ては又僕が不忠不孝の深みに陥る儀に候間若右様の者有らば信義以て爲改心可給候乍然己に勤め得ざる事杯は強て人を誠しむる事勿れ唯眞實の談話にて爲改心候様願置候如件

安政五年三月八日

大原 幽學

僕身分の儀小石川高松彦七郎様へ出奔の書差出し置候又此書深更に人目を忍び認め候事故不分明の  
文も可有之以察御承知被下度候以上

幽學の自殺するや其筋に訴へ出でたるを以て幕府より檢使として加藤退助出張せられ檢するに白絹  
の下着に黒絹の上着を着し白の帯に小倉無地の袴を着け彼の十八歳にて國を去りける時乃父の賜ひた  
る河内守裕國の大小二振を傍に置き腹十文字に搔切り然る後襟を正ふし咽を突き終て九寸五分を三寶  
の上に置き嫣然として笑を含み宛かも生きたるが如くに有り又其九寸五分の銘には難捨者義也との  
五字を刻しありしかば幕吏幽學の最後の雄々しきに驚き我二十有餘回の檢使をなすと雖も未だ此の如  
き者を見ずと言はれたりと云ふ

又幽學の手函を改めれば贈與の物品則ち大小短冊掛物等一人毎に明細に記し有しと云ふ其志の存  
する所る以て知るべき也

十頁一行天保七年江戸に至り居ること數月は事實相違の點あり故に同年十月江戸に居ること數日と訂正す

### 第一卷 事蹟終

## 第二卷

### 微味幽玄考

大原 幽 學 著

#### 緒 言

此幽玄考は庶人の爲めに著す者故士ひ以上の事は無用に似たれども然れども愚俗は見聞事毎に疑惑する者多し亦道を學ぶ書を讀みたる者は多しといへとも學ぶ事を得たる者は鮮し是れ心焉に無き故也、偶々學ぶ事を得て是を行ふといへども節に中たらざる事多くして空しく惑亂に漂ふて終に口の先きの學者に流るゝ者多し是れ道を行ふ心法の極め無き故也、然れはとて心法は自ら成るの者にして強て一旦に極まる者にあらず亦心焉に有つて心法自ら備はり有る者今我朝におゐては士ひ以上也故に庶人も心の置所よければ分相應器量相應の心の法則の自然と極まる所以を知らしむる爲めと事物の疑惑を晴ら

緒 言

全

さしむる爲めに士ひ以上の事を記す者也

蓋し行ひを能く勤むる爲めに書を読む者は其章の前後に渡り合せて必ず先づ近く解し方のつきし所より漸々に深く廣く味ふへし、然るに於ては博覽せずといへども其書の意味深長を得て以て、行ひを勤むるにたよりありと是れ僕か師家の學風に隨て述る者也

民俗を導く爲めに幽玄を記したる者故道理を教ゆるに言葉をもて教諭をさしずして意を以てこれを移すにおゐては愚俗といへども其心に自ら道理生じて俗に云入れ魂と異なるを心懸けて能く味ひ讀み給ふべし

拙き者に言葉を以て教諭ゆる時は其教諭に被りたる者道理を唯口の先きに演る事は得れとも勤め行ふ事を得ざる幽玄と又言葉を以て教諭ずして唯々意誠の法を移すにおゐては其誠を移されたる者口に演ぶる事は能くせずといへども行ひを勤むる事を能くするに至るの幽玄とを能く味ひ讀むべし

尤も此全卷皆趣意を以て味ひ給ふべし然らすむば幽玄は必ず解し難かるべし

此書至て口説しければ先づ本文を読む事數度して後ち註と細註とを入り交りに讀み給ふべし、然らむむば註細註に氣移りて理を失ふ事多かるべし

## 第一章 總論

夫れ性の大ひなるや天地の和則ち性性は則ち天地の和にして其儘なる者也、其土々々によつて形氣も風も異るといへども北極星を見る國も南極星を見る國も天地の和する所以の者は一つにして性たる所以の者亦同じ

蓋し人は天地の和の別神靈の長たる者故天地の和の萬物に之き及ぼす如くの養道を行ふこそ人の人たる道とす其本は君臣、父子、夫婦、昆弟、朋友のうちには有て未四海に及ぼす事に至る、其近きは時々刻々の勤むる行ひに有て遠くは幾千歳の後に及す事なを際限あるべからず、然れども其微味幽玄を明らかに知らざれば時々刻々の行ひに過不及の差ひ而已多くして道を廣く遠く施すこと難かるべし、其微味幽玄を明らかに知るには性の理を能く知るに有り故に性の幽玄を學とす、是を學ぶには天命之謂性率性之謂道循道之謂教の三つの之の字をユクト訓して以て其幽玄を明らかにする時は先づ萬物の自ら生じ自ら育はるゝ所以を知る是を知れば人におゐては其土々々の形氣の風に準ひ天地の自然に差はざるの養道無きこと無きを知るなり知れば則ち過不及の差ひなきに至るの緒也

性理學は往古唐國の書に傳りたる者也然れども今是を學ぶに及んでは何國の道と別けべき所以なし

其所以は日月の照す所霜露の墜る所人力の通る所天地和して性有り以て別けべきゆへなき也、性は理にして萬物育はるの自然而已なる者也故に其土々々の形氣の風に準ひ唯天地自然の理を能く味ふて其幽玄を學び知るにおゐては愚者も不肖者も養育安ふして分相應の道行ひ安すしと爾云

「註」性理學は陰陽消長の理を推し天地自然の理専らに學也

神儒佛の三道におゐても陰陽消長の自然に離れたるは無し、然るを三道において偏して或は嘲り或は打ち毀たんとする者もあれども人の心を直くする徳有るにおゐて是に敵する者出ればこれを助る者出て毀ち遂る事能はず唯其偏執最負の名の出る而已、秦の始皇は天子の威をもて書を焚き儒を坑にすといへども漢の世に至て儒道専ら行なはる人の善さを好むや三道何れも彼れより是れの善さを執り是れは彼れの善さを執り其彼と是と幾百歳移り合ふて自ら世に混じて有る也、是れ亦天地の自然なるべし我が朝におゐて御法りは神世の正しきを守て以て民の好む所に準て自ら世に混じたるを其儘に擇び能く執り用ひ給ひしは恐れ多くも代々の

皇帝 明神君方也、是において天下泰平に治り民枕を高ふして足を伸ばし安く世をふる者也、斯くの如く萬民安住する養道則ち天地の自然にして其器其器に準ふ所以天地の和の萬物洩らさず生育する味ひたる者也



善事は自ら世に傳りて亡びず惡事は一旦盛んといふも必ず亡ぶ是れ亦人の知る所也、これらを心得ざる族は己れが身の危きをも知る事無し、道の本元を明らかに知り行ひを勤る事の大ひなるを明らかに知り戒ひの晴るゝは儒道也或は善き心法を立其一心變せざる事を極むるは

神世より勇備自然に傳りたる 御法りの道也、尤三道の中に在るては少しにても偏る風情にては必ず廣きに出る事無しと其道々の博識の達者皆謂へる所也、今世に三道入り交りて上も保すく下をも安からしめ給ふてぞ尊むべきこと也、是を尊まざる者を觀るに少しも耳目の明き初むるやいなや己れが學ぶ道の外は唯啣る事而已多く是が爲めに其道徳を廣く施す事わたはず是れ亦俗人も知る所也、然れども初心のうちには彼れも執り是れも執り難にする時は其言葉の異なる事あるにおゐて迷て一ツをも得べからず故に必ず先づ一ツに由て學ぶべき也、古しへより天下の政こと廢して天下亂れたる事は有れども天地の和は止む事無し故に天地の自然に離れたるは則ち道に離れたる也

我朝におゐても天下亂れて善者も覆へり亡びたるはあれども三道におゐて未だ一つをも亡びず故に是を打つ事勿れ誹謗する事なかれ三道の中は何れを學ぶとも唯偏執の志を去りて其自然の理に離れざるこそ大事なるべし

夫れ修身齊家の道において據所も無く心法も無く師傳も無く且一寸先も見へず且家内の者の心の狂

ふ種の出來たるも見へぬ風情として埒も無く疑り塊りて考る有り工夫する有り嗚呼危哉々々故に必ず先づ據所を定め志善き師を擇び學ぶべき也

又亡ぶる者ほどなを我は人とは違ふて大丈夫と思ふて居るを見て知るべし是を見て知る者は必ず我が身を顧みて以て學に進むべき也

此幽玄考は僕若年より國々を遊歴して世上に

聖賢の教に隨ひ修身齊家を能く守り勤めたる人と夢中にて世を過たる人の身の行果をてらし合せて試して以つて僕が師家の風に隨ひ童子も解し安く試めし安からむ事を念ふて以つてしるすこと譬へば名家の打碁を集めて碁經とせしが如く世に顯はれて有る證據を以つてしるす讀人力を添て味ひ給へかし

「細註」中人以下は修身齊家の道を學ぶに譬は碁の圍みを習に同じ味ひ有るなり

編者曰く愚俗の道を學ぶことは碁を習ふと同じ味ひのあることは道徳百語に掲載するを以て之を略す

性理の幽玄を明らかに知つて以て心法定めて行はざれば中らざる事多しといへども然れども此幽玄考を杖として分相應器量相應の道をたどり漸々に行て家内一つに和睦するほどなれば自ら人の稱に被り求めずして富貴を有つ事に至る其行ひは必ず孝を先さとして自然と家内和睦するを目當として終日

勤め試めし見るべし、然るにおいては十に三三四五と漸々宜なる事に至る也、必ず能く行ひを勤て以て試し見るべし、其至れるに準て或は二三代或は四五代と器量の丈は富貴を有しむるに至る猶能く節に中る事に至つては永く富貴を有する規則の立つ而已ならず財寶世々に増すべし故に財寶を望む者はなを必ず先づ道を行ひ勤むべし唯恐るべきは見極めたる事も無く見極めたる積にて空速強情に事を行ふて忽ち亡ぶるの事也

古人すら書言をなさず言亦意をなさずと謂へり況や僕が如き十か一つも意を述る事を得ず故に細註して世俗自然の道理に反するををしるす見る人細註の所説を照し合せて以て本文の意を察し給へかし又神儒佛三道の自ら世に混じて有る微妙の味ひを雜分解と題して三卷著す往きて見て惑ひの晴る、事もわらば其心廣く成りて行ひを勤るに便りありなむと思ふてしるす(編者曰く雜分解の著無し)

## 第二章 五行五常

### 第一項 總論

天の陽氣地<sub>信</sub>中<sub>う</sub>に納る其の陽地の陰に襲れて以て潤と成る其潤ひに猶を日々の陽氣を施して漸々水<sub>智</sub>氣と成り愈和至る、和至れば陽氣潤に和して愈火<sub>禮</sub>氣須行し水氣なを潤行す其の氣靈い或は

金<sub>義</sub>氣と成り種はうへすと<sub>い</sub>へども或は草木<sub>仁</sub>等に化生する也故に五行の生する本元則ち天地の和也、其五行の備はりたる者則ち天地の和能く備りたる也、是れ則ち太極也、其太極に

「細註」性によつて或は金氣或は火氣と五行を備ることの足ると足らざるとはあれども世に造化する者に於ては一つとして五行備らざる無し人は五行の備への正しきなり故に人の心に五常の生し備はるも亦同じ

兩義有り陰陽と稱す、其陰陽に太陽太陰少陽少陰の四象有り又陽に四つ有り曰く乾震坎艮也、陰に四つ有り曰く坤巽離兌也

乾太陽は天也盛也進也健也五行に資て金人に資て父也

坤太陰は地也納也須也五行に資て土人に資て母也

震小陽は木とし雷とす長男也

巽少陰は木とし風とす長女也

坎少陽は水とし中男也

離少陰は火とす中女也

艮少陽は山とし石とす少男也

兌少陰は金とし澤とす少女也

蓋し陽とは形も無きを指す形無き故に盡ること無し陰とは形も有るを指す形も有る故盡ること有り  
夫れ乾の太陽は萬物の氣を有元亨也地に和す時は或は金氣と成り或は萬物の氣潤と成り其徳の之く  
と窮り無し、坤の太陰も亦天の氣を稟て物々と成る品物量り無し故に乾は萬物の父坤は萬物の母也と  
謂へり、艮は受たる氣を守るを主とし、兌は金氣を有を主とす、震巽は時に能く萬物の氣を易亨こと  
を主とす、坎は萬物を潤すを主とす、離は萬物に溫暖の氣彌るを主とす、其用を爲す所以土萬物を受  
け載せ金氣を以て物の體備て萬物生成す、其萬物の氣亦天に登り愈温暖の氣と成り其氣亦萬物に之て  
愈萬物の精を増し或は雨露と成つて愈萬物を潤し或は風と成つて萬物籠閉の氣を易へ雷氣發れば物の  
鬱をひらく、是れ皆此れより出て此を養ふの自然なる者也則ち天地一和の生成たる所以也。五行の變  
易たるや坎は陽なれとも精氣天に登て月と顯れ離は陰なれとも精氣天に登て日と顯れ陽として陰を發  
し陰として陽を發する者なり、陽は陰の精氣に發し陰は陽の精氣に發する所以也、是におゐて火は水  
に達し水は火に達するの微妙を能く察し能く味ふべし、震は陽木氣の發精にして木氣を養ひ、巽陰も  
亦水氣の發精にして水氣を養ふ、艮は陽なれとも能く土氣を守り兌は陰なれとも能く金を有つ、斯く  
の如く五行の變化窮まり無しといへとも味ひ皆同し

尤五行八亨皆天地の和の一つたる所以也是れ亦太極と謂へり、天地の和は天地に滿て則ち無極也故

に太極は無極にして太極也と謂へる幽玄を能く味ふへし性、道、教の三つ則ち是れ也

太極たる五行は萬性の主たりといへとも其體を顯はして人の目に見へるに至ては徳あり災ひ有り譬  
は炭火、焚火の類ひ飲食の物を養る性有つて或は物を燒亡すの災ひ有り、水は萬物を潤の徳有れとも  
或は是れに溺れ或は物腐り絶るの愁ひ有り、五行皆此意に同し

太極の五行といふは唯氣而已にして人の目に見へる者にあらず或は水火温潤の氣和して金氣成るに  
準て土より生して木と成る是れ則ち木の中に金火水土の氣有り世に生成する者は皆是と同し、萬物の  
長たる人はなを生れなからにして五行能く備りたるを猶亦水火の温潤を以て草木の精を和し是を食て  
或は肉と成り或は金氣體中に凝て齒骨定まり漸く物の用を作す是れ亦體中に五行あらずといふこと無  
し是れ則ち太極の五行といふ者也亦其微味幽玄を知る所以なり

夫れ大海に滿る潮は五行至和の精物也故に温也亦潮の花は夜に至て赤く光る晝は光り無し亦水は萬  
物潤氣の餘り也故に冷也亦鹽氣無き深淵の水の花は晝白く光る夜は光り無し此二つ日月の説と味い同  
し鹽は水の精を以て生り出て水は鹽の勢に準て進退す其れ自然なる者哉月の出入りと共に滿干する也  
潮を製して鹽を取り是を以て物を煮て食う蓋し鹽は人の體中の五行を能く順和せしむることの主也  
是れ五行一和の精物なれば也、人の體中も潮の時に順はずといふこと無し、其所以は潮の涌出る時に

症すれば血の出ること盛也又干沙の時に症すれば血の出ること少し亦満潮に生れ干沙に死す是れ皆人の知る所なり

第二項 善因善果を生じ惡因惡果を生ず

夫れ人の生るゝ所以は地に物の生ずると味ひ同じ其の是れに至る

「細註」人の子を生む事に至るには凡そ五千日餘天地の和の積徳且つ父母の慈愛の積徳也其自然に積りたる理を能く考へ見る可し所以は人の目には見へずといへども則ち心の爲す所にして天の陽徳の爲せる者也、亦人の體も死ては極土に歸る故に心は天の精、體は地の精たること明らか也、其天の精と地の精と相備はりたる者則ち性也故に性は天地の和の別神靈と稱すべき也

「細註」又云く其時に至て自ら其志發り其時に至て自ら交りたる者則ち天地の自然にして性の徳の善を成し道を繼ぎたる所以なりこゝにおいて人の人たる道を行ふも天地の自ら然らしむる所以に準ぜざるは道に離れたること亦明らか也

人生れて百日の中は唯五行備はりたる而已にて其氣未だ積されは物の用を作す事無く思ふ事も無く言ふことも無し、然も二歳三歳と成るに準て五行の精積て骨肉増し或は金氣凝り骨定まるに準て歩行する事に至る或は其體の長するに準て水火の巡廻益多く其徳なを異震木氣の息と音とを亨て言語を作す是れ漸々にして天地の和の至る所以也、漸々にあらずしてしからざる所以の明らかなるや、幼少に

して死したる者の骨は二三年を経て土に歸る、五十有餘歳を経たる者の骨は幾十年の中に埋みたるも其形全たしと人多く云へり是れ則ち年々歳々金氣凝りたる力有る所以也、こゝにおゐて

積善之家必有餘慶積不善之家必有餘殃臣弑其君子弑其父非一朝一夕之故其所由来者漸矣と謂へるを能く味ふべし是れ天地の道と人の行ふ道と味ひ異なる事無し善も惡も其の行ひ積りて慶ひ來ると殃ひ來るとの差ひ有り恐るべし慎むべし

第三項 五行と人體

人においても水火温潤の氣を和して體中を充ち巡ぐる者は血也其色赤し故に死す時は其赤氣消へ亡せて唯水氣而已殘る其色青黒を帯びたる者也、是れ血の赤きは所謂陰の精たる火の氣なれば也故に盡て其色消ゆ、水は所謂陽の精也故に消へず亦生ある者は陰陽の和順行して以て其體温也、死す時は唯陽の精而已殘て陽氣去るによつて其體冷也

又音聲細く或は息脈微なる類ひは五行の中木氣薄き也然も五行の中木氣過たるは音聲高しといへども縮り無く或は息荒しといへども力弱くして未消るが如く脈定無し

虚弱の者は金氣薄き也然も金氣過たるは諸毒和し盡し難く瘡と成て發す、冷症なる者は火氣薄き也然も火氣過る時上衝する也

老して自然と死に近き者杯は先づ水氣より脱す然ども水氣過たるは肉を犯し水種病の類ひと成る、瘦たる者は土氣薄き也然ども土氣過る時は其肉過て五行の巡和亦盛ならず

人の道を行ふに仁義禮智信の過不及たる味ひ此くの如し是れ五常は五行の精氣の爲す所なれば也又四肢厥冷の者附子、人參杯の温藥を服用して其病癒る事多し、發熱盛なる者に石膏大黃の類ひ冷藥を用ひて病癒る事多し或は火氣薄きによつて水氣體中不巡の爲め脚氣腫病杯を病む者に附子杯の温劑を用ひて火氣を増し惡水も自ら巡水と成り癒たる有り亦先づ冷藥を以て惡水を下して後ち靜に温養を施して其病癒へたるも有り是れ病症に準て醫師の法を用る所也

人を導くの意味亦是に等し、管癘陰症の類ひ腹藥數劑を投じて癒さる者を養ひ導て其病癒たる例し有り、諸の病者は能く養ひ導けば其心廣く成るに準て病癒へ安し試めし有り

夫れ病は所謂體中の五行の過不及なる者也腹藥せずして病ひ癒ゆる事有るにおゐては養道必ず人の體中の五行をも能く順和して天地の和するも同じき也、其養道は人の目に見へる物にあらす唯心の居所也其心は則太極也、養道則ち太極より發して太極なる者也、爰におゐて五行と五常と發動消長の異なるも無き幽玄を能く味ふべし

「註」天とは形無きを指す、形無き者則ち陽の本元とし亦太陽とす、其陽氣地に和して萬物生育す、其形無きの徳人の心に執

ては我れ一人思ひ作すにあらす衆人をして思ひ作す所以也、尤思ふは天徳也作すは地徳也是におゐて道其我と對する人と人との間に有るを能く考へ能く味ふべし

夫れ太陽は火の本元にして暖かなる者也其徳人の心と成つて能く人々の心に彌り育の離るゝ事無く且天地の變動に倣ひ其物其物に則ち變化を示し能萬民を導く而已是を養道と謂へる也、養道則ち世に五常の成る本元也則ち健にして穩なる唯心地よく尊き者たるべし、其徳能く施されて以て禮自ら立つ也、火は陽氣の積たる顯物養道の積りたる顯物即ち禮也故に禮を火に配す、地とは山上海底に至る迄萬國の土を指す所謂太陰也、土萬物を載てあきると無き者也其徳人の心と成つて天下の人皆餘さず洩さず慈恵む事にあきる事無き者なるべし信即ち是なり、水は萬物を潤のまき也其徳人の心と成て器々に準ひ育ひ及さるゝと無く悉く能く導く也、或は衆を會して聊も私無く己が心を衆の心に彌りて其説々を聞く中には衆説の徳にて廣大の道理己れが心に浮び是を其衆に移して以て四海能く治なるべし、智即ち是也、金は陽氣の物に入りて自ら凝りたる力を指す也、是堅く強く易らざる者也其徳人の心と成て譬其人信有り我亦信有り信ある者は必ず人に信有るを悦でなを是に進む故に其の人々の志自ら通し所謂誠自成たる一心不變の大丈夫の者なるべし義即ち是也、木は五行備りたる顯物也其徳人の心と成て或は人を使ふに及では求むる事無ふして自ら能く是を器の儘にし或は罪みは惡めども會て人を惡ま

す却て憐み或は言ふこと無き時はなを能く人々の心に彌り且常に能く四海に彌り一息の不仁無く唯天理を樂む而已。其心の徳世に之き施して世の人自然と是を感ずるに至ては一言出せば四海に通ず、是則ち愛の理の自然と賦する所にして見ぬ聞かぬ人をも育ひ導くと能成る者なるべし仁即ち是也。是におゐて健順五常の自然に賦する理も亦能く明らむべし。

是れ皆天地一和の爲す所也故に人におゐては道心以て一和する時は其相應其中に自ら五常は備はる者也能く味ひよく學ぶべし。

「細註」五行も品物も自ら生ずるも譬へば同じ所に甘茶ととうがらしを植て甘き草には甘き氣を凝り辛き草にはからき氣のこるが如く則ち土中に金氣凝るなり亦品物皆金氣凝りて其からにて體堅く來りて物々成るなり又水中に生じたる藻は水の爲に腰はれば陽氣を稟くること少し故に柔らかなり亦岡に生ずる物は陽氣を稟けて金氣のこること盛んなれば其體堅く強し亦水中には魚類を生じ岡の土の中には蟬の類ひを生じ寒き國の山中には柳杯能く生じ暖國には樞の類ひ能く生ず最利種は植へざれども皆自らに生じたる者なり、其地理によつて陽氣を稟ること異なりて生ずる物も亦異なるなり以て世の用を作す事の足と不足と有り故に人に於ても其土其土の形氣の風に準ひ養ひ導く可しと云ふなり亦種は植へずと雖も自ら生じて後は花咲き實生じて其實亦生へ出る也、實もてはへ出づる事に至ては自ら生ずることなし其證據には新たに掘りたる池の中に鰻杯をびたゞしく生ずると雖も其鰻子を生む事に至ては嘗て泥より生ずることなし唯其の生じたる子の生るが故に其後はどうやうの數増すこと無し地精限り有る故なり世に出生する者皆此の如し、爰に於て天の命する所以を能く味ひ地の受くる理を能く味ふ可し。

人に於ても身に滿ちたる五常の能く至る味ひ地に品物の生ずるも同じ然らば太陽の精氣たる養道こそ大事なる可し

又陽氣盛んなりと云ふも空中には物生ず可からず地に陽氣を受けて以て物を生ず、故に人に於ても失ふ可らざる者は土の精たる信也已れに信有るに於ては父の陽言師の陽言聖人の爲せる經書等有つて能く是を承て以て己れも自ら人に其陽言を施すに至る

言有て以て自ら誠成るなり誠成て以て自ら禮立つ禮立て以て自ら和能く至る、和能く至れば愈々信を盡すことを失はず然らば其和の徳猶廣大に至る可し然るを俗は其信を失ふて唯禮而已推て出したる故却て過ち多かる可し其所以は心中にも無き禮を説ては確執の種をあたへ或は食てす味ひを知らざる者に却て幼として長の上みに坐せず或は手をつき腕まづく杯を禮と心得たる者は互に隔て而已出来るは世俗を視て知る可し

亦禮服杯の事も譬へば袴を着る時は必ず其志改まる是を脱げば其志緩む故に恭しく無く故に必らず人に君たる者は恭しき服を着る是れ皆己れを正しくして其正しきを人に及ぼすの爲めなり然るを立派の爲めに服をゑらば何んと云ふことぞや

又上みたる者を自ら尊く思ひ自から手をつきひざまづく志を養せしむること禮を教ゆると云ふ可し心にも無き敬讓振を何んぞ禮といはむ又自ら尊とく思ひ自から手をつきひざまづく志は信ならざれば出てざるなり此幽考を能く味ふて自ら禮立つを日常として必ず先づ信を盡す可し

亦云ふ我朝大夫以上は天下の爲めに心を配り常に信有り常に心焉に有る故専ら禮を勤て以て和至る下愚は唯々人に勝ちたき事而已念ふ故尙ほ所謂實に本づけて以て信たらしめずんばある可からず是を能くするには夫等の器々に準て導くの人、情に明らかならずんばある可からず

に離れられ捨置く事有るに於ては若し其中に惡しきに移らば孽ひの成るも亦量る可からず故に分相應器量相應に天地の和する所以に本づき信を盡す事の止むこと無きこそ大事なる可し下愚と雖も五行も五常も備はり有る者故其勤に怠る事無ければ育ひ學く事の至らずと云ふ事無し、愚者や盲目を非行かしむる事能はざる者何んぞ道の廣きと言はむ、其相應を導きて能く歩行せしむること大道なる可し亦是を能くするには信だに有れば其相應に離れにも行ふ事出來る道也、且つ天地の和の別神靈の德なり

又云天の陽氣地に納る土是を受て以て木金火水の四つ成りて即ち萬物成る也、萬物の體も亦所謂土也以て五行備わりて有る也、其陽氣の納たる者人の體中におゐては則ち實也實の用則ち信也故に仁義禮智の四つ信より發らすといふと無し且信を以てして其四つならずといふこと無し亦實は極めて身を離るゝこと無し實の身を離るゝ時は則ち死す故に人實を守れば道に進むは安く道に離るゝは難き者也、然ども五常は五行の德の顯物たる所以を知らざれば五常をもて理を演る形に執る而已故に死物と成つて自然を失ひ其理愈屈して則ち道に反す

是に於て道の本原天より出て不可易其實體已に備りて不可離と謂へるを能く味ひ明らかむべし五常は所謂五行の精氣の爲す者にして則ち活物也、五行も亦陰陽の化物也故に陰陽消長の自然を知らざれば五常の微味幽玄も亦明らかむること難し

又五行すら形を顯わしては亡失有り徳有り災ひ有り此におゐて萬物死活有る所以を能く知るべし尤五常の成るも太極にして心に而已備わりて有れば満ること無く覆ること無く鼻ひする事無し其太

極たる所以を知らずして五常を唯宜べなる事と思ひ求て教諭におゐては徳有り孽ひ有りもし五常を形にするにおゐては孽ひあるとも益無し故に必ず先づ己れに勤めて以て人に及ぼすべし其自然に離れたるは則ち道に反する所以を能く味ひ能く考へ學ぶべし

### 第三章 五常の適用

#### 第一項 總論

庶人におゐて自分の勝手な専一とせざる者は稀也、然れども庶人も天地の和の別神靈なれば自然の養育を以て導けば本心の正しきに至らすといふこと無し、自然の養育と云ふは己れは其人欲の私の中に襲はれて以て實信亂れざるのと也、其亂れずして人を導く而已の志なれば是に對しては人欲の私而已なる者も何と無く唯快氣なる事に至る快ければ自ら人欲の私失せて自然と本心の正きに由るは則ち性の徳也、其自ら人を快からしむるは則ち天の陽氣の地に納り潤と成ると同じ又日々道心もて快からしむる徳の顯はるゝは人々の器量相應分相應に道心を發せしむるに至る是れ亦天の陽氣の日々に施して水氣と成り水と成るに準て萬物生れ出づると同じく五常漸々に成る也故に人欲の私の中に襲われて居て以て己れ微しも實信亂れざるは則ち道心の所以にして人を導くの源也是れ專要とすべきこと也

人を導んとする者は世に多しといへどもなべて己れが拙きを知らず或は人欲の私に襲はれて居て以て導びく事を知らざる故其互ひの心中離々と成て終に導びく事能はず、然とて人欲の私而已の中に襲はるゝ時は知らず是に移る事多し故に求て導かんとするは危きわざ也、唯々自然ならずむばあるべからず、其自然といふは人々の私の得手勝手に襲はるゝとも己れは微しも實信亂れざる者則ち自然の原也、漸々其徳を積みば末四海にも及ぼすこと成るの所以經書に就て觀るべし是れ則ち性に率ふの道を脩るの緒也、以下是を旨として解すべし

第二項 性道教の之の字の意義

天命之謂性、性之謂道、道之謂教と謂へり

萬物所謂陰陽五行の精に成りたる者也人猶を陰陽五行の精に成りたる米穀等を亦五行をもて製し是を食てなを天地の氣をも感じて以て性を有もち命をもつて以て心有り、然ば性命心の本元は則ち天地の和也、こゝを以て天命之謂性、性之謂道、道之謂教の字は天の陽氣の萬性に之を和する所以を指す也、然ば性は則ち天地の和の別神靈也故に人猶萬物に之を育ふ所以の者しばらくも無きこと無し以て其器々の儘に能く導びき能く育ふ事の須臾も離れずして其育ひの之を施す中には愚者文盲といへども其相應に君臣の中には自ら義と賞すべき志發る也、其の心焉に有る時に至て猶は分相應器量相應に廣きを施す時は

己と己が道心に本づき漸々心廣きに出で、自然と敬讓發る也、別別順信の自ら發る所以も皆同じ、是を以て率性之謂道、道之謂教の字は分相應器量相應に導き育ふ事の止ざるを指す也、然ば道とは天下を治るよりして不肖者の修身齊家に至る迄唯養ひ育ふ事を能くすべき也

蓋し性は所謂天地の和なれば雖下愚不能無道心と謂へり、然れども天地の和は象ち見へずして鬼神と稱す、性は其和の顯れし體にして物々の形ち有り故に人は則ち人也、夫れ鬼神は欲事も無く作す事も無けれども萬物成る人におゐては思ふ事有り故に雖上智不能無人心と謂へり、是れ上智より下愚に至る迄人心と道心とは相混じて有る者也故に道心の人に對する時は下愚といへども道心自ら見はれ、亦道心の微れたる人に對する時は下愚は愈道心微れ人心知らず人欲の私と成て貪慾、悲義、非道を行ふ事危々

「細註」尤も性の主は鬼神也性の體は物也其幽玄を能く明らむべし

士以上におゐては守る事を能くする備へ有る故無道に移る事稀也斯くの如くの身分の者すら多くの無道に襲はるにおゐては知らず是に移る事有り故に君たる者は先づ己れを性の儘に備へて以て天下の民の爲に其器々に準ひ育ひ導く事にしばらくも離れざる故性の徳として其の育ひに被者自ら道心見る也、其時に至てなを亦器量相應に職を昇進せしめ杯正うするにおゐて禮道を言を以て教へずといへど



も臣は君の君たるを尊び君は臣の臣たるを快び子は父の父たるを尊び夫婦昆弟朋友等斯くの如く快否に至ては己が心より自ら生じたる禮なれば所謂誠自成たる所以にして其用能く和する也亦其時に至て愈々善きを擧げ悪きを捨て平らかに育ふ事の止まざる徳には下庶人に至るまで自然と上の好む所に隨て或は忠臣孝子を届け出る事に至る爰に至ては其君の見ざる聞ざる所にも則ち教立て有る也、こゝを以て脩道之謂教の其之の字は先づ己れを天地の和の別神靈の儘に備へて以て天地の和するが如く行ふの中を指す也

其幽玄を能く味ふて後亦天地の自ら然らしむると同じき心をもて爲さざれば則ち道に離れて有る所以を能く明らむべし然して後は漸々と性、道、教の三つ則ち本元の一つたる幽玄も亦能く味ふことに至るべし爰に至ては欲する事も無く作す事も無けれども成るの幽玄も味ふことに至るべし

「註」斯くは記したれども其行ひを動て以て試ざるにおもては存するが如く亡するが如くなる者多かるべし別て愚痴なる者は猶己が心を磨きながら行ひを動て以て學ばざれば幽玄必ず明らめ難かるべし故に心を磨きながら幽玄を學ぶ所以を次にしるす  
萬物本一つ故に己れが體を道に備ふるには必ず人の爲にすべし、人の爲は則ち我が爲め也、人宜しからずして何んぞ我而己宜しきことあらんや、又勇を立るといふも自然にあらずしてならざる事と知るべし以下是を旨として解すべし

### 第三項 人心と道心との區別

己れが心の穢れたるを清くし常に道心に居らむと欲する者は必ず先づ所謂人心と道心とを能く別け知るべし一言に是を言へば不偏は道心なり偏よるは人心也

人心とは暑いと哉寒いと歟唯だ自分の身而已思ふをいふ其のせまき志故寒いを愁ひて或は飯酒衣服をほしいまゝにし終ひに其の樂みを樂みとすることに至り知らず奢り生して微録するの類ひ也或は窮するを悲み其の利を利とし吝嗇強慾専らと成り終に孽ひを拓く類ひ擧げて數ふべからず是れ人心は危き者也

道心とは人を導びく爲めとし己れハ身を思ふいとま無く暑き時は人も暑からむと思ひ寒き時は人も寒むからむことを思ひ身を憐み人を憐むの志故自然と家も齊ひ慶も來る然ども寒さを暖と思ふ所以無し貧賤を富貴と思ふ所以無し故に人心の危きと道心の微れ安きと其心の運ひを考へ是を治むる所以を心得ざるは實に危し必ず々其幽玄を能く味ひ學へし、然れども對する人も語ふ人も皆人欲の私而已にて心の穢れたる者而已の中に襲はるゝ身は人も我も心の運ひに變化多くして是を治むるの幽玄を分け知る事難かるへし是を分け知るには先づ己れは心の穢れたるを能く知り是を能く洗ひ清めて以て必ず先づ父母の知らざる所をはなを能く行ひ勤めて以て試みるへし、其知らざる所をば猶能く勤むる事を志さすほととの者は父母の側らに坐すとも其心さへ必ず親み深し父母必ずこれを悦ぶ也、常に悦は

しき上へに亦見ざる所の行ひの善さを知る時は其子の行末のよろしかるへきと則ち是を悦ひ愈樂む也、是に至て父母の悦ひ樂むを見る時は我なを悦はしく樂ましく其互ひに情の感通する味ひの善なるは世に饒る者あるへからず是を見る時は家内の者はいふに及ばず他人といへども其親子の者を唯慕はしく頼母しく思ふ事に至るべし、是れ庶人相應の徳之本也是を頼もしく思ふ者則ち道心の顯はれたる也、是れ教之所由生也

則ち言葉もて教諭せずして自ら導びきたる事の至りたる所以也則ち分相應の至徳要道也斯くの如く父母の耳目を樂ましめたきか儘ま行ひを勤めむと欲したる者則ち道心の發りたる也亦其互ひに感通する事に至りたる者則ち道心の能く至りたる也

又己れ而已孝を盡さむと欲したる者則ち人欲の私也故に善き事有るとも人の猜みをうけ惡しき事有れば或は惡み或は嘲て是が爲めに却て父母の心を毀ふ事はあれとも孝の至るへき所以無し、是におゐて感ふて行ひを空ふして勤め起す事あたわす亦是を試みる爲めに勤むる志の者則ち人心疑惑の爲す所也故に其試めし見極る事難し人欲の私にては斯の如く試し見る事難く行ひを勤るは猶以て難し故に其私を去て所謂天地の和する所以に本づき父母の爲めに勤めよ人も我もともに父母の爲めに勤めむと志て以て行ひ勤むべし

其志を以て勤めて父母の悦ぶを見る毎に必ず我身を顧るべし是に至ては人心の發るも道心の發るも己れが心の發る微味幽玄掌を指すが如く知れる也故に少しにても心に穢れ有れば行ひ難く勤め難き所以をも猶能く知れる也是れ己れが心を磨きながら幽玄を學ぶ所以也是等を能く知る時は行を勤る心法自ら能く定まる也

「細註」常に道心に居る者は我知らず善き事耳に氣のつく者也若し偶々あしき事に氣の附く事あるとも道の爲めに氣配り急々敷くつい私の勝手を忘るゝものなり

常に人心に偏する者は兎角善き事には氣が附かずして我知らず我が爲にも人の爲めにもあしき事ばかりに氣の附く者なり偶々善き事に氣の附く事有るとも私しの勝手の氣配り急々敷て善き事を思ふ暇なし其善きを勤むる事をつい忘るゝ者なり、世俗を見て知る可し故に善き事に氣が附かなんたついで忘れたといふ人は平日心掛けの惡き人なり見て知る可し、又惡敷事をつい忘るゝ人は常に心掛けの善き人なり、爰に於て人は物に氣の附く次第によつて平日の心掛けの善し惡は俗に所謂常張りの鏡にかけたが如く知れるなり、是等の事は少し物に心を用ゆる人は皆知る所なり然らば常に心掛けの惡しき者其の惡しきを何んぞ隠し遂るゝ事のあらんや、然らばしからるゝ時の申譯と人に對して繕ひ言は災ひと成るとも必ず益なし

斯の如き者故人心の發るも道心の發るも己が氣の附く次第によつて省み習ふ可し又人を悦ばしむるに善惡あり譬へば若き者色情の囁し拵開て其場にては面白く思ふべけれど必ず其心亂れて何となく氣がもめて親にも兄弟にも氣障りなる事ばかり多く出來てますゝ困むを見て知る可し其外狂言、淨瑠璃、長唄、三味線の類ひ人の知る所也、人を悦ばしめて障り無きは孝行也且又父母の悦ぶ顔を見て樂しむ人の面も持ちば物靜にして何となく位ひ備はるものなり庶人と雖も士ひめきたる味ひ有り嗚呼孝行は尊き者哉故

三人悦ばしむるは必ず孝行を以てす可し

自ら心法定まるにおいては天の爲せる災ひの外孽い無きを知る是を知れば世を渡る事安し、安ければ静也静なれば偏よる事も無く性の儘に居ることを得べし、爰に至ては天地の自然に就く事も亦明らか得ずといふこと無かるべし

斯くの如く行ひ勤め起して後ちなを天地の和するが如く行ふて以て父母を樂ましむる事を廣く大ひにせむと志すにおいては其相應に孝道を勤むるを樂みとする朋友日々に増して語り合ふ事も聞く事も皆父母の悦ぶを樂みとすることに至る、斯くの如く人も立ち身も立ち互ひに孝事而已語ふに至ては其君臣父子、夫婦、昆弟、朋友の交りに至る迄分相應器量相應の禮自ら立つ者也必ず能く行ひを勤て以て試見るべし斯くの如く自ら禮

「細註」尤も禮は分相應と云ふことを知らざれば禮の本體を失ふ故に禮を知りたる爲めに或は奢りと成り或は人に濫くまれ却て倣ひするを見て知る可し

分相應と云ふは恐多くも 天子より庶人に至る迄其位に準て定る有り分に應ぜぬは必ず禮にあらずと知る可し

又分相應の服を着たると或は分に不相應の言葉遣ふと或は服と身分と言葉遣ひと相應せざるは甚だ見惡き事人の知る所なり然に敬讓も言葉づかひも分不相應に却て無禮なり

爰に於て禮の本を能く味ひ能く考へ見る可し必ず本も知らざる事を爲す可らず

立つ事に至るの本元所謂天地の和する所以に基き我身を思ふこと無く専ら人のよろしきを念ひ且人と共に孝を盡す故障る所無ければ自ら禮立ち人も我も宜くなる事に至る也故に心の法は性の儘にし、行ひは必ず孝を先きにするべしといふ也

又人は天地の和と同じき氣精あるをもて人を育んふ志し無きは則ち人心而已の事にして性に率ふにあらざれば是を道に離るゝと謂へる也、道に離れては兄弟妻子をも治むる事を得ず或は家内大ひに亂れて不孝に陥り、愈道心微れて人心より忽ち人欲の私盛んと成り其甚しきは家も身も亡ぼすを見て知るべし

#### 第四項 慎・獨

人の見る所をば善くし心底の惡しき者は人に何と無く底氣味わるく思われ其身も家も危きも亦人の知る所也故に所謂戒め慎み恐れ懼れて以て人の見ざる聞かざる所をばなを人欲の私の萌も無きにと常に能く所謂慎み其獨べし、是れ亦常に人の見ざる聞かざる所をば猶能く慎む志の者人に對する時は人も何と無く心地よく自ら歸伏して能く和することに至る亦人に魯鈍と思はれたる者坏の智の顯はるゝ時は其魯鈍と思ふたる者程なほ一はれを賞美する也

「細註」爰に於て善きも惡しきも隠すほど猶々顯はるゝ幽玄を能く味ふ可し

爰に至りて道の大ひなることに至る、發りは必ず先づ人欲の私しの微なるをも能く去るに有る幽玄を能く味ふて以て微莫<sup>レ</sup>見乎隱莫<sup>レ</sup>顯乎の幽玄を能く知らば所謂慎<sup>ニ</sup>其獨<sup>ニ</sup>ことを能く爲し得べし。是を能く得たる者發せざる時は中なるべし發するときは和能く至るべし

「註」慎其獨を一言にして云は人欲の私の萌も能く去ること也

又天地の和する所以に基づき慎其獨で以て人欲の私の萌さしも無きを指して中と云ふ是れ則ち天下の大本にして太極なる者也且天下の大本とは天地の和其儘のこと也もし中を眞ん中<sup>ニ</sup>と解す時は必ず六合に彌るの心と解すべし

「細註」已れが心を天地の和するが如くに至るには人欲の私しの萌も能く去るにあり

又天地の和の別神靈を以て天地の和するが如くに至りたき志無き者は丸で人欲の私し也故に是を去つても其の私しこび附て有るなり又行ひを勤め守らむと欲して人欲の私し無きに至れば一度中庸を味ふに至る、是に至て漸々と中庸を學ぶの緒なる可し

又中を眞中とはかり思ふ有り又天秤に譬ふる有り又こゝでは是れが中なりそこでは其が中也杯といへる有り是等は中を作<sup>レ</sup>るに似て天下の大本とは言ひ難し、斯の如くの死物にては中和を致す意も其推し極むることを避くるに據<sup>レ</sup>ころ無かる可し是等の幽玄は余が如き生涯探ぐるともさぐり盡すことある可らず見る人力を添へ給へか

天下をも治むる事に至る發りも家も身も亡はず事に至る發りも其發りは幽かなるものなり故に人欲の私しの萌しを能く知て其の機の中らに是を去る事を能くすべし、私し盛んと成りては是れも去る事能はざるも亦世俗を見て知る可し危々々

此二つの幽玄を知らざれば己れと己れが家も身も亡はず淵にはまりたるも知らずして我至れり杯と思ひ居る者の多きを見て知る可し危々々

又人欲の私を去る事を知らざれば千巻の書を讀むとも亦千萬言の教を聞くと自分の思ふ通りにせざればどうしても氣の濟まぬ様な氣がして何事も自分の思ふ通りで無ければ外に仕様も無きよふな氣のするも有り

又千巻の書も金言も慧を鴉と見たるに齊しく解し方承徳の差にも有り世の人を見て知る可し、是れ皆私慢の作す所なり故に學は必ず私を去ることを能くす可し且試し有る善き手本を執る事大事なる可し

「註」性理學の趣意は斯くの如く約に述べたれば亦々微細に述る事老婆心の業なれども予三十有餘年遊歴して世俗を見るに道理を知つて是が爲めに却て滅亡の種を蒔く者甚だ多し、是れ其本を失ひ且分相應をも顧みず唯道の大ひなること而已に走りて近きより踏まざる故大ひなる過ちに至りし也書を讀む者すら斯くの如し況や不學におゐてをや故に口説々々しくもしるす也

知り安きは愚俗を養ふ所以也明らめ難きは愚俗を養ふ幽玄也

第五項 愚俗の教導は猶を射御の如し

愚俗を養ふ所以の幽玄と己れが道心の體を極むる味ひは射御を學ぶに齊しきものなり射事を能くするに初心の中は的に向て弓に矢をつがい弦を引しほりながら唯其體を極むる事而已先づ専らに學ぶ也

「註」的に中んと欲しては射習者は生涯射術の幽玄を知ること無し、射る事を得たる者には的は近く正に見ゆる也、初心の者には的遠く幽に見ゆる也、其引絞はる時に至ては猶々のに靈を覆たるが如く唯張々として其正しきを見ること無し、心も則ち其の如し存するが如く亡するが如く身體ともに極まり無き也、道を學ぶも初心の中らに必其如くなる者也

的に中てんとする慾心も無く唯弦を引絞る時の其體を極むる事而已學ぶ者は其弓手、馬手、足と腰との力ら混じ滿ちたる所にて切て放つ拍子の心に徹て混する味ひを能く知る也斯くの如く行ひを勤めて以て知るにおゐては自からにして其法則を定むるに至る也

斯く勉て以て味ひを知り則ち其法則有りて切て放す矢は意入所見る所に差ふ事無く則ち百發百中

亦は其力らの混じたる弓勢いは六分七分弓にても南彎鐵をも射貫することに至る也其の至れるに及んては

「細註」一寸以上の弓を引くとも其の力ら混じれば矢は折れる而已通らぬなり、嗚呼幽玄述べ難し唯其心の止まる所以を能く味ふべし修身齊家の道を學ぶも弓に在る事も其混する味ひを知るこそ肝要なる可し、己れに道心を極むるに於ては人を肯ふ志の通るも亦斯くの如し其施しならずと云ふこと無し

己れは駒に策しなから飛鳥の如く狂ふ人をも射留むる事に至る也。斯くの如く大極の術を得る本源則ち的に向ては唯是視る而已の事にして唯々己が體を極むる事而已專らに學ぶに有り、射を學ぶすら斯くの如し況や人の人たる道を學ぶに於ておや

「細註」是に於て行ひを勤むる本源の極め、無くせんさくもなく唯理ばかりせんさくするに於ては必ず差ふ事あるを見る可し必ず行ひを勤て以て理を知る可し

「註」斯くの如き者故道を學ばむと欲する者は必ず先づ己れ道心に居らすといふこと無き心の體を極むる事專一と學ぶへし

御も亦意味深長の事有り駒の蹄の響に氣を得て體の備はるも手繩タツナの活イキも其拍子に準て能く氣の入る也駒も亦乗る人の心靜にして其盛んなる氣を受けて歩みの拍子靜にして愈盛ん也是に至ては蹄の響きなを能く心に彌りて乗る人も駒も心靜にして勢ひ愈盛也其調和したる者自ら龍虎の勢ひを爲す是れ亦拍子々々に其氣の響に應じて靜なることの盛んなる幽玄を能く味ふべし、俗を導くも拍子と響に乗て以て能く氣を入る事肝要なるべし

「細註」終日私慾私情に氣をとられものを言ひ出す言葉の下から氣の響る風情の愚俗と雖も駒の蹄の響きに氣を得て乗るが如く或は體に氣勢の混じたるが如く信を盡す事の身體極まりたる友を得て肯ふに於ては導き得ずと云ふことなし、故に是等を導びんと欲する者は先づ己れに道心を極め必ず先づ肯ひの及べき人を導き居て以て漸々と彼にも是れにも信を盡す事而已念ひ其信自ら混すること已而願ふべし

駒に乗るだにも蹄の響に心無き族は生涯馬に能く乗る事を得ず況や人を導くに於てなや亦互に移り合ふは其の響を執る事知らずして何ぞ至らむや

「註」道を能く行なはんと欲する者は第一理を能く味ひ知るへし、數を見聞くは唯一理を知る爲にすへし見聞きたる事をもて行はんとすれば見聞かざる事を行ひ難し故に一つ萬に通し安すき性理を

學として其通する意味を爰に記すなり

第六項 性理學は天地の自然に準ふ

一陰一陽之謂道、繼之者善也、成之者性也、謂へり、夫れ人性の本元所謂天地の和よりして父母の信の混したる所以の者也、其混するとは一陰一陽之の字を指也、是れ則ち誠也、其感通して以て自ら道を繼ぐ也、其善を成す者は天地の和の別神靈たる性なれば也

「細註」身體信誠の混する時は思ふ事漸々に得て唯混也たる者なり、其幽玄を能く明らむ可し最も其の事而已か味ふは甚だ狭し唯其幽玄而已を味ひ混れば大極たるものなり是れ則ち小より大に至る事を味ふ所以なり

性の主たる者天地に由れば天地の和なり人に執ては父母の信誠の混じたる者なり故に孝を盡さざるは則ち道に離れたるなり

一陰一陽之之と成る味ひは俗に所謂物の拍子也又事のはり合也故に人都て物の拍子に乗り事のはり合に移るは自ら備はりて有る也故に總て物の拍子に乗り或は事のはり合に移て以て喜怒哀樂愛惡慾の情發る也

俗は其情發る毎に節に反して中る事稀也是れ人欲の私の作す所にして惡しき拍子に乗りあしきはり合に移る故也

君子は人欲の私無し故に拍子に乗りはり合に移るとも其情發て節に中る也其節に中るを和といふ和

は所謂天下の達道にして天地の和するも同意也

「細註」小人は常に道無し故に意の發するはり合惡しくして人の心を毀ふ事多し若し偶々心利しきに居る事有るとも人惡敷はり合を押し來る時は元より心極め無き者故已れも亦其惡敷はり合に移り漸々是に乗して終に惡行盛んと成るなり故に常に道心の極め無きこそ危き事なり然らば常に物のはり合毎に氣を付て所謂人心の發ると道心の發ると已が意の發する幽玄を能く顧み習ふ可し是等如きを知らざるうちは仁義禮智の大ひなる事をせんさくする事勿れ唯はり合の善惡而已先づ必ず能く知るべし

少しのはり合にも孝子は人に其孝を移す不孝子は人に其不孝を移す、大量なる者は人に大量を移す、拙き者は人に拙さを移す、己れ人を愛すれば人も亦我を愛して則ち和す、己れ人を惡くめば人も亦我を惡んで則ち被れ災と成る

人に對して己れが至らざるを語れば人も亦其身の至らざるを語て則ち共に感ず、人の己れを知らざるを憤れば人も亦其如く唯互ひに疎む而已善さも惡しきも移すも移ざるも人の常たることは少し物に心を用ゆるは皆知る所也故に人を導く身分の者は先づ己れを正くして以て其正さを人に移すべきなり

「細註」斯くの如くに有りたき人の己れを知らざるを憤り或は人の己れに惡しきを憤る族らさてく多き事なり是等時を讀む者は勿論人の上みに立つ者其拙きに移りたるに非ずや恥づ可きにあらずや、又己れ正ふする志も無く人ばかり正しくせんとする者多し是れ何んと云ふことぞや

己が心を正くすること能はざる中ちは物の拍子とはり合の響を能く考へて人の善きを見ては是を慕ひて是に進み悪しきに移らざるを先づ心の法とすべし、其心の法と定まりて後ち所謂陰陽消長の理に本づき世の人都て物事に移るはりに合に變化して盛衰極まり無き所以を能く考へ見るべし、然かして其宜しきと危きを知ることあらば愈々己れを顧みて微しの事にも悪きには移らず微しの事にも善きには進むを愈々心の法と定むべし、是を定めて後ち亦或は盛ん或は衰るの變化する幽玄を觀る事の度重なるに準て射る事を學ぶに漸々と的正く明らかに見ゆるが如く物に迷ひを執る事無く己れが身にも變化盛衰の時至る幽玄も知る事に至る也、是を知るに至ては其器々々に準て育ふべき所以をも能く辨へることに至る也、爰に至ては此器量の者を導くには先づ誰々道に進まざるは是に教への及ばざること杯有るを知り又誰々道に進むまでの中ちにもし益々悪しきに移らば是非無き事杯有るをも明らかめ時を待て己れに勤めて人に及ぼすの法則を定むるに至る且つ己に勤むるは人を導くの本原也又及ばざるは及ばずと知り唯及ばぬ人に信を移し居て以て及ばざる者をも捨てざる法則の自らに定まりて道にも離れず及び無き事を行はんと欲する事も無き故に己れが心至極靜かに成る者也又法則定まりて以て能く靜なる心より發すれば過ちも少なく育ひ能く成るべし且中らずといへども遠からず樂み有て能く安し安く靜なる徳にはもし災ひの來る事あるとも遁れ難きは遁れ難きにして其災ひを以て却て後の幸ひの

種とする事を能く慮るに至ては其心愈安し又是等の事を能く知り能く定て能く靜に能く安ふして災ひを以て後の幸ひの種とするに至ては自ら遠く慮る事を能く得る也

「細註」心に信無き者も行ひを動て以てためし見たることの無き者は事に蒙昧して或は物に迷ひ或はたわいもなき事に移る故人の事を見るとき差ひ多し其所以は唯當時而已善き事にして末には必ず凶しき事杯を見て是を吉事と思ひ又末必ず吉しく成る事にても今吉ろしからざれば是を利しき事と思はず吉凶を見分る事能はざるなり

斯の如き者は諸事吉凶の差別を知り物に目當の出來るまでは先づ歩行を本として善きに進み惡しきは移らざる事を心の法とすべし尤も心の法に安く定め難き者なれども然れども身を顧りみ物をためし見る事の有る毎に己れが心を磨き亦其心を磨きながらにして以て惡しきはりに合に移る事の危きを知り善きを見て其是に進み履み締めくめて心法を定むることこそ射る學ぶが如く并稱するに於ては其心法の定まる事射る事を得るよりも早くあり生涯の志を定むる事故諸稽古に身を入れるほどは先づ道學に身を入れべきなり又及ばざる事とも知らず闇雲及ばるの氣ばかり強く夢中に成て氣をいらち氣をもむ者惡く多し、及ぶ事も及ばずと思ふ臆病者も亦多し

又ためし見たる事も無く且つ吉凶の差別も無く一理を以て萬通する有り遠く慮る事も有れども是を外より見るときは其志俗に所謂幽微の如くなる者なり何ぞ至る事のあらむや

又幸ひ有る時は是に浮かれ其幸ひの爲めに後の災ひの種とするものはあれども災ひを以て後の幸ひの種とする者は稀なり是れ又事にくらき故なり人災ひを以て後の幸ひの種とする事を知らざれば諸々の迷ひ暗るゝ事無し

鼻の先きの事も變化する理の知れざる者は理を考るは無益なる可し其れ等の風情として遠く慮るは尙ほ以て無益なり、故に先づ交

母の悦ぶ顔を見るを樂みとするを本として以て物のほり合と拍子に氣を附て善きには移り惡しきには移らざるを心の僻に成るまで勤むるに於ては漸々と事を明らかに成り恥づべき事を恥とせず恥す可からざるをば恥とす故に心の穢れたるも能く慮る事に至り則ち正しきに至り世に秀する事にも至る無益の困みする事勿れ無益の月日を費やす事勿れ

己れが心を磨きながら行ひを勤め試めして以て人を育ふ事を始め遠く慮ることを能く得る時は世の人身分と器量の異なるによつて其常に心の有る所も亦同じからざる所以悉く能く知れる也是を知る時は心の有る所の異なれば變化も亦異なるの幽玄明らかに知れる也是を知れば分相應器量相應心のある所相應に育ひ導びく所以悉くことなるといへども理は皆一つたる微味幽玄明らかに知れる也是を知る事に至ては一つ萬に通ずる所以を能く得る也是に至て漸やく中庸を志すことにも至るべし是れ又分相應の精一にする事を學ぶの緒也性理を學ぶ趣意大略斯くの如し

#### 第四章 武士と庶人との差違

##### 第一項 武士の學は道には近付き庶人の學は慢す

情々世の有さまを見るに士以上の經學は學ぶ毎に其心を能く正し聖人の言を感じる毎に人を導く事を専ら心に止めて其本を失わず下愚の經學は學ぶ事毎に慢心し聖人の語を感じる毎に唯廣遠に走せて其本を亡ふ者多し、是れ士以上におゐては行住座臥由斷無く其役々を守り能く勤めねばならん身

分故に道理を感じれば感ずるほど猶々其身の危きを知りなを能く行を勤むる心發して以て其本を失はざる也、庶民におゐては何ほど過ち有りとも腹を切ねばならんといふ身分でも無く亦道に離ても我身の破滅する事其場には目に立たぬ故道を行ひ勤めねばならん事をは唯安緩として居る故に道を學ぶとも道理を考るとも其味ひの面白さに浮れ、或は其知れる勝に乗て終には知らず慢心する也、慢心する風情と成りては自ら人に負るを嫌ひ唯勝ん事耳を念として或は詩作文章杯に深く氣を入れ脩身齋家の行ひを勤る事を廢する者多し、是等少しは心つきたる事有れとも其蠶と眼前の私慾との街に迷ふて脩身齋家の本道を履む者鮮し、是れ學ひの道を行く關なるへし、又學ひの筋の直くして此關を越へ其味ふたる事を悉く勤め行ふ時は聖人の語を猶々尊く思ひ經學を専らとする故愈々行ひを能く勤る事に至る、爰に至ては願る事を能くせされは危し、其所以は初心の頃に我知れりと思ふたる事を我ながら拙き事にありしと思ふ事に至る也、爰に至て行ひのよろしからざる者は唯馬鹿のよふに見ゆる者也、是れ亦慢也、慢すれば行ひの亂るゝ事上に同じ、是所謂二の關なるへし又能く此關を越れば世の人々を唯導きたき而已の志と成る也、然れとも都て慢に誇る類ひと愚痴邪念に凝り塊りたる類ひは其志す所の差ふ者故是等と情通し難し故に是を導かんとすれとも及ばず又人々の危を見るに忍びす速に是れを諭す時は却て仇讐の如く思ふとも其言は用ひざる者多し、是におゐて身は山中に引籠り世を遁れむと欲する



事も有へし、然るにおゐては天地の和の別神靈の如くにあらざれば則ち道に離れたる也、是れ亦三の  
關なるへし、此關々の有る事を能く心得て以て學に入て爰に至るにおゐては其行ひを勤る事五七年は  
保つへし、斯く道心を得て五七年を勤め味ひ試るにおゐては趣意に迷る如く及はざるは及はずとし唯  
及ふ人に信を移し居て以て其不及者をも捨ざる所以を明らかに知て則ち是を定め能く靜に能く安きに  
居る事を得れば生涯道を亡ふ事無きに至らすといふこと無かるへし又道も法も無き賤家に育ちし者は  
猶ほ此關々を正直に行きて惑ふべからず、士ひ以上は此關無しといふにはあらねども寐たる中も山斷  
無く能く専ら能く勤めねばならん身分故慢心もせず且一個の丁簡にて整る事杯は無き也、庶民の道ち  
ならざる行ひをする者は其罰其場には見へすといへとも終には破滅する事世の人の知る所なれば寐た  
る中も山斷無く行ひを能く勤めねばならんと志を定むべき也

〔細註〕 下愚ははしたなる輩にても何れ一げい手に入り初むる時は忽ち慢心して其慢心の爲めに止みて大を行ふも小事を行ふを辨  
無く閑雲人を眼下に見下し終には其藝に達する事能はざるは世の人の知る所なれば必ず慢は恐る可きなり又道を行ふと私を行ふ  
との術に迷ふ事の必ず有るは多く慢より發す能く心得べし

〔註〕 夫れ道は廣大量るべからざる者なれども是を行ふの本元は必ず克己か心の中に人欲の  
私の有る歟無き歟知れぬくらひの微しの事をも能く知て是を去り道に出て履み堅固々々で以て其正

きを亡はずして漸々と廣大に至らずんばあるべし、聖賢悉く仰せ置かれたる也

〔細註〕 ふみかたむるとは四方八方から人欲の私に實立てらるゝとも微しも差に移らずして己は猶々私を去る事に能く氣を入れて  
居て其の正しきを亡はずして疑たる中も油斷なく勤め勉むる所以なり

〔註〕 又終日能く顧て己は必ず人欲の私の微知れぬほととの事までも能く穿鑿して是を去る事を知ら  
ずんば切角に履固めたる道心の正きを亡ふぞといふことも悉く仰せ置れたる也、其の近きよりする  
所以を能く味ひ觀ざるにおゐては大は必ず小に有り遠は必ず近きに有るの幽玄を明らかにする事難し、  
其の微の大ひなる理に蒙昧では則ち本を知らざる也、本も知らざるもの思ひ作すこと何ぞ差はさ  
ることを得んや、其慢の盛んなる族は聊か五人歟十人の家内のものをも服さしめ得ざる風情として  
孟子は言の弊か有るの朱子は學風かせまいのと執止も無く廣大なることを思ふて居るは俗に畫ける  
幽靈のよふなる學者に成りたるもの也、己はそれとも知らずして天晴儒者の氣取にして居る者の有  
るも世の人の知る所也

〔註〕 下愚の無學文盲に於て脩身齋家を過つも則ち是と同意也、脩身齋家の本元は先づ高一石をも  
待たぬ貧窮の頃より心に懸て利得の事杯有るとも必ず是に深く心を用る事無く必ず先父母の悦ぶ顔  
を見て家内中の者皆是か何よりの樂みと思ふに於て自ら家内一に和睦する事を能く履固めて以て自

に利得の事に至り漸く富んで何萬兩の身代と成るとも亦馬鹿なる主人が出来るとも奢りの生ずる事無く唯々衰へざるの規則を立ん事を以て行ふべき也然るを若し馬鹿なる主人が出来るとも有たしむる事杯には心附きも無く唯眼前の損益に偏り或は強慾或は吝嗇等に凝り塊る者有り或は金満に誇る者は世間通俗の附き合ともいふ事を廣くし或は無體に家格を投げ家内の者の氣を高ふらせ馬鹿鹿て無くとも其身代持ち難く徐々貧乏の種を蒔者有り又唯眼前の損益割合勘定のよき事はかり考て急に富たる身上を他人から見るとは土藏幾十戸前有るとも幾千石の地株が有るとも動もすれば散財して消る事其土藏も株も幽霊の如くなるべし、本有りて末なき也、富める始に衰へざるの法無き者の後何を衰へざる事のなからんや、然るを先づ金を得して而後身上を保つ法の則を立てやふ杯と思ふ人はどふした者であるやらん

「註」又云孔子は唯君爲君臣爲臣と耳謂へるに於て言に弊無し孟子は君不爲君臣不爲臣と云て言の弊が有る杯云へる有り亦孟子を信する有り是等は勤學丹精の人の論るとにして聊か五人歎十人の家内の者をも伏さしめ得ざる風情として論すへき事にあらす是等の書を見て君の君たらざるを恨む如きの不忠の臣に出来られては唯君爲君臣爲臣と而已謂ひし言も弊になるへし、其所以は其意味の深長を詳かに解すときは唯君爲君臣爲臣とはかりの中に君不爲君臣不爲臣の所以あるへし

又是等の書を臣に見られては其等を使ふに迷惑する杯の己か不善を覆んとする風情にては是等の書を臣に見せすといへとも迷惑する事も多く國家を治め難かるへし、當世我朝におゐて若し暗君出たる時善き臣杯是等の書を見るにおゐては其君の君たらざるを人に見せまじき杯愈々忠義金鐵の如くと成る程にも成る也、是等には則ち大益也、我朝におゐて諸侯の子は諸侯の家を相續すると定り有る故其心に其位自らに備はり下愚の丁簡とは事替りて是等の書を臣の見るにおゐては愈々我身を顧る志は出れとも弊とは思はぬ也、又己に知らず不善有て諫言せらるゝ時は速に是を革る志は出れとも己か不善を覆わんとする志は出ざる也又親と喧嘩したる事は知れても亦己が悪きは善きに言ひ曲げ無理無慙に人を言ひ屈し杯しても腹を切らすとも濟む身分にて己か不善を覆ひたく思ふ風情の心に引當て君之視臣如塵芥則臣視君如寇讎杯の書を解す時は此等の書を臣に見られては君たる者の大迷惑とも思ふへし、亦言葉の弊有りと思ふも尤なれとも然ども人の作したる過にても筋によつては己が切腹せねばならん身分の者の爲には大益有る言也

「細註」是等の事は君と唱へられ臣と唱へらるゝ人の斯かる所にして其人は則ち是れを能く執り用るなり孔子も孟子も同じと云ふにあらねども抑々唐國に於て數百年の中の大賢人と稱せらるゝ人の言を下愚の分として弊有り杯とはあまりなごがましきことなり余が友人達は自分々の天窓の蠅を追ふにも手の廻らぬ中唾壺から蛇を出すよふなる事に必ず悔を費す事勿れ必々愚を以てし諫を

専らとして勤め學ぶ可し

又八疊の間限りの了簡にて大野人の言に弊の有るや無ひ哉を論ずるは譬へば富士の山の頂きに登り國々を指して論ずるに弊しく其國へ行く道も知らず且つ其國々の風氣をも知らずして其國々の善惡を論ずると同じく何の用にも立ひなり必ず廣遠に走る可からず必々逆きよりして先づ分相應を勤め行ふて以て試し見るこそ大道を履むの本なる可し

「註」又云庶民におゐても馬鹿なる主しの出來るとも其家名全からしめむ事を願ふ者は必ず先づ己が不善を覆ふ杯の穢き志は投て是に記す所の武士の魂を能く味ふて感ずる事もわらは其分其器量相應に魂を居へ直すへし、柔弱未練にては道を行ひ勉る事難かるべし

## 第二項 武士の神髓

### 第一節 武士の敬まはるゝ所以

夫れ古しへ神軍といへるより年々歳々天下に戰の絶たるは無しとそ別けて保元の頃よりはなを年々歳々に軍勵しく成りしと尤足利將軍義滿公の時僅に六ヶ月の間天下に軍なかりし而已なり、其後は猶々軍すること多く成り弘治、永祿の前後數十年の間愈々天下の大亂と成り國々浦々迄合戰止む事無く其落武者の亂入に紛れて強盜共はびこり或は金銀米錢を奪はれそが上にも親を殺され妻子をとらわれ或は渴へ或は飢泣き叫ぶともせんすへ無し善者は是を視るに忍ひず是等を助け救わんと欲して智仁勇

有る君に隨ひ或は其等の衆一命を投て軍せし人を我朝におゐては武士といへり

### 第二節 武士は義を重んず

又私慾の爲に戦ふ者を我朝におゐては賊といへり武士は敵味方ともに天下の民を憐て戦ふの志は相互に能く知て有る故敵といへとも嘗て惡しと思はず戦は唯武士の義を立る耳或は其君の民を憐み給ふ事を有難く思ひ此君の爲ならでは命は捨ぬと志を定むるも有り或は命を君に捧げざるは無し故に此時に至ては聊も私無ふして唯々天下の民を憐む事深く猶は後の世迄も天下泰平ならしむる事を願ふ君には隨ふ者多く自ら大名と成りしと其か中にもなほ亦秀て憐み深く心中にて大名を饗應する事厚く假初にも諸士を籠略にせず且萬々歳天下泰平にあらしめむ事を願ひ此理明らかにして大量なることの並び無き君には亦諸大名寄伏せられて自ら將軍とならせられたる也と其例し有る也、北條家は文治の頃専ら源家に味方して其臣に屬したる者なれども建永の頃より諸大名漸やく北條家に寄伏して終に天下の將と成れり、足利家も亦其如く終に其天下の權柄を執る事數世也、織田信長公は足利家の陪臣なれども一旦天下の將と成れり、秀吉公も亦信長公の臣なれども終に天下の名將と成れり、其頃既に信長公の孫中納言秀信の君はわれとも是に隨ふ者鮮なく秀吉公に隨ふ者多く自ら將軍と成り關白と昇進せられたる也と、然ども其後の君には隨ふ者少く終に亡びたり古しへより善者には善者伏す強盜には強盜組

第四章 武士と庶人との差違 第二項 武士の神髓 第一節 武士の敬せらるゝ所以 三六

第二節 武士は義を重んず

す然れば名將の子孫たりといへとも不仁にして或は最負横罰杯の有る君には其族ひ而已隨ふて正き武士は皆離々と成る也、都て大名と成る人は所謂天下の民を憐て軍せし者なれば不仁不正の君杯に隨ひ仕へべき所以無し、君不正なれば舊臣といへとも祿を投て身を退く、然れば不仁不正の君には不仁不正の臣耳残る故其互ひに私に募る杯愈々猶々離々と成り漸やく臣家消て自ら小身と成ると又其不正の者耳にては正政亂れて終に亡ぶる事疑ひ有るへからず、奚におゐて三世明君にあらざれば長く天下泰平に至るの規則立へき所以無きも亦明らか也

### 第三節 武士は忠孝の爲には身命を惜まず

當世我朝の武士といふは先祖々々の正き血脈を繼ぎ且つ其の先祖は所謂民の爲に主家を重んじ正しかりし事の族ひを世々傳はり天下の民を憐むの志自ら傳はりて有る也且終日其見聞きたる事則ち思ふ事の種と成て君の爲ならずして命を捨てざるは武士の通例と成て有る也其勇の備りたるや必死と成ては毫髮も命を惜まざる事常也且常に忠孝の爲には命をもおしまされは物に迷ひを執る事鮮し故に過も少き也

「註」庶民といへども志の悪き者を友とせば善き友は皆退く、親族といへども善きは退ひて是と交り厚くせず、其よからざる友と而已交り厚くせば災ひ多く終には其家身をも亡す也故に必ず先づ先祖への勤め父母への孝を盡す爲には命をもおしまさるの志を

定むべし、其志の定るにおゐては埒も無き事に迷ふ埒は少くして自ら其家身をも潤す事に至るべし

「細註」古しへの武士と雖も度量に過ぎたる大身と成つて慢する事に至りたるは格別總て大名に成りたひの將軍に成りたひのと懸深き志の者は所謂盜賊の類ひなれば是に隨ふ者は強怒無道の賊耳にして善き臣杯の出來る所以なし故に大名はさて置き百石取りにも成る可きいはれ并て無し然るをも知らず通俗軍書杯を見て或は蟲鼠の志發り埒も無く大將方を誦勝し或は惡む族も有るも是等は自然といふ事を少しも辨へざる事能はざるものなれども言にして恥ず可き事と知る可し又聊か五人十人の家内の者をも思ひの儘に使ふ事をも得ざる風情として大勢寄伏の大將方の善惡を何ぞ察し知る事のあらんや慎む可し

總て通俗者は聊か事の端を聞て是を作る者己が心に引當察して書きたる者なり故に知行領分がほしくて軍したる趣きに書きたるも有り又命惜くて戰場を遁たる趣きに記されたるも有り又敵を恨む趣きに書くも有れども是等はかりにも無き事なり然れども天窓へ血の登るも延びたく思ふ風情の者又は人を猜み或は私怨耳に志す族ひの心に引當て通俗軍書杯も解す時は右等を實の事と思ふも尤ものよふなれども餘りと云へば拙き事なり其所以は矢玉飛散り矢叫びのものすこきなり命をしくば何んぞ出ん又私怨の者君の爲めなればとて何ぞ命を捨んや又私怨無き者何ぞ祿を望まん祿は唯隨ひ來る者なり扶持する爲めに取るなり是等の事は深く考へずとも知れて有る事なり然るを此等に心附きも無く間違ひたる事を論じて恥ぢ敷く思はざるは恥を知らざる安んほつたる可し其の愚愷の甚しきや通俗軍書杯を見て我愷さへ強ければ天晴勇士の名を顯はす事の出來る氣に成りて我愷強情と成る有り又謀計を主とする事と心得て或は邪計謀を以て事を作し終には己れが首の飛も有り是れ皆愚愷の爲す所なり是等は假令名本を讀むよふに成ても却て

第四章 武士と庶人との差違 第二項 武士の神髓 第三節 武士は忠孝の爲め

過てるなり、爰に於て齋齋は總て何にても慢するときは、皆災の種と成るを能く知る可し

又云古しへ軍の時は大将すら動もすれば腰辨當にて食するに菜だにもなく、或は白湯或は焚味啗杯にて食し愚難日々なりしとぞ其徳にて今は天下泰平に治まりて安穩にくらざるゝに於ては古しへの武士方へは猶ほ恩謝の志も有る可きを己れが親にだに能く勤むる事の能はざる風情として、戯言もよひかげんにして先づ所謂先祖や父母に孝を盡す爲めには命をもなしからぬ魂ひを能く定む可し尤も親の歎きも子の難儀になるをも氣のつかず好き勝手ばかり言ふこと好き勝手ばかり行ふを見聞へて育ち其好き勝手が思ふ事の種と成りたる者杯は其魂ひを定むる一朝一夕の事に至る可からず故に必ず先づ父母の悦ぶを見て樂しむを終日の念として漸々と父母の爲めには一命をも惜からん魂ひとは成る可し、必々たあいも無き事に心を用ゆること勿れ

### 第三項 武士道は神代より傳來したる御法の道なり

萬々歳天下泰平に治りて有るには 天皇陛下を始め奉り將軍家、諸武家皆萬代不易なれば萬々歳天下泰平也是れ則ち我朝におゐて神世より傳りて有る御法りの道也と、今亦此法りの世に立し始は所謂天下大亂の中へ明神君方出まして天下に比類無き大仁徳を以て軍を鎮るの明君三世續せ給ひて漸々是に至りしとぞ其所以は三君ともに毫髮も私の爲ならず唯々天下の民を憐み給ふての思召故智仁勇備りたる者はなを大切に思召され且其功を謝するの爲と其士卒々々に與へ賜るべしとて或は知行所領分を賜りたが上にも民を憐むの武士天下に衆和せられて以て天下泰平に治りたるを謝するの思召終日心中

に絶せられたることは無しとぞ、其愚讓怯謙を以てし給ふ事の大ひなるは世に類ひあるべからず故に衆民も亦君に其謝の思召の絶へさせざるを尊び其恩義亦衆民の心に絶る事無ふして自ら天下泰平に治る事に至りしとぞ、二代の明君方も亦其如くにあらせられて二代の衆民も亦其如し

時に其三世に至ては軍に立し諸武士も死去せられて泰平の御世に生れたる武士而已なれば民の患難も甚きを見る事少く唯其先祖の物語りを傳へ聞く而已故に心緩みて自ら奢りの生る時也、此時に至て三代の明君方明大智なる哉なを萬々歳に押渡らせ給ひて天下の武士方へ所謂謝儀の思召あらせられし事明神君方にも劣らせ給ふ事無しとぞ、其時天下の大小名も亦明智の方多き故其恩謝を厚く承られて相ともに天下の民を憐み是が爲に自ら天下の禮立ち愚讓怯謙の四ツを以てする事自ら天下の武家に充て是を世々に傳へ私の意を以てせざる事今の世の武家に自ら能く備りて有るとぞ

「細註」 古しへより將軍家の亡びたる其時よにあらざるも有るべけれど三世ともに明君といふにもあらず且つ其の臣達も少しは偏る所も有りて其の忠義の爲めに軍して却て天下の亂れと成りしは述る迄も無く世の人の知る所なり然れども御當世に於ては明君方の多きによりて大亂の國泰平に治りたるも亦疑ひ有る可からず、然るをも知らず唐人の賢人君子の如く行ひを勉めたる者其國には離れ無ひ杯は自からお里が顯はれて有るを見て知る者は戰にも右等の事は言ふ可きにあらざる可し

「註」 蓋し明君方三世の後は其徳天下に滿つ其徳の尊さや既に大名方社に詣ふする時は自ら廉を揚

げて内殿に入る是れ則ち神と同體也、則ち生たる神也凡人何ぞ其志の善惡を知らむ必ず慎しみて戯言する事勿れ

大夫以上におゐては世々自らに其法りを承續きて以て道を行ふ故其法則亦其以下の士に移る、其移りたる事亦其者の法りと成る所以は則ち天地の自然に差はざれば是を亡ぶ事無く自ら世々に傳る也故に今の世の武士はなほ天下を治る極意を知る故書を以て學はず言以て學ばざれども所謂天下の禮と成つて後は漸々傳つて是を知るとぞ、其心焉に有る徳には經書を見て是を活用する時は則ち神の如し其自ら知りたる徳には年若くしていまだ經書も明らめざるに能く書を讀み明らかに知て是を活用したるにまされる行ひの有りたる也、其行ひに唐國の語を以て是にしるす

#### 第四項 愚讓怯謙

##### 第一節 總論意義

孔子宥坐の器に水を注で喟然歎曰嗚呼夫物惡有満而不覆者哉子路進曰敢問持満有道乎子曰聰明睿智守之以愚功被天下守之以讓勇力振世守之以怯富有四海守之以謙此所謂損之又損之道也と謂へり

既に若冠の君一家中を集め評議する事有る時所謂法りの徳には群臣列を正くして共に隔心無し、其

隔心無く備へたるにおゐて君の恭きに至りたる也、君恭しければ群臣愈々心の威を益す是れ則ち禮の徳也、時に其評議に及んで遙かに末席の者の言に能く節に中る事有り是によつて家老たる者其人の智たるを悦び則ち是を愛す、爰におゐて其愛を被りたる者猶々其家老を敬す

君亦其臣上下ともに忠と義を以て相互ひに能く和したるを感じ尙ほ悦べる色有りて是等を受する面持にて須臾は言も無く唯其臣の顔を觀るに至つては重く威有りて恭きも亦至れる者也、爰におゐて群臣一統に君の其仁徳を感じ唯尊く有難く心に深く敬發り各々思はず顔を見合せ自ら感涙を催す事に至つては一統大ひに和して求めずして愈々敬に止りもし微しにても私あらば過不及の差ひ有りて斯くも尊とき君の名を下す事のあらむを怯れて愚とも謙とも讓とも云はず思はず唯能く其四を以てする事に至りしとぞ、斯の如く一統の忠義の混したるにおゐて其評議自らに能く定まりたる也

「細註」是れ恭き徳の顯われたるなり徳見われれば恭きも何に哉せん然るを恭きは古流てよい者じやと心得るは何の事ぞや、是れ所謂御法りの臣に移す事の至れる君ほど猶ほ其の身の恭きに至るなり

又郡臣威を増す味は常に大切に思ふ君が恭しければ臣は尤も氣のひける事が無く愈々忠勤に進んで唯心の寛やかなる者なり俗に云ふりきむとは大ひなる間違なり尤も恭きも重く威の有るも其顔を見たるばかりにては其場に居て其の事にあづかりたる皆程には知り難し、其所以は侍々世俗の有様を見るに恭なくも重く威有るも己が心に拵る者多し是れ大ひなる誤りなり故に行

ひを勤め試みたる事無くとも書を讀みたにすれば何によふの事も知ると思ふは誤りなる可し、必々行ひを勤めて以て試し見る可し又云唯席順而已正しするとも其臣の中に若し不和なる者有るに於ては其響きにて君恭くも重くも見へぬなる可し、然れば立居振舞式に於のふとも知らざれば無益の禮也又禮も式も無ければ道に於のふの和無し唯唯弱に唯唯合ふて必ず和と違ふ可からず和は則ち禮に有り能く和して以て禮猶能く備はるなり是れ亦大極たる者なり、然るをも知らず禮儀を問敷ひれくて分相應の禮有て能く和して有るを破らしむる有り、亦人の心を毀ふ有り是れ亦失禮といふ者なり爰に於て聖人の禮の用は和を尊とすとすと謂へるを謂て能く味ひ観る可し

大事を行ふ者は己が身の爲めにせざれば常に人の善きをたに見れば唯快し其善き人を猶々愛する者なり故に家老たる者は其忠義の者が自分耳可愛く成りたるなりと

小事を行ふ者は常に己耳至らん事を欲する者なり故に人の善きは知らざる事多し若し偶々人の善きを見ても是を可愛くならぬなる可し

時子此君常に可愛く思ふ臣共が忠義滿ちて國家の政を正しく評議するを見て悦ばしく可愛くて須臾は言葉も出ぬは又奪し

此君此時其群臣の忠義を唯唯の先にて謝するに於ては其臣等も亦心に染み渡る事の無き故唯唯の先にて敬し或は唯唯振耳にて敬し心に染て敬の發るべきいはれ無し然れども右等の如く善を移し愚讓怯謙の四つを以てする事に至らしむるもの則ち心の徳愛の理なり則ち大極なり、又云此君謀らずして自ら一統を和せしむるに仁徳有り且つ其一統自から和せらるゝ時の味ひ筆に盡し難く少なくとも分相應に行ひを勤めて以て試めし見る可し又云人は己が智慧の有る丈を用る氣に成る時は智慧の器の究る故則ち滿ちて覆る

可し又我獨丁簡をする杯の穢き懐心に投て唯象の說をかりて其兩端を執る志は穩かにして平らかなる者なり是れ則ち心の器を出せる者なりと所謂天地の和も同意にして自からなる中なる可し

### 第二節 愚讓怯謙を以て評議するに非らざれば政を正しくする能はず

#### 正しくする能はず

此君群臣を和さしむるの智を以て評議に及ぶは問ふ事を好むの所以にして則ち愚を以てする也且讓る也臣政の差はむ事を怯れて己一個の理を以てせずして問ふは則ち謙の大ひなる也亦其臣共の上下とも道たるを感じ悦びを心中に愛滿ちてしばらくは言葉も無く唯其面を視たるばかりはなを大ひなる謙也、大なる讓也則ち政こと正く成るの本也

「細註」尤も唯唯の先耳謙りて譲りたりと心得亦口の先ばかり譲りて譲りたりと心得て居る風情の者は此四つ幽玄は知る事無し是を行ふはなほ難し又求めずして自ら愚讓怯謙の四つを以てしたる徳の顯れたる事斯の如し爰に於て微しにても求る所有れば其至らざる幽玄を能く味ふ可し、是れ亦一朝一夕の事に至らず漸々と由て來る所なり、且つ微しにても自分の思ふ通りに爲したき風情にては問ふ事杯の好き行ひに成る可きいわれ嘗て無し

「註」世に勝れたる力有りといへども戰場に及んでは己が力の強さに誘る風情の者杯は其不意を討たれ或は謀計に陥る也是等は匹夫の勇と名附て其前後も辨へざる者則ち女子の氣強に似たる者也

第四章 武士と庶人との差違 第四項 愚讓怯謙 第二節 愚讓怯謙を以て評議するに非らざれば政を正しくすること能はず

「細註」 愚俗益々無き事に理窟をこじ附け言ひ出したる事を引かざる負惜みの強き軍を是に競ふれば戰場に向て己が力らに誇る者を囑とせば負をしみの募る如き者は蚊といふ可し嗚呼負惜みこそ恥す可き事なり

「註」 然ればとして其不意謀計を恐るゝ而已の心にては憶病の者なれば雜兵の首を取るも難かるべし故に其大將々々に軍の法を定めて有る也其法を能く守て心靜に軍の驅け引に氣を配りて居る程なれば危きに入るとも遁るゝ事を得る也、然かして當るを幸に力を盡す時は世に勇力の名を顯すとすむ

「細註」 是れ亦軍の道も國家を治る道も明らに知て以て心に極めの附けたる者は恐る可き事には恐れ恐る可からざる事には恐れず過も無く及ばざるも無きなり斯くて過不及の差ひ有る者は其事に暗くして心に極め握りも無き故なり亦云ふ所謂四つを以てする時は則ち損之又損之道の大ひなる其盛んなる所以は能く知ると雖も損するとは第一に智慧の器を離るゝ爲めなりと徴しにても求る所の有る風情の者は其四つの大ひなること曾て見るなも難かる可し又恭きに至る杯も禮の正しき體によつて自然と恭く來る者にして其味ひは知るとしも是を知るばかりにては士の以上と雖も一朝一夕に及ぶ可き事にあらず故に其の備へを立る事のあらざる身分の者出で物を見たる而已にて是を知たりと心得て是等を論ずる事に至るは其優心の爲めに卑ひと成るとも必ず益無きは世俗を見て知る可し

### 第三節 問ふ事を好むは愚讓怯謙の一なり

時に此君若冠にして未だ經書明らめざるに古語に差はざる行ひの至る所以は書を以て學ばず言を以て學ばざれども明神君方以後世々其家に傳はり求めずして自然の大道を行ふたる者也又我朝におの

て明神君方以後の武士は問ふ事を好まざるは無し故に智者出る時は皆斯の如し尤才不才によつて其徳の顯るゝと隠れたるは有れども問ふことを好むにおのては愚讓怯謙の四つを以てする事其中に備りて有る也

「註」 道は自然の行ひ也故に常に己が人心與道心を能くせんさくして人に對する時は己には道心歎道心無ひ歎知らずして自に道耳行ふに至らずむばあるべからず、然ども其自然を稟るの家に生れざる者は學んで是に至らずんば至るべきいはれ無し然れば庶民はなほ所謂精一にすると謂へるに本づき道自ら其心に保ち求めずして道耳行ふ事の心の體と成る事を終日念ひ學べし

「註細」 然れども愚俗はよこしまなる事と戯も無き事心の僻となりて有る故に猶丹精なければ其心に善き僻は附かるゝなる可し  
「註」 又云ふ多くの人を集めて評議するにはあまたの人其事に付て唯一和だにすれば評議自らに能く定るなり且其主したる者徹しも私の了簡を先にせば衆必一和せざる也故に徹しも私の了簡無く唯衆の説をかりて其兩端を執る而已に志しだにあれば衆自ら能く一に和する也一和する時は誰も皆快く成りて互に心の通じ合ふてほど宜く評議定る也是則ち其事に附て其數多の人を唯一に和さしむる事大將たる者の役儀也とす、然るを民俗は何かと云ふと相談一決せざる事ばかりに氣を入る故相談にならず且一決せざる也



又其愚の甚きは己が思ふ通りに相談一決させたく念ふ者也是等を先立として其所其家内に難儀するもの多く出来るを見て知るべし

庶民といへども是等の事を能く聞別る程の人有るに於ては其所も其家内もよし無き困りはあるべからず、又是等の書を見て此君の真似にてもする志し發るほどの者有るに於ては常に其邊に聞へたる善き人なるべし是則ち心焉に有るといふもの也

「細註」我朝に於ては士ひ以上に斯の如き君の有るとも知らず博覧せざるに於ては大量なる者は無しといふ者有り是を聞て尤も然りと思へるあり是等は以上にて見たる事無き者共の己が心に引きくらへ察して云へる可し

又博覧の者は常に聖賢の言を徹ふ故其行ひ習はずと雖も其志何ぞ俗の及ぶ所にあらんや

又親の歎きも子の難儀に成るをも知らず己が好き勝手而已言ひ行ふ中に奇らしき杯書を讀ますして何を以て哉物を知らむ、然るを四書五經の義讀をも能くせずして愚人の中に強情を押貫き諂はるゝを敬せらるゝと心得て我は是れり杯思ひ博覧したる者にてても少しも肩かた事あれば或は轉り或は辨謗り其博覧の者にも劣らぬ氣取りの者も有り是れ亦よんどころ無し我慢なる可し總て大量も小量も善も惡も他人から見えて知れて有る事故自分定むること無益なる可し

### 第五項 五常三徳も其源は誠の一なり

夫れ仁義禮智信の五常能く備はれば則ち天下の道に達する也と謂へり五常も亦智仁勇の三徳能く備れば則ち天下の徳に達するの所以にして所謂自ら成りたる誠の一の外は無しと謂へり又其誠は吾二人

にて成る者にあらず所謂人に渡りて以て成る者也且其一の成る事の大ひなるや自誠明謂之性とは聖人の事にして則ち求めずして自然に誠至り自ら明らかなるは其性の盡たる者也是を天道也と謂へり、又自明誠謂之教、誠則明矣明則誠矣と此善の幽玄を能く明かに知りて能く是れを行ふ事を學んで以て天道に渡るは賢人の爲せる所にして則ち教有るにおゐて是れに入る是れを人道と謂へり、亦所謂誠衆に渡りて衆自然と是れを承る所以の者則ち地道也尤天道といへば地の承る道自ら其中に備りて有る也亦天地の道といへば人道は自ら其中に備りて有る也是天人地の三つ自ら渡り合ふて太極也と謂へり自誠明なるを能く觀るべし然ども私に離れざれば其心焉に無き故士ひ以上の魂ひを味ふ事難かるべし又是を觀て少しも心得る事有るに於ては其れ相應に其身の徳と成るべし

### 第五章 武士と庶人との對照

「註」今我朝の武士は所謂御法りを稟けたる者故に其行ふ事も心の有る所も好む所も皆常に法り有るを心に止て能く味ひ讀むべし然らずんば此書の幽玄解し難かるべし

#### 第一項 總論

夫れ武士は所謂明神君方の御仁徳を慕けて續きて其情の穩愛有る事家臣を始め庶民迄も子の如く思

ふ則ち是を其子孫々に傳へたる也故に其家を相續する者もし放蕩のこと有るとも天下の民を憐まざるは無し、民の爲には唯々人を達せしめむ事を欲する也故に臣若し過ち有るとも格外の過にあらざれば是を咎る事杯には心を配らず其過ちは知らぬ體にて唯々其れ等を善きに進ましむる事而已常に心に止りて有る也、爰におゐて臣も亦自ら君を敬する事を常とし其役々を能く守らむと常に心に懸る者也又臣若し愚にして役を勤る事能はざる者有るとも、非義非道の行ひだにせざれば先祖代々與へ來る分は其儘に與へ置也數世其高恩に被りたるにおゐて智者出る時は身命を投て必ず忠勤を盡す也

庶民の愚は是に反して唯其場限りの事に深く心を入れて奉公人を使ふにも聊か出したる給金の割に合はぬと事こまかに胸算用ばかりして居る故唯奉公人の寵相有る事ばかりに氣を配り其寵相を咎る事が常の僻と成りて有るなり爰に於て奉公人も亦主人を恨む事を常とし仕業を未熟にするが僻に成るなり以て互ひに其の惡しきを惡み合ふて半途にして墮動する族多し是れは一年も保ち得ざる者則ち唯其場々の事毎に迷ふて心に道も法も無き故なり

第二項 武士の子を養育する法則と庶人の子を養育する法則

武士の子を育つるには規則有り且つ其重き身の自然なるや所謂先祖より傳へ聞く所の外惡きを見聞く事の無き者ほど其生ひ立ちなほ武士たる者也、父亦其子の武士の武士たる備への有るを悦び少しは

心を安んじて愈々靜に慈む子亦父の慈惠を感じて愈々毀傷らざる事を專に志して武士の武士たる志を以て父母の耳目を樂ましむるに至つては其孝と慈と相感じて以て親子の中ちに自ら親を生せしむるに平穩にして則ち道に至る也

庶民は是に反して子を育るの規則も無く唯眼前の事に耳氣をいらち或は氣をもみ或は愛に溺れ杯して茲に至る事を知らず其中に育つ子生長するに隨ひよからざる事耳多し爰に於て父母亦其惡しきを呵て其魂生捨塊者にして自ら親子の破れと成る者多し

第三項 武士は夫婦の別を正しく庶人は夫婦の別なし

武士の夫婦は閨門を別にする事必ず廊下の隔有り且常に妻と飲食を共にせず且つ妻の閨門に入る事に月一度敷の定め有りて其定りの外は夫の機嫌を伺ひに出る事朝に一度の外は曾て目通りを許さず婦に言こと有る時杯情愛心に含む事有るとも曾て面を柔和無し若し少しも面を和らげる時は必ず其婦の志の正き時也

此心に情愛有て顔を柔らげざる面持は實に威有て猛からず唯立派なる者也、爰におゐて婦たる者夫の其面持を視て唯尊く有難く思ひ自然と頭も下るとなむ

庶民の夫婦は庭間を共にし晝夜飯食を共にし又婦を愛する時の面持はいやらしく甘遊し然かして何ぞと云ふは愚痴の怒を作す有り、女子亦アマタレキ所の有るを常に能く吞込て居る故其何程怒るとも何ぞ是を恐れんや唯争ひ奪る而已若し亦腕立して是を打擲す

第五章 武士と庶人との對照 第二項 武士の子を養育する法則と庶人の子を養育する法則 第三項 武士は夫婦の別を正しく庶人は夫婦の別なし

るに於ては女子唯悔しくれしくれる耳にて恐るゝ氣色も無かる可し然らばとて好く云はせて置けばカ、アの分として旦那を差置き罷出て困る事こそ多かる可し、又偶々夫甘遊き顔を婦に見せましく思ふ者有れば唯權にして夫婦の夫婦たることに至らず、又常に娯食にして交る時に至ては俄にケニヤノと成る風情の者は猶々妻に慢らるゝ様になる可し、又寢間を隔たく思ふとも女房を隣りの家に寝させても置かれまじきなり故に民家に於て夫婦の別甚だ立ち難し然れども飯食も共にしながら別を立つる所以なきものに非ず

#### 第四項 武士の敬は厚く庶人の敬は薄し

武士は所謂御法りの徳として上み下の中に立ち下を憐み下亦上を敬する事常也其中に育つ者終日の人の其志を稟け自然と是を思ふ者也以て長の幼を愛する事幼の長を愛するよりも尙ほ切也爰におゐて幼亦能く長を敬するの志自らに備はる也

斯の如く論すことを待たずして心からなる長幼の序を自然に備はりたる者なれば相共に能く和して其正を亡はざる也

庶民實是に反して所謂己が得手勝手の慕る中に育ち朝夕の其風移り己が勝手の悪き事は親でも子でも兄弟でも言ひ憚り有り、又親の言ふ事はとうしても氣に合はぬ有りいかに育ちのあしければとて身の爲に宜しき事さへ言へば面白く無ひとはサテ／＼あはれなる者なり、是等の子を持ちたる者多くは愚痴に成り長々の丹精にて育ちたからは少しは親の心をやすめてもよかりそなた者じや抑

と小言を聞く者もいとゝ氣の毒餘るなり

士ひ以上におゐては云へる如く世に君の仁恵を被り唯々主家を大切に思ふこと常に能く備はりて有る也、そが上にも亦君の恩愛を被るにおゐては猶々君を大切に思ふ也故に其臣どちら唯誰彼の差別無く其家中の士を達せしめむ事を願はざるは無し是におゐて相互ひに功を讓る事を是とする者也以て朋友の信有る事悉く切也、其心の止る所は皆同じ是れ亦自らに朋友の朋友たる信を盡す自らにして能く和する故其和流失する事無きに至る也

今我朝におゐては斯の如く義親別序信の五つながら其人々々の中に自ら生じ自ら和し以て其心自然と善に止る事に至り以て自ら靜にして安き者の慮る中にはなを智仁勇を増し備へる也、其五つながら和して流せざる徳には其五つ亦一つに混ざる也

#### 第五項 武士の和するは自然なり

其一統の大ひに和したる大徳自ら天下の大道を得て以て天下の大事を行ふ事能く成る也、爰に至りては彼が爲すとも無く是が爲すとも無く唯自らに至る而已經書を執て是を云へば誠自成道自道の所以也

〔註〕 今我朝におゐては武士の天下に衆和する事斯の如し以て萬々歳天下泰平國家安穩たる者也

第五章 武士と庶人との對照 第四項 武士の敬は原し庶人の敬は薄し  
第五項 武士の和する自然なり

明君出て天下に天下の大道有るは尤然るべき事なるべし然るを若し暗君出るといへども天下の衆武をして天下の大道を亡はざる事所謂天地の自ら然らしむる事に離れざるの法道なる事爰に明らけし、又云う所謂五つながらの禮自然と立つよりして自ら和と成りて以て面々心の曇るも霞むも無き故漸々一統大ひに和する迄の中に天下の大道其面々の心に生る事書を以て學ばず言を以て學ばざれども自ら天下を治る所以を知る事斯の如し是則ち我朝神世に始り明君方三世の後に至つて漸やく天下の衆民に聖人の意備はれり

其五つながらの和自らに混るの幽玄を味うも亦其混じたる者の味ひも理は皆天地和して萬物生育すると同ふして予の如き生涯是を味ふとも味ひ盡すべからず幽玄考の微味則ち是也、唯幾千歳を経て自然と爰に至りたるに基づきたる而已

「註」 尤此書先哲の謂へる爲せる意に隨て庶民の愚も聞き執り安からしむ事を欲して斯くは微細に記したれども其味ひ予の如き筆に盡し難し唯口説々々しき而已ならん見る人力を添て味ひ給へかし庶人は所謂武士に反して唯人に勝たき耳の中に育つ故若し人に勝つ時は忍ち慢心するなり若し亦人に負る時は已は自然と風む有り或は人を猜む有り故于朋友同志にても互ひに功を奪わんとする事は有るとも譲る杯には氣を付かぬ者多し、是等の人總て竹馬の友と雖も生長するに隨つて朋友の二字を失ひ情通せざれば則ち信無し其不正の者も朋友と利る事有る時は或は淫狂飲酒遊樂にふけ

る杯の爲めに交りを厚くする故其厚き爲めに却て朋友の身上も亡ぼさしむる杯多くして何ぞ信を盡すとせん又其非道の甚しきや抑々先祖の遺信々々の親族でさへ聊か私の爲めに不和と成る有り、或は人に功を譲りたる事無く唯己れ耳功を取りたる意根有りて或は争論、公事、訴訟杯の爲めに大ひに其村中を騒動せしむる有り其身代去年盛んなる哉とすれば今日はなとるへ盛衰極り有る可からず、亦下愚は斯くも武士に反して其主従、父子、夫婦、兄弟、朋友の交りに至る迄一つとして禮有る事無し終には其五つながらの破れを一度に混雜する事に至りては彼が破るとも無く是れが破るとも無く大ひなる騒動と成りて滅亡するを見て知る可し

亦武士に於ては是等のはしたなる事には氣もつかぬを見て知る可し、嗚呼同じ人と生れながら武士と民の氣の付く事の差ひ替ふ可くもある可からず、是れ民は道も法も更に心に極め無き故なり、夫れ今我朝の武士に於ては所謂法りの道有りて行ふ故に其後の相續する者の行ひ安き勤め安き事而已相應を守る事に至る所以有り能く味ひ現る可し

下愚に於ては其子孫の者の有ら安きも有ら難きも心得無く亦其分相應をも知らず唯己が得手勝手耳行ふ者多し、若し偶々子孫の難儀に氣の附きたる者有るとも據處無き事而已多き心地して行ひを革むる事能はず終にソロ／＼びんぼうの種を蒔く者悉く多し爰に於て庶民と雖も必ず先づ其分相應を極め行ひを勤むるの法則を定めずんばある可からざる事明らかなる可し必ず我身を顧る可し「註」 時に武士の家に育らし者は常に得手勝手の無き者故愚なる者をも育ひ安し之れに反し下愚は得手勝手を專一とする故通例の者をも育ひ難し是等を育ふには秀で、寛宥ならずんばあるべからず、然れども是に記す所を熟讀して其幽玄を能く味ひ能く勤め試るにおゐては自ら廣きに出て自ら心寛やかに成り終に勇氣も移るべし然るにおゐては其れ相應に愚を育ふ志も極めて安かるべし必ず己が身に執りて能く熟讀すべし

第六項 武士の斯く成りたる所以

明神君方以來所謂萬々歳天下泰平の法の極りたるは彼れが爲すとも無く是れが爲すとも無く唯天下の衆武をして聖人の如く自誠明なる事に至りたるにおゐて則ち萬代不易たる者也又古しへより誰彼といふ個人の爲したる事は其人死去して後は必ず一日廢して有る也爰におゐて衆の爲せる道の尊きを能く味ふべし

我朝の是に至るの元めは往古より世々智者出て或は唐、天竺の風をも善きは必ず執り用ひたる者にして則ち衆説の兩端を廣く執りたる所以也、其幾百歳の中に智者幾百人といふことを知らず、其數世の智者の功化の散亂をまとめて選び能く執り用ひ給ひて斯くなむ

「註」夫れ聖人の言に偽り無しといへるや賢者は道を以て學ぶに足らずとし智者は道を以て行ふに足らずとす、愚者は道といふ事を知るとも其行ふ所以を知らず、不肖者は道たる所以を知ることを得ず、嗚呼道の行はれざる也と、我朝も民家に此味ひ多し其所以は偶々負惜みの無き者出て道理は知つたれども唯是を知つたる而已にて行ひを勤むる事難し如何にして行ふべきやと敢て是れを問者有り、爰におゐて理を知りて其行ふ所以を問ふは愚也と耳返答して唯是を嘲り笑ふ而已の者多し、爰におゐて由り所なく行ひを勤むる事を廢して終に文義字義耳學ぶに至りし也と云へる人有り、爰

におゐて其嘲笑ふ族を視るに其行ひ未練にして僻多し又己が愚を明らさまに出して問ふ人は其嘲笑人よりも却つて心寛にして行ひも善く僻も鮮し故に人に用ひらるゝ事も有る也、是等は世上の人を視て世俗も皆能く知りて有る事也、是を知りつゝ、慢學に移るを見れば實に道は行はざる者哉又理は知るといへども其行ふ事を得ざるにおゐて敢て是を問ふ者は則ち聖賢の教に隨ひ困みても知るの人にして稍々味ふべき事也、然るを人に我れは智有りと思はしめむが爲に人の善き志を折くはいと淺ましき事ならん歟、總て是等は人に勝ちたきの儘に辱も無く人を嘲り笑ふて却つて己れが恥をざらす事多し且つ知らざるを知らずとすることを知るの本なるに是等の人事に心づかざるは實に耻ケしきことなるべし

士ひ以上におゐては云へる如く人の善きだに是れは己も快く成る志し故右等の耻はさらさぬ也、此兩義を能くてらし合せて必ず勝ちたき志しを持つ事勿れ又士ひ以上におゐて問ことを好まざるは無ければ庶民なほ問を耻と思ふ事勿れ必々右等の言葉に折らるゝ事勿れ必々瘦我慢に陥る事勿れ、別して無理無悲の者と思はるゝも拘はらず夢中に成つて唯人に勝ちたき一向きの土地風も有る者なれども其等の土地に生れたる者はなほ以て可愼也

「細註」士ひ以上は文義と字義にて理を知るも其行ひを勤め試みざるに於ては曾て是を知ることを能はず能く試みて以て後に知る

と云ふなり、武士に一言無しとは徳ての事に見極りの無き事は言ひ出さぬ故二度と言ひ答る事無きなり  
愚俗等資惜み我慢驕りて言ひ出したる事は跡へはひかぬと言ふには雲泥の相違なり、又是等の人の其差ふ事の多きや素讀して師の  
半學にも至たらぬ中に至りたる心地して終に是を廢する有り、又其愚の甚しきは傍若無人に慢心して一切人を知る事を得ざる有り  
又人知らざるを恥と思ふ者尙ほ鮮し、又賢人君子の如く行ひを勤めたく思ふはよけれど其分相應にも氣が附かず自分官に君子氣  
どりと成る時は我知らず奢に進み其驕慢の勢ひに乗りて或は父母の分相應を守り實朴なるを吝嗇と思ひ或は不義にもあらざるを不  
義と思ひ杯是等の爲めに子として父の不義を諫めざるは孝にあらず故に父と雖も惡しきは打なり杯云ふ族に書を讀ませては聖人の  
語と雖も却て難と成る有り、斯の如き者なれば心焉に無き時は聖人の語も金言も猶に小判と同じきなり

### 第七項 君臣の情

時に我朝の武家の臣を使ふ規則といふは家老を始め仲間に至る迄先づ其器々を能く見極め其器量に  
應じて役々を守らしむるが故に臣は仕へ安ふして心靜にして其役々を能く守り漸々立身出世と成る、  
又臣に命ずる事有る時には必ず言は少く寛柔にして其臣の善きの有るのと心待する味ひ有り故に臣も  
亦常に君に召されむ事を願はざるは無し以て君の召さるゝ事有れば臣勇み進で御前に出て君を拜した  
るばかりにても其志自ら勇々しく備ると、又事を評議するに及では所謂能く譲りて以て役を勤むる者  
其事の善きを自ら發明する事に至らしめて以て其發明したる者に能く任せると、其勇み進んで出る魂

いにて君の厚き思召を被るにおひては臣の身に執て唯尊とく難有身命を君に捧て國家の政を能く勤め  
むと奮發するに至ると

君も亦臣の善きを心待するの志にて其臣の勇の美なるを見る時は悦ばしく樂しく十分に心を任せる  
に至る、斯く君臣ともに徹しも私無く志の混したる法には智仁勇其君臣の中に自ら涌き滿ると智仁勇  
の起發といふは是等によつて能く味ひ觀されば知る事あるべからず

### 第八項 仁は起發を以て知るとは大智を要す

仁は起發を以て知るべしとの大家の説有り、今俗學に至る迄悉く是を云ふ、然ども其仁の大ひなる  
を知るには漸々學んで五常三徳の大ひなるを見つゝ、其五常三徳の相備はりたる所以に由て以て自らに  
其發する幽玄を能く味ふて以て其發する元に由りて大空を見るが如くの志に至りたる時にあらざれば  
子の如きは起も發も知る事を得ず故に其知る所以を記す而已、大智大才の人の知る所は又近きにある  
も其遠近亦窮りあるべからざる者なるべし

「註」時に家内の者或は放蕩、懦弱、吝嗇、強欲、柔弱、未練、負惜、我慢等を混して有る風情に  
て其志す所皆離々の分として仁は起發を以て知る杯云へる有り、子の如きは私に離されば是を論す  
る事わたわす故に予が友人達は必ず先づ私をすて能く行ひを勤めて以て試し視るべし

「綱註」臣は君の仰せを謹みて承て其儀は御任せ給ひかしと志を極めさせて以て其者の宜しきを見極めたるを愛するの美しき情にて然ば汝宜しきを取扱ふ可し杯と云ふと又其志を極めさせるには先づ取扱ふ所以を其者の發明するよふに評議するなり

下愚は是に反して譬へば給金二兩とる者も三兩取る者も同じ丁節を附たく思ふ辭に其者の心に善き志の出来るを持つ杯は無くても自分の思ふ通りにさせたくとも其者の腹に無き事を申付けては間違の出来るは知れたる事なり、又器量に過ぎたる事を申付る辭に間違ふとやましく云ふなり、若し亦間違も無く能く事を作したる時は其主人の徳にて當たりては無く其者の力で當る故に慢心して困り入るなり、下愚に於てはとうしても自分から災を引出す事而已する者多し、若し亦偶々人の心に入り渡る事有るとも自分の勝手を能くする爲に入り渡りを能くする故其場ではよいよふでも末には必ず何の爲めにもならざるなり、兎角物事自分の勝手に離れて仕置た事は其時は無益のよふでも後は必ずよい者なり世上を見て知る可し、唯々眼前の丁節は必ず後の災を引出す事能味ひ知る可し

### 第九項 武士は能く行ひ能く勤むべし

明神君方以後の武士は所謂能く守り能く勤めねばならん身分故、主君の爲め親の爲め先祖の爲め庶民の爲めに、心を盡し身を凝らしむることが常に心の法則と成りて有る故、第一には主君の大智有るを仰ぎ尊んで大ひに悦ぶ、次には諸武家中其の己れに勝る大智の有るを悦ぶこと亦た限り無し、次には臣の智有るを大ひに悦び則ち是れを樂む、次には嫡子の智有るを悦び樂む、次には弟或は次男

三男等の智有るを悦ぶと、斯くの如く常に心焉に有る故自ら能く人を知り自ら人を用ることを能くする

斯の如くなれば己れ人に勝ん杯眼前の慾に心を用る暇無く唯自ら己れの心に人の善き事に耳染み渡ると、爰におゐて亦我知らず我が心に自然と善きの積りて自ら愚讓怯謙の四ツを以てするの智者と成り自ら立身出世と成ると

「細註」爰に於て能く味ひ觀る可し愚讓怯謙の四ツを以てすることは務しにても求むる所有れば至らず、微しにても自分の勝手を思ふ所あれば至らざる耳ならず却て其身の過ちと成る事明らかに見はれて有るなり正幽玄を能く明らむ可し

### 第十項 武士の樂みは遠く慮り小人の樂みは之に反す

士以上におゐて物を樂みたる跡は猶は必ず身を顧ざるは無し故に情を樂み或は酒を樂むの類ひ皆終日能く勤守の餘情にして唯其時の氣を養ふ而已也、是れ君子は其樂みを樂みとせず常に遠きを慮りて以て是れを樂む其樂大ひに廣ふして盡る事無く愈々須臾も道に離る事無し

下愚は是に反して常に己れ人に勝ちたき而已の志なれば人の善きはさのみ悦ばしからず其己れが志の穢きに漂ふて居て終に人を知る事を得ざる也、嗚呼一寸先も見へぬ智惠の淺ましきや第一には先づ眼前の利を得たるを悦び次には専ら情を好み樂んで是を終日の念とす、次には飲食を樂みとす其樂み

第五章 武士と庶人との對照 第九項 武士は能く行ひ能く勤むべし 第十項 武士の樂みは遠く慮り小人の樂みは之に反す

悉く狭し故に樂み數度に及で珍らしからねば物に退屈して少は氣鬱を晴らすべし杯云て又放蕩情弱に狂ひ杯皆せまき事を樂みとする故に其樂み猶ほ亦盡きて退屈して愈々困難に離る事無し、常に是等のせまき事に而已氣を入れて居る故親の善きも子の善きも知る事杯には心を用る暇無く却て其善きに己れが惡きを添ソナヘ難る有り

是れ等の志にて何ぞ災ひを通ることを得んや、是等の人は縦から見ても横から見てもどふしても吉事の續くべきいわれ曾つて無し、斯くの如きものは鼻ノビひの本を知らざる故少しにても災ひ來るときは忽ち氣を揉み愈々其の場限りのことに耳凝り愧り愈々一個の丁簡と成り家も身も亡すを見て知るべし

庶民といへども少しにても人を知る者は災ひの來る時杯猶を必ず人の丁簡をかりて以て其災ひを軽くする者の有るも亦見て知るべし

「細註」今年限りにて身代を持つことを止めにするでは無し一代限りで家名を漬す氣でなければ唯其場限り其年限りの勝利は何ぞ悦ぶに足らんや後ばともあれ先づよつたとは何と言ふ事ぞや、今日限り今年限りで面白き事のいかに成るては無くば後ばとも有れま面白かつた杯とは何ぞや下感の災ひ多くは自ら作せる鼻ノビひにして兎角に其の樂みを樂みとし其利を利とするより鼻ノビひの災ひする事に至るなり、故に必ず遠きを慮り唯々樂みを廣くす可し必々眼前の吉凶に惑ふ事勿れ

「註」是等の事は口に知りたる者は世に多しといへども其行ひを能くする者は鮮し是れ全く能く守り能く勤めねばならん身分とは思はざる故唯情弱の我儘に行ふて以て慎む事のならぬなるべし、身のゆく果を思ひ先祖を思ひ子孫を思へば終日能く守り能く勤めねばならんは知れて有る事也必々生根を定めて能く守り能く勤むべし

### 第十一項 武士の心には法則あり庶人には心の法則なし

夫れ今我朝におゐて自然の大道備りて有る事の明らかなるや

皇太神の御血脈以て異なる血室無く數千年來の天子たり是れ則ち攝政大臣方をして御世々々守護し奉りて天下を亡び給ふ事無く又近き世に至つて天下の政を賴朝公に命せられて後ち明神君方以來猶ほ以て所謂諸大名方をして相ともに衆説の兩端を執て以て天下の政を正くするの法則と成り愈々天下を亡び給ふ事無く以て泰平の御世とはなりぬ

天下の諸大名方も亦所謂法りを稟續きて私しの意を以てせざる事の世々傳りたる法には自ら臣が諫を能く用ひねばならんと思ふ事に至り其國家を亡ふ事無し其法り亦漸々に移り自然に流れて有る故におゐては人の諫を能く用る也、以て身に令名を離れず不誼に陥らず且白及を踏が如くの身分といへども危きを通ること



其自然に流れたる法とは何を云とも思ふとも主人と先祖と親と民との大事に離れたるは無し其心に離れざるを指して心の法則といふと

下愚は心の法則無き故是に反して親は親、子は子、樂みは樂み身代は身代と別々に思ひ別々にして行ふ故一つとして自然の理にかのふは無し以て終には善き事の遂る所以無し、其心の法無き旅の哀さや譬ば西へ行くべしと定たる心の中に東へ行きたき志發り是が爲に困む有り又俗に所謂戯けものは或は經書の義論に我慢負借を以てし或は親を愛敬する言葉の下から婦人に氣をとられ、困窮に屈詫する心の中に奢りの望み有り奢りの風俗に備へを立て居ながら専ら吝嗇なる有り子々孫々迄も、宜きに至らんことの工夫に専ら志して居て其の場限り其の時限りのこと毎に迷ふ有り是れ等の類ひ舉げて數ふべからず

是等を他人から視る時は嗔方歎氣違ひ歎と思ふなるべし是皆心に法無き故埒も無く戯氣ガキで暮すなるべし故に必ず善き心法を定むべしといふ

「細註」尤も其戯氣者の外智有る人は見るも聞もしなぬ中に生れ其中に面已育ちし者は其戯氣に有る事と思ひ唯戯氣なる事耳心に浮ぶの法則と成りて有るなり、斯の如き者若し偶々智有る人に對する時は其の智をも却て戯氣と思ふ有り見て知る可し、其互ひに嗔方よ氣違ひよと思ふ中にも智惠の有る者は是等を恥す可き事と知りて能く憤む者も有れば必ず言と行ひとを顧み以て必ず人を猜む戯氣で暮す事勿れ

### 第十二項 武士は忠孝の人を欽慕し庶民は忠孝の人を猜む

武士におゐては上に忠孝の至れる者有れば下として是を敬せざるは無し且つ是を慕はざるは無し、下に忠孝の至れる者有れば上として是を愛せざるは無く猶心中に是を慕はざるは無し心靜にして役儀々々の活用を能くする者有れば上として是を頼母しく思はざるは無し、下として是を慕はざるは無し下愚は是に反して忠孝の者杯を猜む者多し又は嫉妬の深き者は怨敵と成りて災ひする事も有れども是等は己を亡す事も知らざる風情唯柔弱未練の者にして其惡念長く續くべからず何ぞ恐るゝに足らんや

仇せらるゝを忍ぶ如きと忠孝の道と替へさにあらざれば能く勉強して必ず道に離れず其仇する者に我は聊か敵對の心無く時を待居るにおゐては自ら其徳外に顯れ自ら衆人に寄伏せらるゝに至り却て仇する者の有るも樂みにこそ有つて猶ほ其御褒を被る杯に至りてはいたく嫉み猜みたる者も終には歸伏したる例しも有れば行ひを能く勤るにおゐては人の妬み猜む如き必ず恐るゝ事勿れ、尤童子の分として忠孝の志有者を見ては常に嫉妬偏執の深きものといへども曾つて是れを妬まず猜まず其の幽玄を味ひ知るべし

卿、代官、名主等其役々の活用を能くするといへども常に人の爲に心を盡し常に慢無く常に謙讓を

専らとする者は人に猜まるゝ事鮮し是れ則ち天地の自然なるべし、もし是を猜む者は己れが不善を覆はんとする類ひより發る風情なればなほ以て恐るゝに足らず、是等皆世上に見はれて有るに心附も無き族は幼き時より唯人に勝ちたく或は負るを嫌ふ杯の穢き志より發し世に恥を曝し身を亡す者多し恐るべし慎むべし

第十三項 武士は過を改め庶人は過を正當なりと言張る

士におゐては若し我知らず過ちに至る事杯有る時は朋友の信義に依り是を知り其過を改るに至りては其信義有る人を頼母しく思ふこと限り無く朋友の中におゐては是に勝ざる悦はしき事は世に無く思ふ者也是れ亦士の常に心の有る所也故に互ひに過と成る事は必ず知らせ參らす也以て其互ひの身に令名を離さる也と

下愚は柔弱未練なれば則ち是に反してもし人己れが悪さを知らせ呉れる時は其己れが非を覆はんとして曲當て申譯杯する有り、或は瘦我慢を出し争ふ有り又其下愚の甚きは人の其實意を悦ばしくも思はず却て恨む族も有り、斯く成りては愈々一個の丁箭を以てし愈々身の危さを遁るゝ事能はず、是れ亦下愚の常に心の有る所也故に猥りに人の非を告げ遣はす事勿れもし人の非を打ち參らせむと欲せば必ず先づ其器に應じて能く養ひ育めて以て心の通る時を待つて言へき也

第十四項 武士は諫を喜び庶人は之を怒る

真心以て人の危さを諫めまいらせたる其言を速かに用ひ其危さを遁れ守り正しく成りたる時は唯互ひに快くなほ互ひに頼母しく思ふ事に至り自ら朋友の信義を亡ふ事無し、爰を以て朋友と熟語すべき事也

下愚は又是に反して友人の悪さを諫むる事鮮く或は諂ひの爲に却て悪さを譽る有り或は己れが好む所の放蕩、惰弱、吝嗇、強慾、負惜み、瘦我慢の淵へ釣込む有り或は己れが慢を暴す爲に藝に進みする風情にても日々席を向ふしだにすれば朋友と心得る有り、是等は朋友に信義を盡す者といふことを聞て却て人を鼻ひの淵へ引込なるべし、斯の如き者なれば善き友と災ひとなる友と有る事を能く知りて必ず薄氷を踏む事勿れ、嗚呼危哉唯安緩として其場限りの事耳に心を置く者は日々薄氷を踏むが如くなるべし

士以上におゐては所謂能く守り能く勤ねばならん身分故武藝に達し諸學に達したる者を好み是を慕ふ類ひ擧げて數ふべからずあらまは是等の意を以て能く味ひ知るべし、何れにせ皆主君を思ひ親先祖を思ひ民を思ひ子孫の後の世に押渡りて廣く遠く慮るにおゐて自から我に勝れる者有るを悦ぶ故に争臣争士争友少して能く危さを遁る也と

第五章 武士と庶人の對照 第十三項 武士は過を改め庶人は過を正當なり  
と言張る 第十四項 武士は諫を喜び庶人は之を怒る

下愚は亦是に反して我身の爲に宜き事を言ひ呉れる人は好かず以て其人に近寄らず、修身齋家の活  
用を能く語る人有れば己れが非を數へらるゝ心地して終に其人に遠ざかる、分相應の禮正き人を好ま  
ず分に過ぎたる失禮非義の者を好む

是等の反する類ひ擧げて數ふべからず、人斯の如きにて何ぞ其身の幸ひを得ん何ぞ其身の危きを道  
れん、是等の事は誰も少しは聞きたるもあるべけれども柔弱未練故一善も守る事能はず、然ばとして道  
を守る事は一朝一夕に極まる者にあらず、然ればとして一刻片時も道に離れたる行ひをすれば危し  
若し亦一旦に道心を極めたりと思ふといへども知らず識らず不肖の僻出で終に其守りを廢ふ故に世  
々家に道無きは危し、よつて此卷に記する所をてらし合せて能く味ふて身を能く顧み能く行ひを勤  
守りて以て試し見て必ず悪き拙き志を改め未練惰弱の生根を革め日々行ひを怠る事無ければ自ら士以  
上の魂ひの強き味ひを知る事に至る是を知る、事に至ては自ら生根革り自ら魂ひ強く成る例有り、其  
至りたる丈は先祖の爲め父母の爲には命をも惜からぬ事とも成りぬべし

## 第六章 兒童教育

### 第一項 總論

蓋し俗人の常に唱る事四有り、曰智、曰才、曰利口、曰愚鈍なり、夫れ智は世の徳を得る者也、才  
は世の用を爲す者にして能く事を辨るの者也、故に才と智とは相混して有り

「細註」然るを己れが才に就て己れが智の廢れたるを知らざる者多し、尤も譬へば智は肉にして増と増ふ可き者なり才に舒る者に  
あらず、才丈に舒る者なり、此才智の背つ幽玄を能く味ふ可し

たき者也、亦俗に云ふ利口は頓才舌の先に走て唯口先の利辨を貪り己が悪きをも善きに言ひつくる  
ひ杯第一には其身の徳を失ひ或は脩身齋家の爲に災ひ有るとも益無し

「細註」官ら笑をする者と早呑込をする者は聲に取るなどの謬有り是れ皆利口の爲す所なり、亦己が悪しきを善きに言ひ辯ひ杯す  
る時は災ひ來るぞと謂へる故はあれども是を幸ひの種と成るぞと云ふ教育する事を未だ聞かず是皆教無き家に育し故其子供にも悪し  
き事はかり傳へて教の有る積りのものこそ甚だ危し

故に脩身齋家を志すものは必らず其の利口を爲すべからざることなり、必らず是れを忌嫌ふべきこ  
ととすべし、亦云ふ愚鈍は才智身體の底に沈て理非混雜蒙昧にしてことの善悪を辨ること能はざるも  
の也

「細註」庶人は常に小人に交り大智大才の以上方杯に對する事無き者故大智大才の味ひは唯聖人の書を讀むの外に是を知る所以無  
し然れども亦其心懸にあらざれば聖人の書を能く讀みたる者すら所謂頓才の辭を舌の先に振ふる者な才子と心得過つて其才子に陥り  
聖人の語も口にして心に知らざる者の有るを見て知るべし、故に文盲の者は猶ほ修身齋家の爲めには災と成る事其を是として子を

育る者萬にして九千九百九十九人なるべし嗚呼唯恐るべきは利口なり

### 第二項 胎内教育の心得

母たる者唯眼前の信を盡さんとて却て人を激さしむる杯偏る類ひの其胎内に稟けたる氣質には則ち木氣不足して生る也

「細註」木氣の生成する徳は仁に配す

然れども人の心を穩に持たしめ其人を所謂性の儘に居らしむる事を能くする事に至らんと思ふ程に育るにおゐては漸々と智を増し木氣自然に増すへし以て其患ひを遁る

「細註」尤も木氣を増さしむるには金火水土の四の精を以て育ふなり、外皆此理に倣ふ可し

又母氣隨にして高づ己が心の儘に爲したる類ひの其の常に成りたる其の氣質は則ち金氣不足して生る也

「細註」金氣の生成する徳は義に配す

然れども身の難儀には厭ひ無く信を盡すへき人には信を盡し或は誓約は違へざる者也杯と思ふ程に育るにおゐては勇氣を増すの類ひに成る故自ら義を生し其患を遁る也

又母奸佞の類ひの其常に成りたる其氣質は則ち火氣不足して生る也

「細註」火氣の生成する徳は則ち禮に配す

然れども己より下なる者といへとも漫らす長者たる者は實に尊敬する程の心に育るにおゐては所謂利口を去りて智を増し自ら禮發りて其患を遁る也

又母迷ひの類ひの其常に成りたる其氣質は則ち水氣不足して生る也

「細註」水氣の生成する徳は則ち智に配す

然れども必ず先つ近きよりして必ず廣遠に奔る事無く唯々廣く遠き事迄も明らかに學ぶへき者と心を極る程に育るにおゐては漸々智を増し才も育ち自ら其患を遁る也

又母浮るゝ類ひの其常に成りたる其氣質は則ち土氣不足して生る也

「細註」土氣の生成する徳は信に配す

然れども上下自他と無く情愛を盡すほどに育るにおゐては漸々智を増し自ら信を生し其の患ひを遁る也

時に下愚の妻杯は總て物に偏り或は氣隨或は奸佞或は迷ひ或は浮れ杯する事常なるへし故に其氣質善き子を産む事鮮き幽玄を能く味ひ知るへし

「細註」又五常の中一にても能く守る事に至りては外四つ自ら其中に備る者なり、五常を能く守ることを得たりと思ふと雖も若し其内一にても能くせざるに所有る時は必ず外四五らざる有る者なり、其五能く具備する時は則ち有るとも無く備る故に則ち大福た